

防災共通計画

防 災 共 通 計 画

目 次

	頁
第1編 総 則	
第 1 章 計画の目的・方針	共1- 1 -1
第 2 章 基本理念及び重点を置くべき事項	共1- 2 -1
第 3 章 防災関係機関の実施責任と処理すべき業務の大綱	共1- 3 -1
第 4 章 本市の概況	共1- 4 -1
第2編 災害予防計画	
第 1 章 防災協働社会の形成推進	共2- 1 -1
第 2 章 都市計画	共2- 2 -1
第 3 章 文教対策	共2- 3 -1
第 4 章 文化財保護対策	共2- 4 -1
第 5 章 交通施設対策	共2- 5 -1
第 6 章 通信施設対策	共2- 6 -1
第 7 章 避難行動の促進対策	共2- 7 -1
第 8 章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	共2- 8 -1
第 9 章 水・食品・生活必需品等の確保対策	共2- 9 -1
第10章 防災訓練及び防災意識の向上	共2-10 -1
第11章 自主防災組織・ボランティアとの連携	共2-11 -1
第12章 企業防災の促進	共2-12 -1
第13章 広域応援体制の整備	共2-13 -1
第14章 中山間地帯における孤立対策	共2-14 -1
第15章 防災に関する調査研究の推進	共2-15 -1
第3編 災害応急対策計画	
第 1 章 活動態勢	共3- 1 -1
第 2 章 通信運用計画	共3- 2 -1
第 3 章 災害情報の収集及び伝達計画	共3- 3 -1
第 4 章 広報計画	共3- 4 -1
第 5 章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	共3- 5 -1
第 6 章 救出計画	共3- 6 -1
第 7 章 食品の供給	共3- 7 -1
第 8 章 給水計画	共3- 8 -1
第 9 章 生活必需品等の供給計画	共3- 9 -1
第10章 医療救護計画	共3-10 -1
第11章 遺体の搜索、遺体の処理及び遺体の埋火葬	共3-11 -1

第12章 防疫及び保健衛生計画	共3-12	-1
第13章 住宅対策	共3-13	-1
第14章 環境汚染防止及び廃棄物処理対策	共3-14	-1
第15章 文教災害対策	共3-15	-1
第16章 緊急輸送手段の確保	共3-16	-1
第17章 一般通信施設計画	共3-17	-1
第18章 ボランティア団体等の受入れに関する計画	共3-18	-1
第19章 応援協力・応援要請	共3-19	-1
第20章 自衛隊災害派遣要請	共3-20	-1
第21章 防災ヘリコプターの活用	共3-21	-1

第4編 災害復旧対策計画

第1章 復興体制	共4- 1	-1
第2章 被災者等の再建等の支援	共4- 2	-1
第3章 公共施設等災害復旧対策	共4- 3	-1

第 1 編 総 則

第 1 章 計画の目的・方針

第 1 節 計画の目的

瀬戸市地域防災計画は、市民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼすおそれのある風水害や大規模な地震災害等に対処するため、県、市町村、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関がその全機能を十分に発揮し、相互に協力して総合的かつ計画的な防災対策の推進を図ることにより、市民のかけがえのない生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第 2 節 計画の性格及び基本方針

1 地域防災計画

- (1) この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、瀬戸市防災会議が瀬戸市の地域に係る防災計画として作成する「瀬戸市地域防災計画」として、風水害や大規模な地震災害等に対処すべき措置事項を中心に定めるものである。
- (2) 市民の生命、身体及び財産を守るため、県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者がとるべき基本的事項等を定めるものであり、各機関はこれに基づき細部計画等を定め、その具体的推進に努めるものとする。
- (3) この計画は、市内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者における防災活動に関する計画（「地区防災計画」）について定めることができる。
- (4) 瀬戸市防災会議は、毎年、瀬戸市地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。

2 南海トラフ地震防災対策推進計画

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号）第 5 条第 2 項に基づき、南海トラフ地震防災宅策推進地域（以下「推進地域」という。）の地方公共団体は地域防災計画において、

- ①南海トラフ地震に関し、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項
- ②南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項
- ③南海トラフ地震に係る防災訓練に関する事項
- ④関係して行政機関、関係指定地方行政機関、関係地方公共団体、関係指定公共機関、関係指定地方公共機関その他の関係者との連携協力の確保に関する事項
- ⑤南海トラフ地震に係る地震防災上必要な教育及び広報に関する事項

を定めることとなっており、これらの事項について定めた部分を同法では南海トラフ地震防災対策推進計画と呼んでいるが、本市の計画においては、津波のおそれがないため、②以外の計画を「第 2 編」及び「第 3 編」で定めている。

なお、本市は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号）第 3 条第 1 項に基づき、推進地域として指定されている。

- 3 瀬戸市地域強靱化計画は、瀬戸市における国土強靱化施策を推進する上での指針とされている。そのため本計画の基本目標が達成されるよう連携を図ることとする。

第 3 節 計画の構成

この計画の構成と主な内容は次のとおりである。

構成	主な内容
防災共通計画編	計画の目的、基本理念、防災関係機関の事務又は業務の大綱、各種災害に共通する事項
風水害等災害対策計画編	風水害等災害に対する予防・応急・復旧対策
地震災害対策計画編	地震災害に対する予防・応急・復旧対策
附属資料編	関連する資料、様式等

第2章 基本理念及び重点を置くべき事項

第1節 防災の基本理念

“地域の生活環境の向上と安全・安心な地域づくり”を目標とする本市において、防災とは、市民の生命、身体及び財産を災害から保護する基本的で重要な施策である。

近年、気候変動の影響に伴う台風の激化や局地的な大雨の頻発、市街化の進行などとあいまって、洪水、土砂災害などの災害リスクが高まっている。

また、南海トラフ全域で、30年以内にマグニチュード8以上の地震が起きる確率は70～80%程度と予測されており、この地域は、巨大地震がいつ起きてもおかしくない状況にある。

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、災害に備えていかなければならない。

市及び各防災関係機関は、被害想定及び過去の災害から得られた教訓を踏まえ、適切な役割分担及び相互の連携協力の下、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、自助、共助、公助における多様な主体が自発的に行う防災活動を促進し、市民や事業者、災害応急活動、ボランティア等と一体となって取組みを進めていかなければならない。

また、女性や高齢者、障害者などの参画を拡大し、男女共同参画その他多様な視点を取り入れるとともに、住み続けられるまちづくりなど、SDGsの理念を意識し、科学的知見及び災害から得られた教訓を踏まえ絶えず改善を図っていくこととする。

防災には、時間の経過とともに災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の3段階があるが、それぞれの段階における基本方針は次のとおりである。

1 災害予防段階

災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限りすすめて、ハード・ソフトを組み合わせ一体的に災害対策を推進する。

2 災害応急対策段階

- (1) 発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握する。また、時間の経過に応じた的確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。
- (2) 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障害者その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障害の有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。

3 災害復旧・復興段階

発災後は、速やかに施設を復旧するとともに、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興を図る。なお、大規模災害時には、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ、計画的に復興を進める。

第2節 重点を置くべき事項

本計画の基本方針を踏まえ、本市の地域の防災対策において、特に重点を置くべき事項は次のとおりとする。

1 大規模広域災害への即応力の強化に関する事項

大規模広域災害にも対応し得る即応体制を充実・強化するため、発災時における積極的な情報の収集・伝達・共有体制の強化、市町村間の相互支援体制を構築するとともに、実践的な訓練の実施に努めること。その際、効果的・効率的な対策を行うため、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図るなど、災害対応業務のデジタル化の促進に努める。

2 被災地への物資の円滑な供給に関する事項

被災地への物資の円滑な供給のため、被災地のニーズを可能な限り把握するとともに、ニーズの把握や被災地側からの要請が困難な場合には、要請を待たずに必要と判断される物資を送り込むなど、被災地に救援物資を確実に供給する仕組みを構築すること。

3 住民等の円滑かつ安全な避難に関する事項

住民等の円滑かつ安全な避難行動を支援するため、ハザードマップの作成、避難情報の判断基準等の明確化、緊急時の指定避難所等の指定及び周知徹底、立退き指示に加えての必要に応じた「緊急安全確保」の指示、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成及び活用を図ること。

また、高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保（以下、「避難情報」という。）等の行動を促す情報に警戒レベルを付して提供することにより、避難のタイミングや住民等がとるべき行動を明確にする。

4 被災者の避難生活や生活再建に対するきめ細やかな支援に関する事項

被災者に対して避難生活から生活再建に至るまで必要な支援を適切に提供するため、被災者が一定期間滞在する指定避難所の指定、周知徹底及び生活環境の確保、被災者に対する円滑な支援に必要な罹災証明書の発行体制の整備、積極的な被災者台帳の作成及び活用を図ること。

また、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図ること。

5 事業者や住民等との連携に関する事項

関係機関が一体となった防災対策を推進するため、市地域防災計画への地区防災計画の位置付けなどによる市と地区居住者等との連携強化、災害応急対策に係る事業者等との連携強化を図ること。

6 大規模災害からの円滑かつ迅速な復興に関する事項

大規模災害が発生した場合に、円滑かつ迅速な復興に資するため、県と市は、住宅復興計画・体制の検討を進めるなど、住民の意向を尊重しつつ、計画的な復興が図られる体制を整備すること。

7 地震防災：揺れ対策の充実に関する事項

地震による建築物の倒壊等から市民の生命や財産を保護するため、住宅や学校施設及び不特定多数の者が利用する大規模建築物等や地震の際の避難などに必要な道路沿いの建築物、防災拠点となる建築物の耐震化を促進すること。

また、上下水道、道路、河川、農業水利施設等の社会インフラの耐震性強化を図ること。

また、道路については、広域交通ネットワークの余裕を確保する観点から整備を促進すること。

第3章 防災関係機関の実施責任と処理すべき業務の大綱

第1節 実施責任

1 瀬戸市

瀬戸市は、災害対策基本法の基本理念にのっとり、市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するために、防災の第一次的責務者として、県行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

2 愛知県

愛知県は、災害対策基本法の基本理念にのっとり、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害が市町村の区域を越えて広域にわたるとき、災害の規模が大きく市町村で処理する事が不相当と認められるとき、あるいは防災活動内容において統一的処理を必要としたり、市町村間の連絡調整を必要とするときなどに、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。また、市町村及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつ、その調整を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、災害対策基本法の基本理念にのっとり、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び指定公共機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び市の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、災害対策基本法の基本理念にのっとり、その業務の公共性又は公益性にかんがみ自ら防災活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

また、指定公共機関及び指定地方公共機関は、指定行政機関、指定地方行政機関、県市町村の長に対し、応急措置の実施に必要な労務、施設、設備又は物資の確保について応援を求めることができる。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、災害対策基本法の基本理念にのっとり、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。

また、市その他防災関係機関の防災活動に協力する。

第2節 実施内容

1 瀬戸市

- (1) 災害予警報を始めとする災害に関する情報(南海トラフ地震に関連する情報等を含む。)等の収集伝達
- (2) 災害による被害状況の調査及び報告
- (3) 災害広報(南海トラフ地震に関する情報(巨大地震警戒・巨大地震注意)等を含む。)
- (4) 避難指示
- (5) 被災者の救助
- (6) 災害時の清掃、防疫その他保健衛生に関する応急措置
- (7) 水防活動、消防活動及び浸水対策活動
- (8) 被災児童、生徒等に対する応急の教育
- (9) 公共土木施設、農林業施設等の新設、改良及び防災対策並びに災害復旧
- (10) 農作物、家畜に対する応急措置
- (11) 水防、消防、浸水対策、救助その他防災に関する施設・設備の整備
- (12) 危険物施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入り検査
- (13) 交通整理、警戒区域の設定その他社会秩序の維持
- (14) 自主防災組織の育成及びボランティアによる防災活動の環境整備
- (15) 防災上必要な教育及び訓練並びに防災思想の普及
- (16) 洪水予報、水防警報、水位周知河川の水位、排水調整対象河川の水位通知等の伝達を受けた際、必要な措置
- (17) 避難場所、避難路、消防用施設その他地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備
- (18) 地震防災応急対策を実施すべき事業所等に対し、必要に応じそのとるべき措置について指示、要請又は勧告
- (19) 被災建築物・宅地の危険度判定等
- (20) 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒・巨大地震注意)が発表された段階から、応急復旧に必要な人員・資機材の確認

2 県関係機関

(1) 愛知県瀬戸警察署

- ア 災害時における警備対策、交通対策等の企画、調整及び推進
- イ 災害警備に関する災害非常用物資及び装備資機材の整備
- ウ 被害実態の早期把握と情報(南海トラフ地震に関連する情報等を含む。)の伝達
- エ 災害を拡大させるおそれのある設備又は物件の除去
- オ 避難の指示又は警告及び誘導
- カ 人命救助
- キ 行方不明者の捜索及遺体の検視
- ク 災害時等における交通秩序の保持
- ケ 警察広報
- コ 災害時における各種犯罪の取締り
- サ 他の機関の行う災害応急対策又は地震防災応急対策に対する協力

シ 緊急輸送確保のため、車両の通行を禁止・制限

ス 緊急通行車両等の確認及び確認証明書の交付を行う。

(2) 愛知県、愛知県尾張県民事務所、愛知県尾張建設事務所

ア 災害予警報を始めとする災害に関する情報（南海トラフ地震に関連する情報等を含む。）の収集伝達

イ 名古屋地方气象台と共同して土砂災害警戒情報を発表する。

ウ 災害広報（南海トラフ地震に関連する情報等を含む。）

エ 避難指示の代行

オ 市の実施する被災者の救助の応援及び調整

カ 災害救助法に基づく被災者の救助

キ 水防管理団体の実施する水防活動並びに市の実施する消防活動及び浸水対策活動に対する指示及び調整

ク 被災児童・生徒等に関する応急の教育

ケ 公共土木施設、農地及び農林水産用施設等の新設、改良及び防災対策並びに災害復旧

コ 農作物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置

サ 緊急通行車両等の確認及び確認証明書の交付

シ 緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、道路啓開

ス 水防、消防、浸水対策、救助その他防災に関する施設及び設備の整備

セ 救援物資、化学消火薬剤等必要資機材の供給又は調達若しくはあっせん

ソ 危険物等施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査

タ 地下街等の保安確保に必要な指導、助言

チ 自衛隊の災害派遣要請

ツ 有毒性ガス、危険物等の発生及び漏えい（流出）による人体、環境に及ぼす影響の調査並びにその対策等安全確保

テ 自主防災組織の育成及びボランティアによる防災活動の環境整備

ト 防災上必要な教育及び訓練並びに防災思想の普及

ナ 防災ヘリコプター、災害対策用指揮車、可搬型衛星通信局を活用するとともに、調査班を編成し、被害状況の把握

ニ 被災者生活再建支援法に基づき、被災世帯に対する支援金の支給

ヌ 名古屋飛行場の防災対策実施

ネ 市の実施する被災建築物・宅地の危険度判定等に対する支援・調整、応急仮設住宅の設置

ノ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）が発表された段階から、公共土木施設の巡視・点検及び応急復旧に必要な人員・資機材の確認

ハ 災害時の医療・防疫その他保健衛生に関する応急措置

ヒ 避難場所、避難路、消防用施設その他地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備

フ 地震防災応急対策について、市長に指示、又は、他の市町村長に応援の指示

ヘ 県が管理する河川について、洪水予報、水防警報、水位情報の周知、配水調整

(3) 愛知県瀬戸保健所

- ア 防疫その他保健衛生に関する応急措置
- イ 管轄地内の医療情報の収集と市へ情報提供

3 自衛隊

(1) 風水害等災害対応

災害派遣要請者からの要請に基づき、防災活動を実施するとともに、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し要請を待ついとまがないときは、要請を待つことなく防災活動を実施する。

実施する防災活動を例示すると、おおむね次のとおりである。

- ア 被害状況の把握
- イ 避難の援助
- ウ 遭難者等の捜索救助
- エ 水防活動
- オ 消防活動
- カ 道路又は水路の啓開
- キ 応急及び防疫
- ク 人員及び物資の緊急輸送
- ケ 給食及び給水
- コ 入浴支援
- サ 救援物資の無償貸与及び譲与
- シ 危険物（火薬類等）の保安及び除去
- ス その他自衛隊の能力で対処可能な防災活動

(2) 地震災害対応

- ア 災害派遣の準備
 - (ア) 防災関係資料（災害派遣に必要な情報）の収集
 - (イ) 災害派遣計画書の作成
 - (ウ) 災害派遣計画に基づく訓練の実施、本部訓練を含めた防災訓練等への積極的な参加
- イ 発災後の対処
 - (ア) 即時救援活動
人命救助を最優先した即時救援活動を実施
 - (イ) 応急救援活動
方面隊の命令に基づき、応急救援活動を実施
 - (ウ) 本格対処
方面隊の対処構想に基づき、被害の状況を把握しつつ、関係機関と密接に調整し、総力を結集して、効率的な救助活動を実施

4 指定地方行政機関

(1) 中部森林管理局

- ア 国有林野の崩壊地及び崩壊のおそれのある箇所について、山腹・溪間工事等の治山事業を実施するとともに、災害により被害等を受けた施設等については、国有林野事業施設等に係る災害対策取扱要領に基づく復旧
- イ 国有林野の火災を予防し、火災が発生した場合には、関係機関等と連携しながら、森林被害の拡大防止のための必要な措置等の応急対策
- ウ 災害復旧用材の供給、被災地等における木材の需要安定等について、知事等から要請があった場合、国有林材の供給の促進、輸送販売の実施、木材関係団体等への要請等に努め、災害救助及び災害復旧への協力
- エ 知事、市町村長等から災害応急対策に必要な機械器具等の貸付又は使用の要請への協力

(2) 中部経済産業局

- ア 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達
- イ 電力及びガスの安定供給の確保
- ウ 災害対応物資の円滑な供給の確保のため、関係機関から情報を収集するとともに、必要に応じて、経済産業省関係部署と関係機関との連絡調整
- エ 中小企業者の業務を確保するため、その事業の再建に必要な資金の融通の円滑化等の措置
- オ 必要に応じて災害対策本部等へ職員を派遣

(3) 中部近畿産業保安監督部

高圧ガス、液化石油ガス、火薬類、コンビナート、鉱山、電気、ガス等施設の保安の確保に必要な監督又は指導を実施

(4) 中部運輸局

- ア 所掌事務に関わる災害情報の収集及び伝達
- イ 鉄道・バスの安全運行の確保に必要な指導・監督
- ウ 自動車道の通行の確保に必要な指導・監督
- エ 陸上における物資及び旅客輸送を行うため、自動車の調達あっせん、輸送の分担、う回輸送、代替輸送等の指導
- オ 緊急陸上輸送の要請に速やかに対応できるよう、関係運送事業者団体及び運送事業者との連絡体制を確立し、緊急輸送に使用しうる車両等の把握及び緊急時の出動体制の整備
- カ 情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣し、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策を支援

(5) 大阪航空局中部空港事務所

- ア 遭難航空機の捜索及び救助に関し、関係機関に協力
- イ 航空機事故等の処理
- ウ 航空輸送の要請に速やかに対応できるよう、緊急輸送関係省庁、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者と密接に連携し、緊急輸送が適切に実施する等の必要な措置

(6) 名古屋地方気象台

- ア 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表を行う。
- イ 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説を行う。
- ウ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。
- エ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。
- オ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。
- カ 防災訓練において訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど地震発生時の対応行動の習熟が図られるよう支援する。

(7) 東海総合通信局

通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体等への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用設備の貸与を行う。

(8) 中部地方整備局

ア 風水害等災害対応

(ア) 災害予防

- a 降雨、河川水位などについて観測
- b 木曽川、長良川、庄内川（矢田川を含む）、矢作川、豊川及び豊川放水路に洪水のおそれがあるとき、名古屋地方気象台・岐阜地方気象台と共同して洪水予報（氾濫注意情報、氾濫警戒情報、氾濫危険情報、氾濫発生情報）を発表し、関係機関に連絡
- c 木曽川、長良川、庄内川、矢田川、矢作川、豊川及び豊川放水路の水防警報

(イ) 初動対応

- a 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。
- b 情報連絡員（リエゾン）等及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣し、被災地方公共団体が行う、被災状況の迅速な把握、被災地へのアクセス確保、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行う。

(ウ) 応急復旧

- a 災害が発生した場合又はおそれのある場合、必要な体制を整え所掌事務実施
- b 災害発生後の応急対策を実施する際、防災関係機関と密接な連絡を保ち、必要な協力を実施
- c 災害発生時における緊急輸送道路の確保として、関係機関と調整を図りつつ、路上障害物の除去等を実施
- d 災害発生後、体制を速やかに整え、所管施設の緊急点検を実施
- e 要請に基づき、中部地方整備局が保有している防災ヘリコプター、災害対策用機械等を被災地域支援のために出動

(エ) 道路情報の収集及び関係機関との情報共有

道路情報システム、くしの歯防災システム等の活用により、関係機関との間で情報の共有を行う。

イ 地震災害対応

(ア) 災害予防

- a 所管施設の地震に対する安全性を確保するため、緊急性の高い箇所から計画的及び重点的に耐震性の確保
- b 地震発生後の応急復旧を円滑に進めるため、災害応急復旧用資機材について備蓄等を推進
- c 実践的な方法による防災訓練の実施
- d 大規模災害による被災施設の復旧等をより迅速確実及び効果的に行うため、公共土木施設等の被災状況モニター制度及びボランティア活動で被災状況把握及び応急対策等に対する防災協力活動の情報収集を行う防災エキスパート制度を活用
- e 震災時の緊急物資並びに人員輸送用岸壁等の整備に関する計画・指導及び事業を実施

(イ) 初動対応

- a 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。
- b 情報連絡員（リエゾン）等及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援
- c 緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、道路啓開を行う。

(ウ) 応急復旧

- a 気象庁が地方整備局管内で震度4以上を発表した場合、自働的に職員が参集する等の災害対策体制を整えて所掌業務を実施
- b 災害発生後の応急対策を実施する際、防災関係機関と密接な連絡を保ち、協力
- c 地震発生後、体制を速やかに整え、所管施設の緊急点検を実施
- d 要請に基づき、中部地方整備局が保有している防災ヘリコプター、災害対策用機械等を被災地域支援のために出動

(9) 中部地方環境事務所

- ア 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供
- イ 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集

(10) 近畿中部防衛局東海防衛支局

- ア 所管財産の使用に関する連絡調整
- イ 災害時における防衛省本省及び自衛隊等との連絡調整
- ウ 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整の支援

(11) 国土地理院中部地方測量部

- ア 災害応急対策の際、災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用を図る。
- イ 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興に、国土地理院が提供及び公開

する防災関連情報の利活用を図る。

ウ 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、地理情報システムの活用を図る。

エ 被災した地域の災害復旧・復興にあたっては、位置に関わる情報の基盤を形成するため、必要に応じて基準点等の復旧測量、地図の修正測量等を実施。また、公共基準点等の復旧測量、地図の修正測量等公共測量の実施にあたっては、測量法第36条の規定により、実施計画書の技術的助言を行う。

5 指定公共機関

(1) 西日本電信電話株式会社

- ア 災害時における情報等の正確、迅速な収集、伝達
- イ 災害応急対策の実施に必要な通信に対して、通信設備を優先的に利用させる
- ウ 災害応急対策を実施するために必要な公衆通信施設の整備
- エ 災害発生後に備えた災害応急対策用資機材及び人員の配備
- オ 災害発生時における公衆通信の確保、被災施設及び設備の早期復旧
- カ 気象等警報を市へ連絡
- キ 電話サービス契約約款に基づき、災害関係電報電話料金等の免除
- ク 地震防災応急対策を実施するために必要な公衆通信施設の整備

(2) 東海旅客鉄道株式会社

- ア 線路、橋梁、盛土及び電気施設等その他輸送に直接関係ある施設の保守管理
- イ 死傷者の救護及び処置
- ウ 災害により線路が不通となった場合は、自動車による代行輸送を実施
- エ 列車の運転規制
- オ 発災後の早期復旧を期するため、その準備体制を確保
- カ 対策本部は、運転再開に当たり必要により抑止列車の車両の検査、乗務員の手配等を円滑に実施

(3) 中部電力パワーグリッド株式会社

- ア 電力設備の災害予防措置を講ずるとともに被災状況を調査し、その早期復旧に対応
- イ 原子力発電所において異常が発生した場合に、必要な情報提供
- ウ 電力設備の災害予防措置を講ずるとともに、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発せられた場合には電力施設の応急安全措置等災害予防に必要な応急対策を実施
- エ 他電力会社との電力緊急融通のための対策を実施

(4) 東邦瓦斯株式会社（※）

- ア ガス施設の災害予防措置を実施
 - イ 発災後は、被災施設の復旧を実施し、供給停止中の需要者に対して早期供給再開
 - ウ ガス施設の災害予防措置を講ずるとともに、地震防災応急対策に係る措置を実施
- （※）東邦ガスネットワーク株式会社を含む。（以下同じ。）

(5) 日本赤十字社

- ア 必要に応じ所定の常備救護班が迅速に出動できる体制を整備するため、平常時から計画的に救護員を養成・確保するとともに、医療器材、医薬品、血液製剤の現有数の確認、救護資材の整備点検等を実施
- イ 避難所の設置に係る支援の実施
- ウ 医療、助産、死体の処理（一部保存を除く。）の業務を実施
- エ 血液製剤の確保と供給を実施
- オ 日頃から備蓄してある赤十字救援物資（毛布、緊急セット等）を被災者のニーズに応じて配分する。配分にあたっては地方公共団体や日本赤十字社瀬戸市地区奉仕団、防災ボランティア等の協力を得ながら実施
- カ 義援金等の受付及び配分を行う。配分にあたっては、地方公共団体その他関係団体と配分委員会を組織して、義援金の迅速かつ公正な配分を実施
- キ 南海トラフ地震に関連する情報の発表に伴い、救護班要員の確保、医療救護班の派遣準備を行うとともに、医療器材、医薬品、血液製剤の現有数の確認、救護資材の整備点検等を実施

(6) 独立行政法人水資源機構

- ア 愛知用水の施設（用排水路、水門等）の機能の維持に努めるとともに、これらの施設の災害復旧を実施

(7) 独立行政法人地域医療機能推進機構

- 知事の応援要請に基づき、医療班等の派遣及び被災患者の受入れ、搬送等の医療救護活動を実施

(8) 独立行政法人都市再生機構

- ア 関係機関からの情報収集や密接な連携を図る。
- イ 国等からの要請・依頼に応じて、危険度判定士や応急仮設住宅建設要員の派遣等を迅速に行うとともに、賃貸型応急住宅としての UR 賃貸住宅の貸与や応急仮設住宅の建設用地の提供を行う。

(9) 日本郵便株式会社

- ア 災害の発生時又は発生のおそれがある場合においても、可能な限り窓口業務を確保
- イ 災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施
 - (ア) 被災者に対する郵便はがき等の無償交付
被災者の安否通信等の便宜を図るため、「郵便法（昭和 22 年法律第 165 号）第 18 条」に基づき、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付
 - (イ) 被災者が差し出す郵便物の料金免除
被災者が差し出す郵便物の料金免除を、「郵便法施行規則（平成 15 年総務省令第 5 号）第 3 条」に基づき実施
 - (ウ) 被災地宛の救助用郵便物の料金免除
被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を、「郵便法第 19

条」及び「郵便法施行規則第4条」に基づき実施

(エ) 被災地の被災者の救助を行う地方公共団体等にあてた救助用の物を内容とするゆうパックの料金免除を実施

(オ) 被災者救援団体に対するお年玉付郵便葉書等寄付金の配分

被災者の救助を行う団体が被災者に配付する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、「お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和22年法律第224号）第5条第2項」に基づき、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の認可を得て、お年玉付郵便葉書等寄附金を配分

(10) 中日本高速道路株式会社

高速道路の改築、維持、修繕又はその管理を行うとともに災害復旧を実施

(11) KDDI株式会社

ア 災害対策本部を設置し、直ちに災害応急対策を実施

イ 災害時における電気通信の確保、被災施設及び設備の早期復旧を実施

ウ 災害応急対策の実施に必要な通信に対して、防災関係機関からの要請により優先的に対応

(12) 株式会社NTTドコモ

ア 災害時における情報等の正確かつ迅速な収集、伝達

イ 災害応急対策の実施に必要な通信に対して、通信設備を優先的に利用させる

ウ 発災後に備えた災害応急対策用資機材及び人員の配備を実施

エ 災害時における携帯電話の通信確保並びに被災施設及び設備の早期復旧

オ 携帯電話等サービス契約約款等に基づき、災害関係携帯電話料金等の免除

(13) エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社

ア 災害時における情報等の正確かつ迅速な収集及び伝達

イ 災害応急措置の実施に必要な通信に対する、通信設備を優先的に利用

ウ 発災後に備えた災害応急対策用資機材及び人員の配備

エ 災害時における通信の確保並びに施設及び設備の早期復旧に対応

オ 電話サービス契約約款等に基づき、災害関係電話料金等の免除

(14) ソフトバンク株式会社

ア 災害時における重要通信の確保及び被災した電気通信設備等の早期復旧

イ 災害応急措置の実施に必要な通信に対して、防災関係機関からの要請により優先的に対応

ウ 災害時における情報等の的確かつ迅速な収集及び伝達を行う。

(15) 楽天モバイル株式会社

ア 災害時における携帯電話の通信確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。

イ 災害応急措置の実施に必要な通信に対して、防災関係機関からの要請を優先的に対応する。

ウ 災害対策本部を設置し災害時における情報等の正確かつ迅速な収集、伝達を行う。

(16) 日本通運株式会社、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社

国、地方公共団体等からの要請に応じて、災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の輸送

(17) 一般社団法人日本建設業連合会

「災害時における愛知県建設部が管理する公共土木施設の緊急的な災害対策支援に関する協定書」に基づき、県からの要請に応じて出動し、県が管理する公共土木施設の応急対策を実施する。

(18) 株式会社イトーヨーカ堂、イオン株式会社、ユニー株式会社、株式会社セブンーイレブン・ジャパン、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート、株式会社セブン&アイ・ホールディングス

国、地方公共団体等からの要請に応じて、災害応急対策の実施に必要な物資の調達又は供給等を行う。

6 指定地方公共機関

(1) 名古屋鉄道株式会社及び愛知環状鉄道株式会社

「東海旅客鉄道株式会社」に準ずる対応

(2) 愛知県トラック協会尾東支部瀬戸旭・守山部会

災害応急活動のための関係機関からの緊急輸送要請に対応

(3) 一般社団法人愛知県LPガス協会尾張支部瀬戸旭分会

ア LPガス設備の災害予防措置を実施

イ 発災後は、LPガス設備の災害復旧を実施し、供給不能等の需要者に対して早期供給再開

(4) 一般社団法人愛知県建設業協会、一般社団法人愛知県土木研究会

「災害時における愛知県建設部が管理する公共土木施設の緊急的な災害対策支援に関する協定書」に基づき、県からの要請に応じて出動し、県が管理する公共土木施設の応急対策を実施する。

7 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

(1) 産業経済団体

農業協同組合、生活協同組合、商工会議所等は、それぞれ関係の被害調査、救援物資の供給等応急対策について協力

(2) 一般社団法人瀬戸旭医師会

ア 市の要請に基づき、医療救護班を編成して、市が設置する現場救護所等に派遣し、必要となる医療救護活動を実施

イ 急迫した事情のある場合で医療施設に収容して救助を行う必要がある場合には、会員の医療施設の利用について対応

(3) 瀬戸歯科医師会

ア 市の要請に基づき、歯科医療救護班を編成して、市が設置する現場救護所等に派遣し、必要となる歯科医療救護活動を実施

イ 急迫した事情のある場合で医療施設に収容して救助を行う必要がある場合には、会員の医療施設の利用について対応

(4) 瀬戸旭長久手薬剤師会

- ア 市の要請に基づき、医師会との調整による必要な薬剤師を医療救護班に派遣して、医療救護活動を支援
- イ 市が要請する応急医薬品等の確保・供給に積極的に協力

(5) 自治会等

自治会、自主防災組織、婦人消防クラブは、地域内の被害状況の収集、伝達及び救援物資の配布等の応急対策に協力

(6) グリーンシティケーブルテレビ株式会社

災害時に被災者に必要な情報等の伝達に協力

(7) 株式会社尾張東部放送

災害時において被災者に必要な情報等を提供することに協力

(8) 文化及び厚生事業団体

日赤奉仕団、婦人会等は、炊き出し等の被災者の救助活動及び義援金品の募集等について協力

(9) 危険物施設等防災上重要な施設の管理者

当該施設について災害の発生を予防し、被害の拡大を防止するため、防災管理上必要な措置を行い、防災活動について協力

(10) 公益社団法人愛知県看護協会

看護活動に協力

(11) 建築関係団体

一般財団法人愛知県建築住宅センター、公益社団法人愛知建築士会、公益社団法人愛知県建築士事務所協会等は、応急危険度判定の実施に協力

第4章 本市の概況

この計画に定める地域の地勢、気候等の自然条件は、次のとおりである。

第1節 自然的特性

1 位 置

本市は、名古屋市から北東へ約20kmの位置にあり、東経137°05′03″北緯35°13′24″に位置にあり、東西12.8km、南北13.6km、周囲約50kmのほぼ円形をなしており、市域の面積は111.40km²である。

本市は愛知県尾張東部（気象予報区分）の東端に位置し、東は岐阜県土岐市と豊田市に、西は名古屋市守山区と尾張旭市に、南は豊田市、長久手市に接している。

2 気 候

本市の気候は、概ね太平洋沿岸気候である。我が国の中央に位置する関係等から、日本の屋根といわれる中部山岳の影響を受けて北東の風が吹きにくい。その反面、西の鈴鹿山脈等の影響を受け、冬は関ヶ原から濃尾平野に吹き出す季節風の影響で北西の風が強くなっている。また、夏には内陸に位置するため、比較的低温な海風の平野部への侵入が妨げられ、それに加えて都市気候の影響もあり比較的高温の日が多い。全般的にいえば四季を通じて変化の少ない気候に属している。

3 地形及び地質

本市の地形は、山地、丘陵地、平地から成り立っているが、大部分が標高100m～200mの低位丘陵地帯で占められており、平地部分が極めて少ない。市の北部から東部にかけては、市域面積の約6割を占める山地であり、木曾山脈の最南西端となる三国山（標高701m）や猿投山（標高629m）が連なっている。

市の中央部から西部、南部へは丘陵地帯が続き、尾張地方の東半分を形成している尾張丘陵の一部となっている。これらの丘陵部からは庄内川水系の水野川、矢田川水系の瀬戸川、矢田川がほぼ東から西へと流れており、それらの流域に沿って狭い幅の平地を開析している。

市の北部から東部にかけての山地のうち、北部にあたる東谷山から定光寺にかけては古生代の地層が分布している。一方、東部の三国山、猿投山を形づくっているのは、中生代の花崗岩である。これらの中に位置する品野、水野部分は品野層と呼ばれる新第三紀中新世の地層からなっている。そして、良質の陶土や珪砂を含んでいるのが中央部の丘陵地の大部分を形成している瀬戸層群であり、これは品野層より形成された新第三紀鮮新世の地層である。

この層の中で特に良質の陶土として焼きものの資源となっているのが、木節粘土と蛙目粘土であり、これらは瀬戸層群の下部に、花崗岩が完全に風化・分解した粘土とともに多量に含まれている。

木節粘土の特徴は、炭化した木片を含んでいることである。蛙目粘土は灰色で粗粒の石英を含み、水に濡れたときに石英粒が蛙の目のように見えるということからその名がある。

第2節 社会的特性

災害は、気象・地象及び地形・地質等の自然的特性と人口、土地利用等の社会的特性により、さまざまな態様をとって現れる。

本市における主な社会的特性の現況は次のとおりである。

1 人 口

本市の人口は、昭和40年代後半に大規模な住宅開発が進み、大幅に増加し、昭和60年代前半に一時減少する年もありましたが、その後、微増傾向を示し、平成22年度の133,656人をピークに緩やかな減少傾向に転じている。近年では、市全体において、自然増減、社会増減ともに減少しており、平均年齢の上昇、年少人口と生産年齢人口の減少、老年人口の増加の傾向が見られる。

一方、観光客数においては、「やきもの」をキーワードとする産業観光振興のイベントなどが効果を発揮し、平成23年度で目標値の270万人を超える観光客数となっている。

このように、高齢者の増加、企業立地や観光化による交流人口の増加により、要配慮者や帰宅困難者の増大も懸念されている。

2 土地利用等

2005年国際博覧会開催を契機に整備された東海環状自動車道をはじめとする都市基盤施設や愛知環状鉄道のJR乗り入れなどにより、鉄道や自動車の交通利便性が向上し、名古屋市や近隣市町村とのアクセスがさらに良くなっている。

住宅地の動向としては、鉄道沿線や市街化区域農地の宅地化が進んでいる。

3 地域力の向上

本市は、地域力向上プランに基づき、地域コミュニティづくりを進めてきており、その必要性も全市的に広まりつつある。その地域力の活動の中で、地域防災力の向上のための具体的な取り組みがすでに実践されつつあり、コミュニティ意識の醸成とともに、自主防災組織の強化につながってきている。

第2編 災害予防計画

第1章 防災協働社会の形成推進

第1節 基本方針

- 1 自然災害からの安全安心を得るためには、行政による公助はもとより、市民一人ひとりの自覚に根ざした自助、身近なコミュニティ等による共助が大切であり、国の「災害被害を軽減する国民運動の推進に関する基本方針」（平成18年中央防災会議決定）を踏まえ、社会の様々な主体が連携して災害被害の軽減に向けた防災活動を行う仕組みを構建しなければならない。
- 2 大規模かつ広域的な災害においては、公助による対応には限界があることから、被災地内でもできる限り助けを待つ「受援者」ではなく、自らの安全を確保した上で周囲を助ける「支援者」として協力する体制の構築に努めるものとする。
- 3 被害を最小限にとどめ災害の拡大を防止するには、平素から住民等による自主防災組織を設けて、出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難等を組織的に行うことが重要である。
- 4 企業は、顧客・従業員の生命、財産を守るとともに、企業にとって中核となる事業を継続あるいは早期に復旧させるための事業継続計画（Business Continuity Plan）（以下「BCP」という）の策定に取り組むなど、予防対策を進める必要がある。

第2節 県及び市における措置

1 地域における防災活動の継続的な推進の枠組み作り

県及び市は、「新しい公」という考えを踏まえ、市民、事業者、自主防災組織等とが一体となって、より幅広い連携による防災活動の推進や住民の防災意識の高揚を図るため、防災活動の継続的な取り組みを推進する枠組み作りに努めるとともに、あいち防災協働社会推進協議会が策定した「災害に強い地域づくりに向けた活動方針」（平成19年）に基づいた活動を実施するものとする。

2 災害被害の軽減に向けた具体的行動

県及び市は、様々な主体を通じた防災知識の普及啓発に努めるものとする。また、各主体が連携して防災活動に参加できるよう配慮するとともに、家庭や事業所等における安全に対する備えの促進を図るものとする。

3 公的機関の業務継続性の確保

- (1) 県、市及び防災関係機関は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。

また、実効性のある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行う。

- (2) 県及び市は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担

うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、少なくとも次の事項について定めておくものとする。

- ア 首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制
- イ 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定
- ウ 電気・水・食料等の確保
- エ 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保
- オ 重要な行政データのバックアップ
- カ 非常時優先業務の整理

4 応急活動のためのマニュアルの作成等

県、市及び防災関係機関は、それぞれの機関の実情を踏まえ、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに、定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。

また、県及び市は、男女共同参画の視点から、地方防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当部局が災害対応について町内及び避難所等における連絡調整を行い、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。

5 人材の育成等

- (1) 県及び市は、防災に携わる者に高度な知識・技能を修得させ、応急対策全般への対応力を高めるため、研修制度・内容の充実を図るとともに、大学の防災に関する講座等との連携等により、人材の育成を図る。
- (2) 緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努めるとともに、県、市町村及びライフライン事業者等は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。
- (3) 県及び市は、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むとともに、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進する。

6 防災中枢機能の充実

- (1) 県、市及び防災関係機関は、保有する施設、設備について、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車等の活用を含め自家発電設備、LP ガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努めるものとする。その際、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等非常用通信手段の確保を図るものとする。
- (2) 県及び市は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、

災害対策本部の機能の充実・強化に努めるものとする。

7 防災関係機関相互の連携

- (1) 県及び市は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。
- (2) 県、市及び防災関係機関は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。
- (3) 県、市及び防災関係機関は、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

第3節 市民の基本的責務

- 1 「自らの身の安全は自ら守る。」が防災の基本であり、市民はその自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害の発生時には自らの身の安全を守るよう行動しなければならない。
- 2 いっどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減するための備えをより一層充実する必要がある、その実践を促進するよう、地域での働きかけ等に努めるものとする。
- 3 災害時には、初期消火を行う、近隣の負傷者・避難行動要支援者を助ける、緊急避難場所や避難所で自ら活動する、あるいは、国、公共機関、県、市等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めなければならない。

第4節 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

- 1 市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。
この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行うこととする。
- 2 市は、市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定める。

第2章 都市計画

第1節 基本方針

都市計画のマスタープラン等に基づき、適切に土地利用計画を定め道路・公園等の防災上重要な施設の整備を促進するとともに、土地区画整理事業等の都市施設は、火災、風水害、地震等の防災対策にも重点をおいて推進する。

また、これらの整備に加え、自然環境の機能を活用することなどにより地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図る。

第2節 実施内容

1 土地区画整理

市街化区域内の未整備地域において、土地区画整理事業を実施し、道路、公園及び上下水道等を整備して、計画的な市街化を図る。

2 街路の整備

都市内道路の整備、拡幅により都市内に空間を与え、火災の延焼を防止し、非常災害時においては緊急輸送路、避難路及び消防や救援のための活動区間としての機能を確保する。

3 公園緑地の整備

主に市街地の公園緑地の規模と配置の適正化に留意しつつ拡充整備を図る。また、これらの施設は、できる限り外周部に植栽し緑地化を行い、火災の延焼遮断地帯、非常災害時の避難地、被災者の収容地及び救援活動の拠点として、災害の防止及び復旧に有効に機能するよう整備を推進する。

第3節 関連調整事項

都市計画は都市改造、土地区画整理、公園・緑地の整備、上下水道の整備等の都市計画事業に基づき、火災、風水害、地震対策等の防災対策にも重点をおいて土地や水の性状等を十分配慮し計画するよう考慮する。

第3章 文教対策

第1節 基本方針

幼児、児童、生徒（以下「児童生徒等」という。）及び職員の生命、身体の安全を図り、学校、その他の教育機関（以下「学校等」という。）の土地、建物、その他の工作物（以下「文教施設」という。）及び設備を災害から防護するため必要な計画を策定し、その推進を図る。

第2節 実施内容

1 防災上必要な組織の整備

災害発生時において、迅速かつ適切な対応を図るため、学校等では平素から災害に備えて職員等の任務の分担及び相互の連携等について組織を整備しておく。児童生徒等が任務を分担する場合は、児童生徒等の安全の確保を最優先する。

2 防災上必要な教育の実施

学校等での災害を未然に防止するとともに、災害による教育活動への障害を最小限にとどめるため、平素から必要な教育を実施する。

(1) 児童生徒等に対する防災教育

児童生徒等の安全と家庭への防災思想の普及を図るため学校（幼稚園を含む。以下同じ。）において防災上必要な防災教育を行う。災害リスクのある学校においては、避難訓練と合わせて防災教育を実施し、その他の学校においても防災教育を充実し、子供に対して「自らの命は自らが守る」意識の徹底と災害リスクや災害時にとるべき避難行動（警戒レベルとそれに対応する避難行動等）の理解を促進する。また、防災教育は、教育課程に位置付けて実施し、とりわけ学級指導（ホームルーム活動）、学校行事及び訓練等とも関連を持たせながら、効果的に行うよう配慮する。

(2) 関係職員の専門的知識の養育及び技能の向上

関係職員に対する防災指導資料の作成、配布、講習会及び研究会等の実施を促進し、災害及び防災に関する専門知識の養育及び技能の向上を図る。

(3) 防災思想の普及

P T A、青少年団体、女性団体等の研修会及び各種講座等、社会教育の機会を活用して、防災思想の普及を図る。

3 防災上必要な計画及び訓練

児童生徒等及び職員の防災に対する意識の高揚を図り災害発生時に迅速かつ適切な行動をとり得るよう、必要な計画を樹立するとともに訓練を実施する。

(1) 災害の種別に応じ、学校等の規模、施設設備の配置状況、児童生徒等の発達段階を考慮し、避難の場所、経路、時期及び誘導並びにその指示、伝達の方法の計画をあらかじめ定め、その周知徹底を図る。計画策定に際しては関係機関との連絡を密にして専門的立場からの指導、助言を受ける。

(2) 学校における訓練は、教育計画に位置付けて実施するとともに、児童会、生徒会等の活動とも相まって、十分な効果を挙げるよう努める。

(3) 訓練実施後は、十分な反省を加えるとともに必要に応じ計画の修正、整備を図る。

4 登下校（登降園）の安全確保

児童生徒等の登下校（登降園も含む。以下同じ。）途中の安全を確保するため、あらかじめ登下校の指導計画を学校ごとに樹立し、平素から児童生徒等及び保護者への徹底を図る。

(1) 通学路の設定

ア 通学路については、愛知県瀬戸警察署、愛知県尾張建設事務所、消防本部等関係機関及び地元関係と連携を図り、学区内の様々な状況下における危険箇所を把握して点検を行う。

イ 平常の通学路に異常が生じる場合に備え、必要に応じて緊急時の通学路を設定するなどしておく。

ウ 異常気象時における通学路の状況の把握について、その情報収集の方法を確認しておく。

エ 児童生徒等の個々の通学路及び誘導方法等について、常に保護者と連携をとり確認しておく。

オ 幼児の登下校については、原則として個人又は小グループ毎に保護者が付き添うものとする。

カ 高等学校及び特別支援学校における登下校については、児童生徒等の安全が確保できるよう、学校ごとにア～エに定める事項を考慮しながら具体的な方法を点検し確認しておく。

(2) 登下校の安全指導

ア 異常気象時の児童生徒等の登下校について、指導計画を綿密に確認する。

イ 通学路における危険場所については、児童生徒等への注意と保護者への周知徹底を図る。

ウ 登下校時における危険を回避できるよう、児童生徒等に対して具体的な注意事項をあげて指導する。

5 文教施設の耐震・耐火性能の保持

文教施設及び設備を災害から防護し、児童生徒等の安全を図るため、これらの建物には耐震性能及び耐火性能を保持することが必要であり、そのための改修工事等を促進する。

また、校地等の選定、造成をする場合は、災害に対する適切な予防措置を講ずる。

6 文教施設、設備等の点検及び整備

文教施設、設備を災害から防護するため、定期的に安全点検を行い、危険箇所あるいは要補修箇所の早期発見に努めるとともにこれらの改善を図る。

災害時の施設、設備等の補強、防災活動に必要な器具等については、あらかじめ必要な量を備蓄するとともにこれらの改善を図る。

7 危険物の災害予防

化学薬品及びその他の危険物を取り扱う学校等にあつては、それらの化学薬品等を関係

法令に従い適切に取り扱うとともに、災害の発生時においても安全を確保できるように適切な予防措置を講ずる

第4章 文化財保護対策

第1節 基本方針

文化財の保護のため、市民の愛護精神の高揚を図るとともに、文化財の適切な保護、管理体制の確立、防災施設の整備促進を図る。

第2節 実施内容

- 1 文化財に対する市民の愛護精神を高め、防災思想の普及を図る。
- 2 管理者に対する防災知識の普及を図るとともに管理、保護について指導、助言を行う。
- 3 災害が発生した場合に備え、管理者等は、市及び消防機関等との連絡・協力体制を確立する。
- 4 適時、適切な修理を実施し、予想される被害を未然に防止する。
- 5 自動火災報知設備、貯水槽、防火壁、消防道路等の施設の設置を促進する。
- 6 文化財並びに周辺環境整備を常に実施する。

第3節 対策

1 平常時からの対策

- (1) 国、県及び市指定文化財の所有者ごとに「文化財レスキュー台帳」を作成し、文化財の保存（保管）状況の把握に努める。なお、文化財レスキュー台帳の内容は概ね次のとおりとする。
 - ア 所有者名
 - イ 所在地
 - ウ 連絡先
 - エ 変更履歴
 - オ 所在者住所
 - カ 所有文化財名（指定区分、種別、員数、指定年度、構造形式、時代、年代、代表者指名、座標、解説、備考、記号及び番号、指定解除年月日、解除理由、その他）
 - キ 防災関係状況（防災組織、消火設備、通報設備、避雷設備、管理状況、警備方法、周辺の状況・環境、収蔵庫の状況、所有者の緊急連絡先、所有者以外の緊急連絡先、被災歴、無人時の警備方法、消火方法他特別な設備等、その他）
 - ク 所在地内の地図（周辺、広域地図）・写真
- (2) 文化財レスキュー台帳を県等とクラウド上で共有し、大規模災害に備える。
- (3) 所有者（管理者）に対する防災知識の普及を図るため「文化財の防災の手引き」等を発行し、その管理、保護対策について指導等を行う。
- (4) 必要な消防・防災設備の設置を促進する。
- (5) 所有者（管理者）に対し定期的な点検の実施を指導する。

2 重要文化財の耐震対策

平成30年8月9日付け文化庁文化財部参事官（建造物担当）の事務連絡「重要文化財（建造物）の耐震対策について」のとおり、下記の耐震対策を実施する。

- (1) 耐震予備診断・耐震診断及び耐震補強の実施
- (2) 対処方針の作成・提出
- (3) 耐震対策推進の周知徹底
- (4) 補助事業における耐震予備診断の必須
- (5) 耐震予備診断実施の徹底
- (6) 県の指導・助言

3 応急的な対策

被害発生時の現場保存や緊急的保存措置の指導を行い、火災・散逸などの二次災害防止に努める。

4 大規模災害が発生した時の対応

- (1) 被害状況の把握と報告
- (2) 事後措置の支持・伝達

第4節 応急協力体制

市は、県、隣接市町村の協力を得て、緊急避難用保管場所（公立博物館、資料館等）の提供など文化財の安全確保に努めるとともに、文化財の専門知識を有するものを派遣し、適切な対応が図れるよう応急協力体制の確立に努める。

第5章 交通施設対策

第1節 基本方針

災害時における交通の確保と安全を図るため、各交通施設の防災構造化に努めるとともに、各種施設の整備を推進する。

第2節 道路

主な幹線道路、市道等の機能の拡充に努めるとともに、防災構造化を推進する。山間地域の道路については、豪雨や台風、地震等によって土砂崩れや落石等の災害が発生する可能性があるため、法面処理工、落石覆工等の対策を実施する。

また、浸水時の転落防止のため、占有者に対してマンホールや水路側溝蓋の浮上飛散防止等必要な対策を指導し、安全性の向上を図る。

第3節 鉄道

1 実施機関

鉄軌道事業者
市

2 実施内容

(1) 施設の防災構造化

大雨による浸水あるいは盛土箇所崩壊等による災害を防止するため、路線の盛土、法面对策等を実施する。

(2) 安全施設等の整備

列車事故による災害を防止するため、道路との立体交差化、自動制御装置の設置等安全施設整備事業を推進する。

第4節 関連調整事項

交通施設については、路線計画、構造等に防災的見地から十分な対策を講ずるよう考慮する。

第6章 通信施設対策

第1節 基本方針

大規模災害時における通信機能の確保は、社会的な混乱の防止及び災害対策の適切かつ迅速な実施の上からも極めて重要な問題であり、防災関係機関は電気通信、専用通信、放送等の施設の安全性確保に全力を挙げて取り組む必要がある。

また、各種通信施設を活用した複数の通信手段を整備し、通信回線相互の適切な補充を図るとともに、平常時から無線設備の総点検を定期的実施し、また、無線設備や非常用電源設備を耐震性のある場所へ変更する。

なお、激甚な大規模災害が発生した場合には、建物の倒壊や地盤の揺れ等に伴う通信施設の損壊や架空・埋設ケーブルの寸断等の障害が予想され、速やかに通信機器の機能回復を図るとともに、他の利用可能な通信施設と連携をとり、通信手段を確保するための緊急対策及び抜本的対策を策定し、各種通信対策を図ることが必要である。

第2節 実施内容

1 情報の収集・連絡体制の整備

県及び市は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ、被災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくとともに、必要に応じ航空機、無人航空機、車両等の多様な情報収集手段を活用できる体制を整備する。

(1) 通信手段の確保

ア 通信施設の防災構造化等

県、市及び防災関係機関は、通信施設の災害に対する安全性の確保、停電対策及び危険分散、通信路の多ルート化、通信ケーブルの地中化の促進、有線・無線化、地上・衛星系によるバックアップ対策、デジタル化の促進、定期的な訓練等を通じた平常時からの連携体制の構築など、大規模停電時も含め災害時に通信手段が確保できるよう通信施設を防災構造化するほか、電気通信回線は、災害時の使用を考慮し、十分な回線容量を確保する。

イ 通信施設の非常用発電機

万一通信施設に被害が発生した場合に備え、非常用電源設備を、耐震性があり、かつ浸水する危険性が低いなど堅固な場所（地震災害においては耐震性があること、津波災害浸水する危険性が低い場所）に整備し、その保守点検等を実施する。

(2) 被災者等への情報伝達

電気事業者は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努めるものとする。

また、通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図るものとする。

2 電気通信

(1) 西日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社

西日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社は、国内電気通信事業の公共性に鑑み、災害時においても通信の確保ができるよう、設備の耐震・防火・防水及び伝送路の多ルート化等の防災対策を行い、被害の未然防止を図っている

(2) KDDI株式会社

KDDI株式会社は、国際電気通信事業の公共性に鑑み、災害時においても国際通信の確保ができるよう、平素からその関連設備及び付帯設備の防災構造化を実施しており、国際伝送路の多ルート化、代替伝送路の設定、国内伝送路の確保等については、国内外の関係機関と密接に連絡調整する。

激甚な大規模災害が発生した場合に備えて、阪神・淡路大震災を教訓に、長時間商用電力供給停止による自家発電機用燃料補給対策の確立及び被災地域への国際通信の疎通確保対策の検討を行う。

(3) 株式会社NTTドコモ

株式会社NTTドコモは、移動通信事業の公共性に鑑み、災害時においても通信の確保ができるように、設備の耐震・防火・防水対策及び伝送路の多ルート化等の諸施策を行い、被害の未然防止を図っている。

激甚な大規模災害が発生した場合には、建物の倒壊や地盤の揺れ等に伴う通信施設損壊等の障害が予想され、このような場合には、速やかに通信機器の機能回復を図るとともに、他の利用可能な通信施設との連携を取り、通信手段を確保するための緊急対策及び抜本対策を策定し、各通信対策を図ることが必要である。

(4) ソフトバンク株式会社

ソフトバンク株式会社は、電気通信事業の公共性に鑑み、災害時においても可能な限り電気通信サービスを確保し提供できるよう、平素から通信設備等の信頼性向上に努める。

(5) 楽天モバイル株式会社

楽天モバイル株式会社は、電気通信事業の公共性に鑑み、災害時に際しても可能な限り電気通信サービスを確保し提供できるよう、平素から通信設備等の信頼性向上に努める。

3 専用通信

無線を利用した専用通信は、防災関係機関の情報連絡手段として、極めて有効な方法であり、特に災害時における通信手段としては、最も重要な役割を果たしている。

現在、市、県、警察、気象庁、国土交通省、更に電力・ガス会社、私鉄等において設置されている。これら専用回線の確保については、各機関において具体的な計画を作成し、対応していくべきものであるが、基本的には次のような点に留意しておくことが重要である。

(1) 耐震性の強化

局舎及び装置等について、耐震等の防災工事を実施するものとする。

(2) 伝送等の強化

通信機能を確保するために、衛星通信回線の設定、バックアップ回線の設定、ルートの二重化等を促進する。また、コミュニティFM難聴地域の解消やメールサービス等の伝達ツールの活用により、地域住民への災害情報伝達を強化する。

(3) 装置、機材の充実

予備電源、移動無線、可搬型無線機等の資機材の充実整備を図り、有事に備える。

(4) 定期的な点検の実施

施設、装置の定期的な点検を実施する。

(5) 防災訓練等の実施

通信機能の重要性を考慮し、平素から関係者による休日や夜間における防災訓練を実施して、機能の確保及び通信設備の習熟に努める。

4 防災相互通信用無線局

災害現場に集結する各防災関係機関が、連携して有効適切な防災活動を実施するには、その情報伝達の手段として、各防災関係機関が開設する防災相互通信用無線局に負うことが大であるので、次の措置を講じ、災害時の有効活用を図る。

(1) 防災相互通信用無線局の整備促進

(2) 防災相互通信用無線局の訓練実施

5 非常無線通信及び携帯電話の配備

(1) 非常無線通信

地震が発生し、又は発生するおそれがある場合において、無線局は、その目的、通信の相手方及び通信事項を越えて非常無線通信を実施することができ、この事態に備えて、必要な措置を講じ、災害の有効利用に備えておく。

(2) 携帯電話の配備

各防災関係機関は、迅速かつ的確な応急対策活動を行うため、携帯電話の有効活用を図るよう努める。

第7章 避難行動の促進対策

第1節 基本方針

- 1 避難情報は、空振りをおそれず、住民等が適切な避難行動をとれるように、発令基準を基に発令する。
- 2 防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供するとともに、避難情報に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。
- 3 災害情報共有システム（Lアラート）の活用による報道機関等を通じた情報提供に加え、緊急速報メール機能等を活用して、気象警報や避難情報の伝達手段の多重化・多様化を図る。
- 4 災害から地域住民を安全に避難させ、もって生命、身体の保護を図るため、市長等は、あらかじめ指定緊急避難場所や指定避難所の指定及び整備、避難計画の作成を行うとともに、避難に関する知識の普及を図り、市民の安全の確保に努めるものとする。

第2節 実施内容

1 気象警報や避難情報の情報伝達体制の整備

市は、さまざまな環境下にある市民、要配慮者利用施設等の施設管理者等が、災害のおそれがある場合に適時的確な避難行動を判断できるように、平常時から継続的な防災教育やハザードマップ等を活用した実践的な訓練を実施し、とるべき避難行動等の周知を図る。また、気象警報や避難情報が速やかに確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、コミュニティFM放送（ラジオサンキュー）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む）、IP通信網、ケーブルテレビ網等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図る。

また、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておく。

2 県（防災安全局）、市及びライフライン事業者における措置

県、市及びライフライン事業者は、災害情報共有システム（Lアラート）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めるものとする。

3 市における措置

- (1) 市長は、情報等の受領に当たっては、関係部課に周知徹底し得るよう、あらかじめ情報等の内部伝達組織を整備しておくものとする。
- (2) 市長は、情報等の伝達を受けたとき、又は市に設置した計測震度計等により地震発生を知ったときは、市地域防災計画に定めるところにより、正確かつわかりやすい情報として、速やかに住民その他関係のある公私の団体に周知徹底するものとする。
- (3) 市は、受信した緊急地震速報を市防災行政無線等により住民等への伝達に努めるものとする。伝達にあたっては、市防災行政無線を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。

4 避難情報の判断・伝達マニュアルの作成

(1) マニュアルの作成

市は、避難情報について、次の事項に留意の上、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成するものとする。

ア 豪雨、洪水、土砂災害等の災害事象の特性に留意すること

イ 収集できる情報として次の情報を踏まえること

(ア) 気象予警報及び気象情報

(イ) 河川の水位情報、指定河川洪水予報

(ウ) 土砂災害警戒情報、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）、土砂災害危険度情報

ウ 「避難情報に関するガイドライン」（内閣府）を参考にすること

エ 区域の設定に当たっては、次の区域を踏まえるとともに、いざというときに市長自らが躊躇なく避難指示を発令できるよう、具体的な区域を設定すること

(ア) 河川氾濫による浸水が想定される区域（水防法に基づく浸水想定区域等）

(イ) 土砂災害が発生するおそれのある土地（土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等）

オ 情報の提供にあたっては、危険の切迫性に応じて5段階の警戒レベルを付記するとともに避難情報の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動が分かるように伝達することなど、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。

カ 洪水等及び高潮に対しては、ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できるか等を確認したうえで、居住者等が自らの判断で「屋内安全確保」の措置をとることも可能であることや、既に災害が発生又は切迫している状況（〔警戒レベル5〕）において、未だ避難が完了していない場合には、現在地よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等を開始する必要があることにも留意すること。

キ 避難情報の発令基準等については、次の点に留意すること。

(ア) 避難の指示等を発令する基準について、降水量や河川水位などの数値あるいは防災気象情報、土砂災害警戒情報、指定河川洪水予報、水位周知河川の避難判断水位到達情報、水防警報の発表など、該当する警戒レベル相当情報を基に、具体的・客観的な内容であらかじめ設定するよう努めるものとする。

また、避難情報の発令基準の設定にあたっては、避難のための準備や移動に要する時間を考慮して設定するものとする。〔警戒レベル4〕避難指示については、災害が発生するおそれが高い状況において、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対して発令する。居住者等はこの時点で避難することにより、災害が発生する前までに指定緊急避難場所等への立退き避難を完了することが期待できる。〔警戒レベル5〕緊急安全確保は、緊急安全確保は、災害が発生又は切迫している状況において、未だ危険な場所にいる居住者等に対し、立退き避難を中心とした避難行動から、緊急安全確保を中心とした避難行動への変容を特に促したい場合に発令する。ただし、災害が発生・切迫している状況で、その状況を必ず把握することができるとは限らないことなどから、本情報は必

ず発令されるものではない。

なお、一旦設定した基準についても、その信頼性を確保するため、災害の発生の都度、その適否を検証し、災害履歴と照らし合わせ、継続的に見直しを行っていく必要がある。

- (イ) 土砂災害に係る避難情報については、土砂災害警戒区域等を発令単位として事前に設定し、土砂災害警戒情報、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）及び土砂災害危険度警戒情報を補足する情報等を用い、事前に定めた発令単位と危険度の高まっている領域が重複する区域等に避難情報を適切な範囲に絞り込んで発令できるように、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するよう努める。

なお、土砂災害の発生が確認された場合や、大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当）が発表された場合は、土砂災害警戒区域・危険個所等以外の区域であっても、土砂災害の発生した個所や周辺区域を含む事前に設定した区域を躊躇なく発令の対象区域とし、[警戒レベル5] 緊急安全確保を可能な範囲で発令すること。

(2) 判断基準の設定等に係る助言

判断基準や発令対象区域の設定については、必要に応じて、専門的知識を有する中部地方整備局・県（水防、砂防所管）や名古屋地方気象台に助言を求めることとする。

(3) 事前準備

市は、避難情報を発令しようとする場合において、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。また、躊躇なく避難情報を発令できるように、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。

5 避難誘導等に係る計画の策定

市、学校、病院等防災上重要な施設の管理者は、災害時において安全かつ迅速な避難を行うことができるよう、地域の特性、想定被害の種類に応じた具体的な避難誘導等に係る計画を作成しておくものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

(1) 避難計画

市の避難計画には、原則として次の事項を記載するものとする。

- ア 避難情報を行う基準及び伝達方法
- イ 緊急避難場所、避難所の名称、所在地、対象地区及び人口
- ウ 緊急避難場所、避難所への経路及び誘導方法
- エ 緊急避難場所開放、避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項
 - (ア) 給水措置
 - (イ) 給食措置
 - (ウ) 毛布、寝具等の支給
 - (エ) 衣料、日用必需品の支給
 - (オ) 負傷者に対する応急救護

オ 緊急避難場所、避難所の管理に関する事項

- (ア) 緊急避難場所、避難所の秩序保持
- (イ) 避難者に対する災害情報の伝達
- (ウ) 避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底
- (エ) 避難者に対する各種相談業務

カ 災害時における広報

- (ア) 広報車による周知
- (イ) 避難誘導員による現地広報
- (ウ) 自主防災組織を通ずる広報

(2) 防災上重要な施設の管理者の留意事項

学校、病院、工場その他防災上重要な施設の管理者は、次の事項に留意してあらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図ると同時に、訓練等を実施することにより避難の万全を期するものとする。

ア 学校においては、それぞれの地域の特性等を考慮した上で、想定される被害の状況に応じた対応ができるよう、避難の場所、経路、時期及び誘導並びにその指示伝達の方法等を定める。

イ 義務教育の児童生徒を集団的に避難させる場合に備えて、学校及び教育行政機関においては、緊急避難場所及び避難所等の選定及び保健・衛生、給食等の実施方法について定める。

ウ 病院において、患者をほかの医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合において、他の医療機関又は収容施設の確保、移送の方法、保健・衛生、入院患者に対する実施方法等について定める。

6 浸水想定区域及び土砂災害警戒区域のある市町村における措置

市は、地域防災計画において、洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項や土砂災害に係る情報伝達、予警報の発令・伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。

なお、市町村地域防災計画で具体的に定めるに内容については、「風水害等災害対策計画第2編 第3章、同 第4章」に定めるところによる。

7 避難に関する意識啓発

市は、住民が的確な避難行動をとることができるようにするため、緊急避難場所・避難所・災害危険地域等を明示した防災マップ、洪水時の浸水想定区域及び浸水深を示したハザードマップ、広報誌・PR紙等の配布並びにケーブルテレビ及びコミュニティFMの放送を活用した広報活動、並びに研修を実施し、住民の意識啓発を図るものとする。

(1) 緊急避難場所等の広報

市は、緊急避難場所や避難所の指定を行った場合、次の事項について、地域住民に対して周知徹底を図るものとする。

- ア 緊急避難場所、避難所の名称
- イ 緊急避難場所、避難所の所在位置

ウ 緊急避難場所、避難所への経路

エ 緊急避難場所、避難所の区分

オ その他必要な事項

- ・指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うこと
- ・指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること

(2) 避難のための知識の普及

市は、次の事項について必要に応じ、住民に対して普及のための措置をとるものとする。

ア 平常時における避難のための知識

イ 避難時における知識

(ア) 避難情報が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所等や安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の自主的な避難先への立ち退き避難を基本とすること。

あらかじめ、避難経路や自主避難先が安全かを確認しておくこと。

(イ) 避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであること。(特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があること。)

(ウ) 洪水等及び高潮については、住宅構造の高層化や浸水想定が明らかになってきていることなどから、災害リスクのある区域等に存する自宅・施設等においても上階への避難や高層階に留まるなど、居住者等がハザードマップ等を確認し自らの判断で、計画的に身の安全を確保することが可能な場合があること。あらかじめ、ハザードマップ等で浸水深や浸水継続時間等を確認し、自宅・施設等で安全を確保でき、かつ、浸水による支障を許容できるかを確認しておくとともに、長時間の孤立に備え、備蓄等を準備しておくこと。

(エ) 市長から〔警戒レベル5〕緊急安全確保が発令された場合、未だ避難できていない住民は、命の危険から身の安全を可能な限り確保するため、その時点でいる場所よりも相対的に安全な場所へ直ちに移動等すること。急激に災害が切迫し発生した場合に備え、あらかじめ、自宅・施設等及び近隣でとり得る次善の行動を確認しておくこと。

ウ 指定避難場所、避難所滞在中の心得

(3) その他

ア 防災マップの作成にあたっては住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進をはかるよう努める。

イ 市は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定して、誘導標識を設置する際に、愛知県避難誘導標識等設置指針を参考とし、指定緊急避難場所の場合には、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。

ウ 市は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。

第8章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策

第1節 基本方針

- 1 災害から地域住民を安全に避難させ、もって生命、身体の保護を図るため、市長等は、あらかじめ指定避難所の指定及び整備、避難所の運営体制の整備を図り、災害時における市民の生活環境の確保に努めるものとする。
- 2 県、市及び要配慮者が利用する社会福祉施設等の管理者は、「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」（平成6年愛知県条例第33号）の目的に従い、真に人にやさしい施設整備に努めるとともに、要配慮者に配慮した情報伝達体制の推進及び教育・広報活動などに努める。
- 3 市にあつては、「瀬戸市災害時要援護者支援マニュアル」に基づき、要配慮者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、NPO・ボランティア関係団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努めることとする。また、避難行動要支援者への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を一層図るものとする。その際には、内閣府が作成した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」や、県が作成している「市町村のための災害時要配慮者支援体制構築マニュアル」などを活用するものとする。
- 4 社会福祉施設等の管理者は、その施設を利用する者を適切に避難誘導するため、市、地域住民、ボランティア団体等の多様な主体と協力体制を図るものとする。
- 5 令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進するものとする。
- 6 県及び市は、公共交通機関の運行状況によっては、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」という基本原則を積極的に広報することにより、帰宅困難者の集中による混乱発生の防止に努める必要がある。また、一斉帰宅を抑制するため、事業者等に対して従業員等を職場等に滞在させることができるよう、必要な物資の備蓄等を促すものとする。

第2節 実施内容

1 緊急避難場所の指定等

市は、災害の種類に応じてその危険の及ばない場所・施設を指定緊急避難場所として災害対策基本法施行令に定める基準に従って指定し、災害の危険が切迫した場合における住民の安全な避難先を確保する。なお、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるものとする。

なお、指定した緊急避難場所について、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておく。

(1) 指定緊急避難場所の指定

市長は、住民の生命・身体の安全を確保するため、必要に応じて次の基準により指定緊急避難場所を指定し、確保しておくものとする。

ア 指定緊急避難場所は、原則として「安全区域」（「異常な現象が発生した場合において人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがないと認められる土地の区域」）内に立地していること。なお、「異常な現象」とは、「洪水」、「崖崩れ、土石流及び地滑り」、「地震」、

「大規模な火事」、「内水氾濫」をいう。また、「災害が発生するおそれがある区域」とは、土砂災害警戒区域や土砂災害特別警戒区域、土石流危険渓流や地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所、大規模な火事による輻射熱等影響が及ぶ区域等をいう。

イ 「異常な現象に対して安全な構造」のものであること。なお、「異常な現象に対して安全な構造」とは、異常な現象により生ずる水圧、振動、衝撃等の事由により損壊、転倒、滑動、沈下等を生じない構造をいう。なお、「地震に対して安全な構造」とは、少なくとも昭和56年に定められた「新耐震基準」に適合することが求められる。

ウ 指定緊急避難場所における避難民1人当たりの必要面積は、おおむね2㎡以上とする。

(2) 指定緊急避難場所標識の設置等

市は、指定緊急避難場所及び周辺道路に案内標識、誘導標識等を設置し、平素から関係地域住民に周知を図り、速やかに避難できるようにしておくものとする。

(3) 一時集合場所の確保

地域自治会等は、指定緊急避難場所へ避難する前の中継地点として、避難者が一時的に集合して様子を見る場所又は集団を形成する場所並びにボランティア等の救援活動拠点となる場所として、公園、グラウンド（校庭を含む）、公共空地等を一時集合場所として確保するよう努める。

2 避難所の指定・整備

(1) 避難所等の整備

市は、地域の実情に応じた避難者数を想定し、さらに尾張東部地区広域行政圏協議会を構成する市町で締結した「災害応援に関する協定」のバックアップの下に避難所の整備を図る。

また、避難者が最寄りの避難所へ避難できるよう、必要に応じて町丁界や行政界を越えての避難を考慮して整備していくものとする。

なお、都市農地を避難場所等として活用できるよう、都市農業者や関係団体との協定の締結や当該農地における防災訓練の実施等に努めるものとする。

(2) 指定避難所の指定

市は、避難所が被災した住民が一定期間滞在する場であることに鑑み、円滑な救援活動を実施し、また、一定の生活環境を確保する観点から、学校や公民館等の住民に身近な公共施設等を災害対策基本法施行令に定める規模条件、構造条件、立地条件、交通条件等の基準に従って指定し、当該避難所の所有者又は管理者の承諾を得る。

上記に加え、避難所として指定する施設は、耐震性、耐火性の確保、天井等の非構造部材の耐震対策を図るとともに、バリアフリー化しておくことが望ましい。

なお、指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備などを進めるものとする。

その際、次の事項を勘案する。

ア 被災者に対する救援・救護活動を実施することが可能な地域で、耐震・耐火の建築物があるか、又は仮設住宅、幕舎等を設置することが可能な規模を有すること

イ 周囲に崖崩れのおそれのある崖、石垣等がないこと

ウ 地割れ、崩落等が予想されない地盤地質地域にあること

エ 周囲に多量の可燃物資の貯蔵施設がないこと

オ 避難場所との距離が比較的短く、その経路が安全と認められること

カ 被災者が生活する上で、市が適すると認める場所であること

キ その他

(ア) 原則として、防災関係機関、教育機関の管理諸室、病院等医療救護施設、ヘリポート、物資集配拠点などの災害対策に必要な施設はさけること

(イ) 災害発生時に複数の避難者がやむを得ず指定された避難所以外の施設に避難した場合は、その場所を新たに避難所として追加、登録すること。

(ウ) 市は、指定管理施設を指定避難所とする場合には、施設の設置者及び指定管理者との間で、あらかじめ避難所運営に関する役割分担等を明確にしておくものとする。

(3) 福祉避難所の整備

ア 市は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障害者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所として指定避難所を指定するよう努めるものとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源確保等 について 必要な配慮をするよう努めるものとする。

イ 市は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。

ウ 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努めるものとする。

エ 市町村は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。

オ 市町村は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

(4) 避難所における必要面積及び設備等

ア 避難所における必要面積の確保

市は、避難者の避難状況に即した最小限のスペースを、次のとおり確保するとともに、避難所運営に必要な本部、会議、医療、要配慮者等に対応できるスペースの確保も不可欠である。

〈1人当たりの必要占有面積〉

1 m ² /人	発災直後の一時避難段階で座った状態程度の占有面積
2 m ² /人	緊急対応初期の段階での就寝可能な占有面積

3 m ² /人	避難所生活が長期化し、荷物置き場を含めた占有面積
---------------------	--------------------------

※ 介護が必要な要配慮者のスペース規模は、収容配置上の工夫を行う。

また、避難者の状況に応じた必要な規模の確保に努める必要がある。

<新型コロナウイルス感染症対応時の必要占有面積>

一家族が、目安で3m×3mの1区画を使用し、各区画（一家族）の距離は1～2m以上空ける（※人数に応じて区画の広さは調整する。）。

イ 避難所が備えるべき設備の整備

避難所には、内閣府が作成した「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、テント、仮設トイレ、マンホールトイレ、毛布、段ボールベッド、パーティション等の整備を図るとともに、マスク、消毒液の備蓄に努める。さらに、空調・洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。

なお、バリアフリー化がされていない施設を避難所とした場合には、要配慮者が利用しやすいよう障害者用トイレ、スロープ等の仮設に努める。

また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるとともに、緊急時に有効な次の設備について、平常時から避難所等に備え付け、利用できるよう整備しておくよう努めていく。

(ア) 情報受発信手段の整備 : ファクシミリ、パソコン、拡声器、コピー機、テレビ、携帯ラジオ、ホワイトボード等

(イ) 運営事務機能の整備 : コピー機、パソコン等

(ウ) バックアップ設備の整備 : 投光器、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等

(5) 避難所の運営体制の整備

ア 市は、県が作成した「愛知県避難所運営マニュアル」や「妊産婦・乳幼児を守る災害時ガイドライン」などを参考に、各地域の実情を踏まえ、避難所ごとに運営体制の整備を図るものとする。

イ 市は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努め、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮する。

また、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。さらに、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。

ウ 避難所の運営にあたっては、現に避難所に滞在する住民だけでなく、在宅や車中、テントなどでの避難生活を余儀なくされる住民への支援も念頭に置いた運営体制を検討する。

エ 市は、避難所でのペット同行避難者の受入体制について検討する。

オ 市は、避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れられる方策について定めるよう努めるものとする。

カ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染者が発生した場合の対応を含め、県が作成した「避難所における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」などを参考に平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して取組を

進めるとともに、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。

キ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

(6) 避難所の破損等への備え

市は、避難所として指定した施設等の破損に備えて、避難用テントの備蓄等を図る。

3 避難路の選定

市は、市街地の状況に応じて次の基準により避難路を選定し、日頃から住民への周知に努める。

- (1) 避難道路はおおむね8 mから10 mの幅員を有し、なるべく道路付近に延焼危険のある建物、危険物施設がないこと。
- (2) 地盤が堅固で、地下に危険な埋設物がないこと。
- (3) 避難道路は、相互に交差ししないものとする。
- (4) 浸水等の危険のない道路であること。
- (5) 自動車の交通量がなるべく少ないこと。

4 要配慮者支援対策

(1) 社会福祉施設等における対策

ア 組織体制の整備

施設等管理者は、風水害等災害及び地震災害の予防や災害時の迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自衛防災組織等を整備し、動員計画や非常招集体制等の確立に努める。

また、市との連携のもとに、近隣施設間、地域住民やボランティア組織等の協力を得て、入所者の実態に応じた体制づくりに努める。

また、その施設を利用する者を適切に避難誘導するため、市、地域住民、ボランティア団体等の多様な主体と協力体制づくりを図るものとする。

イ 緊急連絡体制の整備

ウ 防災教育・防災訓練の実施

市及び施設等管理者は、要配慮者が自らの対応能力を高めるため、個々の要配慮者の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図るものとする。

エ 防災備品等の整備

施設等管理者は、災害に備え、食品や生活必需品の備蓄を図るよう努める。

オ 病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

(2) 在宅の要配慮者対策

ア 緊急警報システム等の整備

市は、要配慮者の対応能力を考慮した緊急警報システムの整備を進めるとともに、地域ぐるみの誘導システムの確立を図るものとする。

イ 応援協力体制の整備

市は、被災時の要配慮者の安全と入所施設を確保するため、医療機関、社会福祉施設、介護保険事業者、近隣住民やボランティア組織、国及び他の地方公共団体等との応援協力体制の確立に努めるものとする。

ウ 防災教育・防災訓練の実施

市は、要配慮者が自らの対応能力を高めるため、個々の要配慮者の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図るものとする。

エ 障害特性の理解と適切な支援の実施

市は、視覚、聴覚の障害等、通常の広報によっては情報の取得が困難な場合があることを始めとして、障害者についての理解の促進と、適切な支援の実施に努めるものとする。

(3) 避難行動要支援者対策

ア 避難行動要支援者の把握

市は、要配慮者のうち、災害時において自ら避難することが困難であって、円滑かつ迅速な避難の確保の観点で特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）に対する避難支援の全体的な考え方を整理する。また、名簿に登載する避難行動要支援者の範囲、名簿作成に関する関係部署の役割分担、名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法、名簿の更新に関する事項等について、市地域防災計画に定めるとともに、細目的な部分については、避難行動支援の全体計画を定める。さらには、名簿に登載する避難行動要支援者ごとに、当該避難行動要支援者について避難支援等を実施するための個別避難計画を、市地域防災計画の定めるところにより作成するよう努めるものとする。

イ 避難行動要支援者名簿の作成

市は、災害対策基本法第49条の10第1項に基づき、市内部組織及び県その他の関係者の協力を得て、避難行動要支援者の避難支援を実施するための基礎とする避難行動要支援者名簿を作成する。なお、瀬戸市民生委員・児童委員協議会が作成している「災害時支援台帳」を避難行動要支援者名簿とみなす。

(ア) 避難行動要支援者名簿に記載する者の範囲

- a 75歳以上のひとり暮らしの者
- b 75歳以上の高齢者のみの世帯の者
- c 要介護状態区分が3から5で在宅の者
- d 療育手帳A判定の者
- e 身体障害者手帳3級以上で視覚障害、聴覚障害、肢体不自由又はじん機能障害の者
- f aからeに準ずる者

(イ) 避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

- a 氏名
- b 生年月日
- c 性別
- d 住所又は居所
- e 電話番号その他の連絡先
- f 避難支援を必要とする理由
- g aからfに掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

ウ 避難行動要支援者名簿の更新及び情報の共有

名簿に登載される要支援者は、転出・転入、出生・死亡、障害の発現等により絶えず変化することから、避難支援に必要な情報を適宜更新し、関係者間で共有する。

エ 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

避難行動要支援者名簿に登載された情報を事前に提供できる避難支援等関係者は、消防機関、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自治会、本人自身が支援者として指定した者とする。ただし、市の条例に特別の定めがある場合を除き、名簿情報を提供することについて当該名簿情報によって識別される特定の個人の同意が得られない場合は、この限りではない。

オ 災害対策基本法第49条の12に規定する名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために市が求める措置及び市が講ずる措置

避難行動要支援者に対し、避難支援関係者となる機関等に名簿情報を提供することについて同意の確認を行う。同意方法は書面により行い、本人が実質的に同意していることが判断できるものとする。避難支援関係者に名簿情報を提供する場合は、避難支援関係者各々において、名簿情報が厳正な保管状態の下に管理され、かつ、適切に取り扱われるよう指導するものとする。

なお、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用を支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

カ 個別避難計画の作成等

(ア) 個別避難計画の作成

市は、避難行動要支援者に関する氏名・生年月日・性別・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難支援等を必要とする理由等のほか、避難支援等実施者の氏名又は名称・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項等必要な事項を記載した個別避難計画を作成するよう努める。なお、作成にあたっては、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、デジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

ただし、個別避難計画を作成することについて当該避難行動要支援者の同意が得られない場合は、この限りではない。

なお、個別避難計画の作成にあたっては、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先順位の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するよう努めるものとする。

※人工呼吸器や酸素供給装置、胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な「医療的ケア児」等、保護者だけでは避難が困難で支援を必要とする障害児等も対象となりうる点に留意すること。

(イ) 避難支援等関係者への事前の個別避難計画情報の提供

個別避難計画に掲載された情報を事前に提供できる避難支援等関係者は、消防機関、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自治会、本人自身が支援者として指定した者とする。ただし、当該市の条例に特別の定めがある場合を除き、計画に掲載された情報を提供することについて当該名簿情報によって識別される特定の個人の同意が得られない場合は、この限りではない。

併せて、これらの情報の施錠可能な場所での保管の徹底や、複製の制限等による情

報管理の徹底を図るとともに、避難支援等関係者への研修会の開催等を通じて、情報漏洩防止の措置を求める等、避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護する措置を講じる。なお、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても個別避難計画の活用には支障が生じないように、情報の適切な管理に努めるものとする。

また、市は、当該市町村の条例の定めにより又は避難行動要支援者本人への郵送や個別訪問などの働きかけによる説明及び意思確認により、平常時から、情報を広く避難支援等関係者に提供することについて周知を行う。

(ウ) 個別避難計画と地区防災計画の整合

市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

キ 市は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。

(4) 外国人等に対する対策

ア 市及び防災関係機関は、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする外国人市民と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする外国人旅行者は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、災害発生時に迅速かつ的確な行動が取れるよう、次のような防災環境づくりに努めるものとする。

(ア) 避難場所や避難所、避難路の標識等については、ピクトグラム（案内用図記号）を用いるなど簡明かつ効果的なものとするとともに、多言語化を推進する。

(イ) 地域全体で要配慮者への支援システムや救助体制の整備に努めるものとする。

(ウ) 多言語による防災知識の普及活動を推進する。

(エ) 外国人も対象とした防災教育や防災訓練の普及を図るよう努める。

(オ) 災害時に多言語情報の提供等を行う愛知県災害多言語支援センターの体制整備を推進する。

イ 外国人を支援の対象としてだけでなく、地域の担い手として活躍できるよう、地域全体で災害時の体制の整備に努める。

ウ 多言語や易しい日本語による防災知識の普及活動を推進する。

(5) 浸水想定区域内等の要配慮者利用施設に対する対策

ア 浸水想定区域内等の施設等の公表

市は、浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設で当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合には、これらの施設名称及び所在地について市地域防災計画に定めるとともに、住民への周知を図る。

イ 洪水時等の要配慮者利用施設の管理者への洪水予報等の的確かつ迅速な伝達

市は、市地域防災計画において、浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内の要配慮者

が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時及び土砂災害のおそれがある場合の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものについては、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報等の伝達方法を定めるとともに、住民への周知を図る。

ウ 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施

(ア) 計画の作成等

市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の管理者等は、水害時及び土砂災害が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために、避難確保計画を作成し、市長に報告するとともに、当該避難確保計画に基づき避難訓練を実施し、その結果を市長に報告するものとする。

(イ) 施設管理者等に対する防災知識の普及

市は、市地域防災計画に名称及び所在地が定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、避難確保計画の作成及び計画に基づく避難訓練が実施できるよう県の関係部局と連携して支援するよう努める。

なお、要配慮者利用施設の名称及び所在地を定めた場合に、当該要配慮者利用施設の管理者等に対して、水害や土砂災害の危険性を説明するなど、防災意識の向上を図るよう努めるものとする。

(ロ) 施設管理者等に対する支援

県及び市の関係部局は、当該要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施について、当該要配慮者利用施設の管理者等を、連携して支援するよう努める。

(ハ) 市長の指示等

市長は、市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設が作成する避難確保に関する計画について、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の水害時及び土砂災害が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して必要な指示をすることができ、また、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由なくその指示に従わなかった時は、その旨を公表することができる。

(ニ) 市長の助言・勧告

市長は、市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告をすることができる。

5 帰宅困難者対策

市は、公共交通機関が運行を停止した場合、ターミナル駅周辺等において、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する可能性があることから、次の対策を実施する。

(1) 帰宅困難者対策の基本原則や安否確認手段に係る広報

市は、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」という帰宅困難者対策の基本原則や安否確認手段の家族間での事前確認等の必要性について、平常時から積極的に広報するものとする。

(2) 事業者による物資の備蓄等の促進

企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促すものとする。

(3) 支援体制の構築

帰宅困難者に対する対応は、安否確認の支援、被害情報の伝達、一時滞在施設（滞在場所）の提供、帰宅のための支援等、多岐にわたる。

また、帰宅困難者対策は、行政のエリアを越えかつ多岐にわたる分野に課題が及ぶことから、これに関連する行政、事業所、学校、防災関係機関が相互に連携・協力する仕組みづくりを進め、発災時における交通情報の提供、水や食品の提供、従業員や児童生徒等の保護などについて、支援体制の構築を図っていくものとする。

第9章 水・食品・生活必需品等の確保対策

第1節 基本方針

災害により、飲料水、食品、生活必需品の確保が困難な住民に対し、必要な物資を供給するため、集中備蓄、分散備蓄などにより、必要な生活物資の確保に努める。

第2節 実施責任者

国（東海農政局、中部経済産業局）

県（県民文化局、保健医療局、都市・交通局、農業水産局）

市

日本赤十字社愛知県支部

一般社団法人愛知県LPガス協会

第3節 実施内容

- 1 市及び県は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる食料、飲料水（ペットボトル等）、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調達等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。

なお、備蓄を行うに当たっては、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のように実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮する。

また、避難生活で特に重要となる仮設トイレについても、備蓄に努めるものとする。

- 2 市及び県は、災害時に迅速に食品、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資を調達、輸送できるよう、平常時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平常時から受注機会の増大などに配慮するよう努めるものとする。

- 3 家庭内備蓄の推進

災害発生時には、ライフラインの途絶等の事態が予想されるので、7日分以上の飲料水、食品、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトペーパー等その他の生活必需品の家庭内備蓄を推進する。

- 4 その他防災関係団体における確保体制の整備

- (1) 東海農政局

米穀、乾パン、生鮮食品

(2) 中部経済産業局

生活必需品（医薬品等、仮設トイレを除く）

(3) 日本赤十字社愛知県支部

毛布、日用品等

(4) 一般社団法人愛知県LPGガス協会

簡易ガスコンロ、カセットガスボンベ

(資 料)

・資料2ー市 瀬戸市締結の災害応援等に関する協定・覚書

水道災害相互応援に関する覚書

災害時における食品・食糧・生活必需品等の確保に関する協定

災害時における救援物資提供に関する協定

災害時における物資の供給協力に関する協定書

災害時における応急対策用資器材の賃借に関する協定書

災害応急対策活動の相互支援に関する協定

名古屋市近隣市町村と生活協同組合コープあいちとの災害時応急生活物資供給等の協力に関する協定

第10章 防災訓練及び防災意識の向上

第1節 基本方針

国、県及び市は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスク、正常性バイアス等の必要な知識及び災害時にとるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図るものとする。

市は、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、全国火災予防運動、文化財防火デー等を通じ、積極的かつ継続的に防災訓練を実施するものとする。

特に稀にしか発生しない大規模かつ広域的な災害に備え、市民・民間企業等が、防災・減災対策に自ら取り組むためには、動機付けやコスト等の障害があるため、自助・共助の必要性を適切に伝え、行動に結びつけるための取組を行う。

防災訓練、教育等の実施に当たっては、要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。また、防災訓練の実施に当たっては、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るとともに様々な複合災害を想定した図上訓練等を行い、各種対策や計画の見直しに努めることとする。

第2節 実施内容

1 防災訓練の実施

防災思想の高揚は、訓練を実施することによって一層の成果を挙げるものである。したがって、防災関係機関が中心となって、公共的団体、民間協力団体、学校、ボランティア団体及び要配慮者を含めた住民等の協力、連携のもとに大規模災害に備えて計画的な訓練の実施を重ね、責任の自覚と技術の錬磨を図る。

なお、訓練の実施に当たっては、過去の災害を教訓としたより実践的なものとする。

(1) 風水害に対する訓練の実施

市は防災関係機関並びにできる限り多くの民間企業、ボランティア団体及び要配慮者を含めた住民等の協力、連携のもとに大規模災害に備えて防災訓練を実施する。訓練の実施にあたっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、被害の想定を明確にするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど、より実践的な内容となるように努め、次のとおり実施する。

ア 基礎訓練

(ア) 水防訓練

水防管理団体は、水防計画に基づき、水防活動の円滑な遂行を図るため、地域の河川状況を勘案した水防訓練を実施する。また、必要に応じ広域洪水等を想定し、水防管理団体が連合するなど防災関係機関が合同して実施するものとする。

① 実施時期

出水期を前に最も訓練の効果のある時期に実施する。

② 実施地域

河川の危険地域等洪水のおそれのある地域で実施する。

(イ) 消防訓練

市町村等は、消防計画に基づく消防活動が円滑に実施できるため、消防に関する訓練を実施するほか、必要に応じ大火災を想定し、市町村及び県等が合同して実施するものとする。

(ウ) 避難・救助訓練

市及びその他防災関係機関は、関係の計画に基づく避難その他救助の円滑な遂行を図るため、水防、消防等の災害防護活動と併せ、又は単独で訓練を実施するものとする。

また、学校、病院、鉄道、社会福祉施設、工場、事業所、地下街、高層建築物等にある場合は、学生、利用者、従業員等の人命保護のため、避難施設の整備を図り、避難訓練を実施するものとする。

なお、都市型水害対策訓練、地下空間からの避難訓練、土砂災害に係る避難訓練（危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練）についても実施に努めるものとする。

特に自主防災組織、地域住民の参加による地域の実情に応じた訓練を徹底して行う。

(エ) 通信訓練

市及び防災関係機関は、災害時における通信の円滑化を図るため、非常通信協議会等の協力を得て、各種災害を想定し、通信訓練を実施する。

(オ) 非常招集訓練

市及び防災関係機関は、各種災害を想定し勤務時間外における職員、消防団、自警団等円滑な参集、非常配備体制の万全を期するため、必要に応じ実施する。

イ 総合訓練

上記各種の基礎訓練を有機的に組合せ、防災関係機関が合同又は連携して、同一想定に基づき総合的な訓練を実施する。

(ア) 実施時期

災害発生が予想される前の訓練効果のある時期を選んで実施する。

(イ) 実施場所

災害のおそれのある地域又は、訓練効果のある適当な場所において実施する。

(ウ) 実施の方法

県、市町村、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関及び地元住民・事業所等が一体となって、又は連携して、同一想定に基づき予想される事態に即応した実践的な内容の災害応急対策活動を実施する。

また、災害応援に関する協定に基づき、他市等との訓練の相互参加及び共同訓練の実施に努める。

さらに、ボランティア団体に対しても、総合訓練への参加を求める。

ウ 広域応援訓練

市は、市が被災し、十分な災害応急対策の実施が困難な状況に陥った場合を想定し、県と他市町村が連携し、広域的な応援を行う防災訓練を実施する。

エ 防災訓練の指導協力

市は、居住地、職場、学校等において、定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配

慮し、きめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。

また、防災関係機関あるいは自主防災組織が実施する防災訓練について、計画遂行上の必要な指導助言を行うとともに、積極的に協力する。

さらに、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスをを行うものとする。

オ 訓練の検証

市は、訓練後には訓練成果を取りまとめ、課題等を整理し、必要に応じて改善措置を講じるとともに、次回の訓練に反映させるよう努めるものとする。

カ 図上訓練等

市は、職員の災害対応能力の向上を図るため、災害対策本部において応急対策活動に従事する本部要員に対し、実践的な図上訓練や実際の災害対処訓練(ロールプレイング方式)等を実施するものとする。

(2) 地震災害に対する訓練の実施

ア 総合防災訓練

市は防災関係機関並びにできる限り多くの民間企業、ボランティア団体及び要配慮者を含めた住民等の協力、連携のもとに大規模な地震災害に備えて総合防災訓練を実施する。訓練の実施にあたっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、地震規模や被害の想定を明確にするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど、より実践的な内容となるように努め、次のとおり実施する。

(ア) 阪神・淡路大震災の教訓をもとに、防災関係機関相互の緊密な連携体制づくりや地域住民と一体となった訓練とするため、現地指揮本部訓練、広域消防応援体制訓練、さらには避難所の機能確保訓練やボランティアの受入体制の訓練などを実施する。

(イ) 災害応援に関する協定に基づき、他市等との訓練の相互参加及び共同訓練の実施に努める。

イ 動員訓練

市は、地震災害時における災害対策の万全を期するため、職員の動員訓練を適宜実施する。

ウ 広域応援訓練

市は、市が被災し、十分な災害応急対策の実施が困難な状況に陥った場合を想定し、県や他市町村が連携し、広域的な応援を行う防災訓練を実施するよう努める。

エ 防災訓練の指導協力

市は、居住地、職場、学校等において、定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、きめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。

また、防災関係機関あるいは自主防災組織が実施する防災訓練について、計画遂行上の必要な指導助言を行うとともに、積極的に協力する。

さらに、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的

参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスをを行うものとする。

オ 訓練の検証

市は、訓練後には訓練成果を取りまとめ、課題等を整理し、必要に応じて改善措置を講じるとともに、次回の訓練に反映させるよう努めるものとする。

カ 図上訓練等

市は、職員の災害対応能力の向上を図るため、災害対策本部において応急対策活動に従事する本部要員に対し、実践的な図上訓練や実際の災害対処訓練(ロールプレイング方式)等を実施するものとする。

(3) 防災関係機関における措置

防災関係機関は、地震による災害時においては、有線設備、特に地下ケーブル、架空ケーブル等が潰滅的な被害を受けるほか、無線設備においても少なからず被害を被ることが考えられ、通信の途絶の事態が予想される。このような事態に対処し、通信の円滑な運用を確保するためには、各機関ごとに災害時における情報の収集及び伝達の要領、さらには内部処理の方法、通信設備の応急復旧等についての訓練を繰り返し行う必要がある。

なお、これらの訓練は、同一機関が設備する通信施設及び複数の他機関が設備する通信施設の相互間において実施する。

(4) 県（教育委員会）、市町村及び国立・私立学校等管理者における措置

児童生徒等及び職員の防災に対する意識の高揚を図り災害発生時に迅速かつ適切な行動をとり得るよう、必要な計画を樹立するとともに訓練を実施する。

ア 計画の策定及び周知徹底

災害の種別に応じ、学校等の規模、所在地の特性、施設設備の配置状況、児童生徒等の発達段階を考慮し、避難の場所、経路、時期及び誘導並びにその指示、伝達の方法の計画をあらかじめ定め、その周知徹底を図る。計画策定に際しては、県（防災安全局）や市（危機管理課）等の関係機関との連絡を密にして専門的立場からの指導・助言を受ける。

イ 訓練の実施

学校における訓練は、教育計画に位置づけて実施するとともに、児童会・生徒会等の活動とも相まって、十分な効果をあげるよう努める。

ウ 訓練の反省

訓練実施後は、十分な反省を加えるとともに、必要に応じ計画の修正・整備を図る。

第3節 防災のための意識啓発・広報

1 風水害に対する意識啓発・広報

(1) 防災意識の啓発

市は市民が、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとることができるよう、防災関係機関、民間事業者等と協力して、次の事項を中心に防災についての正しい知識、防災対応等について啓発する。

名古屋地方気象台は、市民が防災気象情報を活用し的確な防災行動をとることができるよう、県、市及び防災関係機関と協力して、次の事項のア、オ～キについて解説を行い、啓発を図る。

さらに、市は、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するよう努める。

- ア 災害に関する基礎知識
- イ 正確な情報の入手
- ウ 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- エ 地域の緊急避難場所、避難路に関する知識
- オ 警報等や避難情報の意味と内容
- カ 警報等発表時や避難情報の発令時にとるべき行動
- キ 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害発生時にとるべき行動
- ク 避難生活に関する知識
- ケ 家庭における防災の話し合い（災害時の家族内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取決め等）について、あらかじめ決めておくこと）
- コ 応急手当方法の紹介、平素から県民が実施すべき水、食料その他生活必需品の備蓄、出火防止等の対策の内容
- サ 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動

(2) 防災に関する知識の普及

市は、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、水防・土砂災害・二次災害防止に関する総合的な知識の普及に努めるものとする。

また、市は、自助・共助の取組を推進する防災人材の育成を事業者団体、教育機関、地域団体、ボランティア団体等と連携・協働して行うものとする。

さらに、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー、障害福祉サービス事業者等）の連携により、要配慮者（高齢者、障害者その他の特に配慮を要する者）に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図るものとする。

(3) 家庭内備蓄等の推進

市は、災害発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想されるため、飲料水、食料、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の生活必需品について、可能な限り1週間分程度、最低でも3日間分の家庭内備蓄を推進するとともに、マスク、消毒液、体温計等の感染防止対策資材について、できるだけ携行して避難するよう呼びかける。さらに、自動車へのこまめな満タン給油を呼びかける。

また、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図るものとする。

(4) 報道媒体の活用及び協力要請

市は、発災時における混乱及び被害を最小限に食い止めるため、平常時から災害に関する教育、キャンペーン番組等を積極的に編成し、市民の災害についての予防、応急措置、避難等防災に関する知識の向上に努める。また、記者クラブ加盟各社等の報道機関に対して必要な資料を提供し、風水害対策に係る報道の協力を要請する。

(5) 過去の災害教訓の伝承

市は、市民が過去の災害から得られた教訓を伝承するよう、その重要性について啓発を行う。

また、教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や各種資料を広く収集・

整理し、適切に保存するとともに、市民が閲覧できるよう公開に努めるものとする。

2 地震災害に対する意識啓発・広報

(1) 防災意識の啓発

市は、地震発生時及び警戒宣言発令時等に市民が的確な判断に基づき行動できるよう、防災関係機関、民間事業者等と協力して、次の事項を中心に地震についての正しい知識、防災対応等について啓発する。

名古屋地方気象台は、市民が地震に関する情報（緊急地震速報、南海トラフ地震に関する情報、長周期地震動に関する観測情報含む。）を容易に理解し、適切な避難行動をとることができるよう、県、防災関係機関と協力して、次の事項の内(ア)～(エ)、(ク)、(リ)～(ツ)について解説に努め、正しい知識について啓発を図る。

さらに、市は、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するよう努める。

ア 地震に関する基礎知識

イ 県内の活断層地震への対策に関する知識

ウ 予想される地震に関する知識、地域の危険度に関する知識

エ 警報等や避難情報の意味と内容

オ 正確な情報の入手

カ 防災関係機関が講ずる地震防災応急対策等の内容

キ 地域の緊急避難場所、避難路に関する知識

ク 緊急地震速報や避難情報の発令にとるべき行動

ケ 防災関係機関が講ずる地震防災応急対策等の内容

コ 避難生活に関する知識

サ 家庭における防災の話し合い（災害時の家族内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取決め等）について、あらかじめ決めておくこと）

シ 応急手当方法の紹介、平素から市民が実施すべき水、食料その他生活必需品の備蓄、家具等の転倒防止、出火防止、ブロック塀の倒壊防止等の対策の内容

ス 住居の耐震診断と必要な耐震改修の内容

セ 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動

ソ 地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う避難・救助活動、初期消火及び自動車運行自粛等防災上とるべき行動に関する知識

タ 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動に関する知識

チ 南海トラフ地震に関連する情報の内容・性格並びにこれに基づきとられる措置の内容

ツ 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合及び地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う避難・救助活動、初期消火及び自動車運行自粛等防災上とるべき行動に関する知識

(2) 防災に関する知識の普及

市は、防災週間等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、地震・津波災害・二次災害防止に関する総合的な知識の普及に努めるものとする。

また、市は、地域と連携を図り、地域の実情に応じた防災の教育及び普及促進を図ると

ともに、次の事項に留意し、市民の一人ひとりが正しい知識と判断をもって行動できるよう、地震防災に関する啓発用パンフレット、チラシ等を作成し、各種防災行事等を通じて配布する。

ア 平常時の心得に関する事項

イ 地震発生時の心得に関する事項

ウ 緊急地震速報の利用の心得に関する事項

(3) 自動車運転者に対する広報

県、市町村及び県警察は、地震が発生した場合において、運転者として適切な行動がとれるよう事前に必要な広報等を行うこととする。

(4) 家庭内備蓄等の推進

市は、災害発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想されるため、飲料水、食料、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー等について、可能な限り1週間分程度、最低でも3日間分の家庭内備蓄を推進するとともに、マスク、消毒液、体温計等の感染防止対策資材について、できるだけ携行して避難するよう呼びかける。さらに、自動車へのこまめな満タン給油を呼びかける。

(5) 地震保険の加入促進

地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした公的保険制度であり、家屋等が被災した場合、復旧に要する費用が多額にのぼるおそれがあることから、被災者が住宅再建する際の有効な手段の一つとなる。そのため、県、市町村等は、被災した場合でも、一定の補償が得られるよう、その制度の普及及び市民の地震保険・共済への加入の促進に努めるものとする。

(6) 報道媒体の活用及び協力要請

市は、発災時における混乱及び被害を最小限に食い止めるため、平常時から災害に関する教育、キャンペーン番組等を積極的に編成し、市民の災害についての予防、応急措置、避難等防災に関する知識の向上に努める。また、記者クラブ加盟各社等の報道機関に対して必要な資料を提供し、地震対策に係る報道の協力を要請する。

(7) 過去の災害教訓の伝承

市は、市民が過去の災害から得られた教訓を伝承するよう、その重要性について啓発を行う。

また、教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、市民が閲覧できるよう公開に努めるものとする。

さらに、国土地理院と連携して、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

第4節 防災のための教育

学校等での災害を未然に防止するとともに、災害による教育活動への障害を最小限にとどめるため、平素から必要な教育を行う。

また、災害発生時において、迅速かつ適切な対応を図るため、学校等では平素から災害に備えて職員等の任務の分担及び相互の連携等について組織を整備しておく。

なお、児童生徒等が任務を分担する場合は、児童生徒等の安全の確保を最優先する。

1 児童生徒等に対する安全教育

児童生徒等の安全と家庭への防災思想の普及を図るため学校（幼稚園を含む。以下同じ。）において防災上必要な安全教育を行う。安全教育は、教育課程に位置づけて実施しとりわけ学級活動（ホームルーム活動）、学校行事等とも関連を持たせながら、効果的に行うよう配慮するとともに、消防団員等が参画した体験的・実践的な教育の推進に努めるものとする。

2 関係職員の専門的知識の涵(かん)養及び技能の向上

関係職員に対する防災指導資料の作成・配布・講習会及び研究会等の実施を促進し、災害及び防災に関する専門的知識の涵(かん)養及び技能の向上を図る。

3 防災思想の普及

P T A、青少年団体、女性団体等の研修会及び各種講座等、社会教育の機会を活用して、防災思想の普及を図る。

4 登下校（登降園）の安全確保

児童生徒等の登下校（登降園を含む。以下同じ。）途中の安全を確保するため、あらかじめ登下校の指導計画を学校ごとに樹立し、平素から児童生徒等及び家庭等への徹底を図る。

(1) 通学路の設定

ア 通学路については、警察署、建設事務所、消防署等関係機関及び地元関係者と連携を図り、学区内の様々な状況下における危険箇所を把握して点検を行う。

イ 平常の通学路に異常が生じる場合に備え、必要に応じて緊急時の通学路を設定するなどしておく。

ウ 異常気象時における通学路の状況の把握についてその情報収集の方法を確認しておく。

エ 児童生徒の個々の通学路及び誘導方法等について常に保護者と連携をとり確認しておく。

オ 幼児の登降園については原則として個人又は小グループごとに保護者が付き添うものとする。

カ 高等学校及び特別支援学校における登下校については、児童生徒等の安全が確保できるよう、学校ごとに(ア)から(エ)までに定める事項を考慮しながら具体的な方法を点検し確認しておく。

(2) 登下校の安全指導

ア 異常気象時の児童生徒等の登下校について指導計画を綿密に確認する。

イ 通学路における危険箇所については、児童生徒等への注意と保護者への周知徹底を図る。

ウ 登下校時における危険を回避できるよう、児童生徒等に対して具体的な注意事項をあげて指導する。

第5節 防災意識調査及び地震相談の実施

市は住民の災害についての正しい知識の普及と防災意識の高揚を図るため、次の事項を防災関係機関と有機的な連携のもとに実施するものとする。

1 防災意識調査の実施

市民の災害対策に関する防災意識を把握するため、アンケート調査等による防災意識調査を必要に応じ実施する。

2 耐震相談及び現地診断の実施

地震が起きたとき、果たして我が家は大丈夫かという市民の不安を解消するため、無料で耐震相談を実施する。

また、住宅の現地診断についても適宜実施するものとする。

3 地震に関する相談の実施

地震についての不安を持っている市民のために、市をはじめ防災関係機関は、相談に応ずるものとする。

(参 考)

☆ 平常時の心得に関する事項

- 1 ラジオ、テレビ等の気象情報や防災上の注意事項をよく聞く。
- 2 災害時に、隣近所の人と協力して避難等ができるように事前に話し合っておく。
- 3 停電に備えて、懐中電灯、ラジオ等を用意しておく。
- 4 付近の地形からみて、どんな災害が起きやすいかよく知り、災害が起こった場合の安全な避難路を確かめておく。
- 5 避難するときの携行品を非常持出袋に入れ、準備しておく。
- 6 家や塀、商店の看板等を補修し、溝や下水は流れを良くしておく。
- 7 電燈の引込線がたるんでいたり、破損していると、屋根や雨どい等にふれて、漏電やスパークをおこし、火事になったり感電の危険があるので、事前に電力会社に知らせて修理しておく。
- 8 風で折れたり、電線に接触するおそれのある木の枝は切り落としておく。
- 9 プロパンガスのボンベは、倒れたり、浸水のとき流されたりしないよう確実に留めておく。

☆ 平常時から備えておく備蓄品

各家庭の状況に応じて、水、食品のほか、印かん、現金、救急箱、貯金通帳、懐中電灯、ライター、缶きり、ロウソク、ナイフ、衣類、手袋、ほ乳びん、インスタントラーメン、ラジオ、電池などを平常時から備えておくことが大切です。

☆ 災害発生時の心得に関する事項

- 1 ラジオやテレビで気象情報、台風情報、防災上の注意事項をよく聞く。
- 2 外出や旅行はできるだけ見合わせる。
- 3 窓や雨戸などは、針金で止めるか、板を当てるかして早めに補強しておく。
- 4 風当たりの強い場所のガラス窓は、ビニールテープ等を張り補強しておく。
- 5 煙突、看板、塀等を針金等で十分補強しておく。
- 6 浸水のおそれのあるところでは、家財道具を台の上や二階に移す。
- 7 崖の近くに住んでいる人は、大雨が続くと地盤がゆるみ、崖崩れの危険があるので見まわったりして十分注意し、危険を感じたら早めの避難に心掛ける。
- 8 川の近くに住んでいる人は、川の水位・水量に注意し、危険を感じたら早めの避難に心掛ける。
- 9 増水などの危険を知らせるサイレン、警報に注意し、隣近所で知らせ合う。
- 10 切れた電線や垂れ下がった電線には、絶対触れないようにする。
- 11 避難するときは電気のブレーカーを「切」にする。
- 12 夜間の避難や、自宅等周辺が既に水没している場合など、避難所へ避難をすることがかえって危険な場合には、自宅2階へ避難したり、自宅の崖の反対側に避難する、近隣の比較的高い鉄筋コンクリート造りなどの堅固な建物の2階以上に避難するなど、状況に応じた行動で身の安全を確保する。

第 1 1 章 自主防災組織・ボランティアとの連携

第 1 節 基本方針

災害時における災害応急活動については、単に、市のみならず公共的団体及び民間協力機関（各種ボランティア団体）はもとより、地域住民の隣保組織の協力が必要であり、地域の実情に応じ、住民の隣人互助の精神に基づく自発的な市民の防災意識を助長育成し、防災活動が効果的に処理されるような協力体制を確立する。

この際、市民の防災組織として、自治会、町内会等を活用したもの、また、女性の参画の促進に努める。さらに、各種ボランティア団体の育成を図り、もしもの時に、地域が一体となって助け合い、活動できるネットワークづくりに努めるものとする。

第 2 節 実施内容

1 自主防災組織の育成

「自主防災組織設置推進要綱」（昭和 4 9 年愛知県防災会議決定）に基づき、自主防災組織の設置・育成に努めるものとする。災害に対する地域連帯の強化を図るため、自主防災組織が整備された地域においては、実践的な消火活動や定期的な訓練を行うなど、地域の防災活動の推進にかなりの成果を挙げていることから、今後とも、災害時の活動マニュアルの整備及び自主防災組織リーダーの育成等を行い、自主防災組織の設置育成により一層努めるものとする。

2 自主防災組織等の活動

自主防災組織は、地域の実情に応じた防災計画に基づき、平常時、災害発生時において効果的に防災活動を行えるように努めるものとする。

(1) 平常時の行動

- ア 情報の伝達体制の確立
- イ 防災知識の普及及び防災訓練の実施
- ウ 火気使用設備器具等の点検
- エ 防災用資機材の備蓄及び管理
- オ 地域内の要配慮者の把握

(2) 災害発生時の活動

- ア 初期消火等の実施
- イ 地域内の被害状況等の情報収集
- ウ 救出・救護の実施及び協力
- エ 住民に対する避難避難情報の伝達
- オ 集団避難の実施
- カ 炊出しや救助物資の配布に対する協力

自主防災組織が結成されていない地域については、町内会・自治会組織が上記に準じた活動を行うよう努めるものとする。

(3) （東海地震）警戒宣言発令時の活動

- ア 市及び消防機関等からの情報の伝達

- イ 市民のとるべき措置の呼び掛け
- ウ 高齢者や病人の安全確保
- エ 発災に備えた防災用資機材の点検、確保

3 自主防災組織等の環境整備

市は、自主防災組織の育成・強化を図り、消防団とこれらの組織との連携等を通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。また、研修の実施等による自主防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、これらの組織の日常化、訓練の実施を促すものとする。

4 自主防災リーダー

地域防災の中心となる自主防災リーダーを養成・育成し、自主防災リーダーのネットワーク化を推進するよう努め、自主防災組織が主体となった地域ぐるみの防災体制を整備するとともに、地域防災力を総合的に高め、積極的に活用するものとする。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

- (1) 防災訓練等の機会をとらえ、防災に関する知識や技術を習得した実践的な自主防災リーダーを育成する。
- (2) 自主防災リーダーが、各地域において円滑な自主防災活動ができるよう、必要な資機材の整備に努める。また、自主防災リーダーの継続的な資質向上に努めるとともに、ネットワーク化を推進する。
- (3) 地域防災の中心として情報の収集や伝達・発信を行える、災害に対する正しい知識や防災活動の技術を習得した実践的な自主防災リーダーを養成するよう努める。

5 ボランティアの受入体制の整備及び協力・連絡体制の推進

(1) ボランティアの受入体制の整備

ア 県及び市は、あらかじめ平常時において定期的に次の(ア)から(ウ)等の災害発生時の対応や連絡体制について、社会福祉協議会、日本赤十字社及びNPO・ボランティア等（以下「NPO・ボランティア関係団体等」という。）との意見交換に努める。

- (ア) 県及び市は、ボランティアの受入れに必要な机、イス及び電話等の資機材を確保して、県は広域ボランティア支援本部、市は災害ボランティアセンターを設置する。
- (イ) 県及び市は、災害時にボランティアコーディネーター（以下「コーディネーター」という。）を派遣することを協力するNPO・ボランティア関係団体（以下「協力団体」という。）にコーディネーターの派遣を要請する。
- (ウ) 県の広域ボランティア支援本部に派遣されたコーディネーターは、全体的な情報提供や後方支援などを、市の災害ボランティアセンターに派遣されたコーディネーターは、ボランティアの受入れを行う。

イ 県及び市は、防災訓練等において協力団体の協力を得て、広域ボランティア支援本部及び災害ボランティアセンターの立ち上げ訓練を行う。

(2) ボランティアコーディネーター養成講座の開催

県及び市は、NPO・ボランティア関係団体等と相互に連絡し、ボランティアとして

被災地の支援をしたい者と支援を求める者との調整役となるコーディネーターの確保に努めるものとする。このため、県及び市は、コーディネーターの養成に努めるとともに、養成したコーディネーターに対し、コーディネートの知識・技術の向上を図るためのレベルアップ研修等を実施する。

なお、市は、養成したコーディネーターに県が実施するレベルアップ講座等を受講させるものとする。

(3) 防災ボランティア活動の支援

ア コーディネーターの確保

県及び市は大地震により行政、県民、自主防災組織などに対応困難な災害が発生した場合に、ボランティアがその力を十分に発揮するため、ボランティアと被災地からの支援要請との調整役となるコーディネーターの確保に努めるものとする。

イ 防災ボランティア活動の環境整備

市は、NPO・ボランティア関係団体等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時においてボランティアの活動が円滑に行われるよう活動環境の整備を図る。

(4) 防災ボランティア活動の普及・啓発

ボランティアの活動に対する意識を高めるとともに、災害時に活動しやすい環境づくりを進めるため普及啓発活動を行なう。

特に「防災とボランティアの日」及び「防災とボランティア週間」においては各種の広報・啓発活動を行うように努めるものとする。また、若年層の活動がとりわけ期待されていることから、教育委員会や学校等と連携し、学生等が日常生活で災害について学ぶ機会を充実させるものとする。

(5) NPO・ボランティア関係団体等との連携

市は、災害時におけるボランティアの円滑な受入れ及びボランティアの効果的な活動を担保するため、平常時からNPO・ボランティア関係団体等と連携して、受援体制の構築・強化を図る。また、地域での連絡会の設置や協定の締結などにより、NPO・ボランティア関係団体等との連携に努める。

(6) 連携体制の確保

日頃から地域の防災関係者間の連携を取ることが重要である。そのため、県及び市は、平常時から自主防災組織、NPO・ボランティア関係団体等との連携を進めるとともに、災害時には多様な分野のNPO等とも協力体制を確保できるよう連携体制の整備に努めるものとする。

6 市における措置

(1) 防災関係団体ネットワーク化

市は、自主防災組織がNPO・ボランティア関係団体等、消防団、女性消防（防火）クラブ、企業、学校など防災関係団体同士と顔の見える密接な関係（ネットワーク）を構築することを推進するため、ネットワーク化を図る防災訓練に取り組むなど必要な事業の実施、支援及び指導に努めるものとする。

(2) 災害ボランティアセンター

市は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、市町村地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（市町村社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるよう努めるものとする。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、市町村地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。

(資 料)

- ・資料 2－市 瀬戸市締結の災害応援等に関する協定・覚書
瀬戸市地域ボランティア支援本部の開設及び運営等に関する協定
- ・資料 3－2 自主防災組織設置推進要綱
- ・資料 3－3 瀬戸市防災ボランティア受入体制等に関する実施要綱

第12章 企業防災の促進

第1節 基本方針

1 企業防災の重要性

企業の事業継続・早期再建は市民の生活再建や街の復興にも大きな影響を与えるため、企業活動の早期復旧にも迅速さが求められる。

しかしながら、想定されるような大規模地震においては、従来の国・地方公共団体を中心とした防災対策だけではなく国全体として災害に備える必要があり、自助・共助・公助の理念から、企業も防災の担い手としての取り組みがきわめて重要になる。

大規模災害時の被害を最小限にとどめ、できる限り早期の復旧を可能とする予防対策を推進する必要があり、そのために企業は、顧客・従業員の生命・財産を守るとともに、企業にとって中核となる事業を継続あるいは早期に復旧させるための事業継続計画（BCP）の策定に取り組むなど、予防対策を進める必要がある。

2 企業防災の促進

県、市及び商工会議所等は、企業の防災意識の向上を図り、災害時の企業の果たす役割が十分に実施できるよう、事業継続計画（BCP）等の策定、企業の自主的な防災対策を促進していくとともに、防災対策に取り組むことができる環境の整備に努める。

第2節 対策

1 企業の取り組み

(1) 事業継続計画の策定・運用

企業は、災害時の企業の果たす役割を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、各企業において、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるとともに、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組みを通じて、防災活動の推進に努める。

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、国及び地方公共団体が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

(2) 生命の安全確保

顧客及び自社、関連会社、派遣会社、協力会社などの役員・従業員の身体・生命の安全を確保するものとする。また、事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(3) 二次災害の防止

落下防止、火災の防止、薬液漏洩防止、危険区域の立入禁止など、自社拠点における二次災害防止のための安全対策の実施が必要である。

(4) 地域との共生・貢献

緊急時における企業・組織の対応として、自社の事業継続の観点からも、地域との連携が必要であることから、地元地域社会を大切にする意識を持ち、地域との共生に配慮するよう努める。

企業の社会貢献の例としては、義援金・物資の提供、帰宅困難者等への敷地や建物の一部開放、被災地域の災害救援業務を支援するために必要とされる技術者の派遣等がある。また、被災時に救護場所や避難場所となる可能性が高い施設を企業が有する場合、当該施設の自家発電・自家水源・代替燃料などを平常時から確保することが望ましい。

(5) 洪水及び雨水出水浸水想定区域内の地下街等、要配慮者利用施設及び大規模工場等の所有者又は管理者における措置

「風水害等災害対策計画 第2編 第4章 第2節 6、7、8」参照

2 企業防災の促進のための取り組み

県、市及び商工会議所等は、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、事業継続計画（BCP）等の策定を促進するための情報提供や相談体制の整備などの支援等により企業の防災力向上の推進を図るものとする。

また、企業を地域コミュニティの一員として捉え、地域の防災訓練への積極的呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。

(1) 事業継続計画（BCP）等の策定促進

ア 普及啓発活動

県、市及び商工会議所等は、企業防災の重要性や事業継続計画（BCP）の必要性について積極的に啓発していくものとする。また、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

イ 情報の提供

企業が事業継続計画（BCP）等を策定するためには想定リスクを考える必要があり、そのため、県及び市はそれぞれが策定している被害想定やハザードマップ等を積極的に公表するものとする。

(2) 相談体制等の整備

県、市及び商工会議所等は、企業が被災した場合に速やかに相談等に対応できるよう、相談窓口・相談体制等について検討するとともに、被災企業等の事業再開に関する各種支援について予め整理しておくものとする。また、県及び市は、あらかじめ商工団体等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

(3) 緊急地震速報受信装置等の活用

企業は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努めるものとする。

第 1 3 章 広域応援・受援体制の整備

第 1 節 基本方針

大規模な災害等が発生した場合において、速やかに災害応急活動等が実施できるよう、あらかじめ相互応援協定を締結するなど、広域的な応援体制の整備を図るとともに、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れるための受援体制の整備に努めるものとする。

なお、相互応援協定の締結にあたっては、大規模な地震・津波災害等による同時被災を避ける観点から、近隣の団体に加えて、遠方に所在する団体との間の協定締結も考慮するものとする。

第 2 節 県及び市における措置

1 応援要請手続きの整備

県及び市は、国又は他の地方公共団体への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えるものとする。

2 応援協定の締結等

(1) 相互応援協定の締結

市は、災害対策基本法第 49 条の 2 に基づき、県、市町村等との相互応援に関する協定の締結に努めるものとする。

(2) 技術職員の確保

市は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。

(3) 民間団体等との協定の締結等

市は、災害対策基本法第 49 条の 3 に基づき、民間団体等と応援協定を締結するなど必要な措置を講ずることにより、各主体が災害発生時に迅速かつ効果的な災害応急対策を行えるよう努めるものとする。民間団体等に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間団体等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間団体等の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間団体等のノウハウや能力等を活用するものとする。また、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意すること。

(参 考)

・資料編 第 2 編 相互応援協定等関係

第 3 節 防災活動拠点の確保等及び受援体制の整備

1 防災活動拠点の確保等

市は、円滑に国等からの広域的な応援を受けられることができるよう、自衛隊・警察・消防を始めとする応援部隊等の展開及び宿営の拠点、資機材・物資の集結・集積に必要となる拠点、

緊急輸送ルート等の確保、整備及びこれらの拠点等に係る関係機関との情報の共有に努めるものとする。

なお、緊急輸送ルートの等の確保にあたっては、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路等の輸送施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等の輸送拠点について把握・点検するものとし、災害時において緊急輸送手段としてヘリコプター等の航空機の活用が有効と考えられる場合には、当該航空機の派遣要請を行う。

また、国（国土交通省）県及び市は、防災機能を有する道の駅を地域の防災拠点として位置付け、その機能強化に努めるものとする。

2 受援体制の整備

県及び市は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペース等の確保を行うものとする。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。

また、市は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。

3 地区防災活動拠点の要件等

災害想定 の規模	応援の 規模	役割	拠点数	要 件	
				面 積	施設・設備
市区域内 ・林野火災 ・局地的な土砂 災害等	隣接市 町村等	被災市内の 活動拠点	市で1箇所 程度	・1ヘクタール程度以上 ・できれば中型ヘリコプ ターの離着陸が可能	倉庫等 できれば 宿泊施設

第4節 南海トラフ地震の発生時における広域受援

南海トラフ地震の発生時においては、国が「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」に基づき、あらかじめ定められた拠点等に対し、応援部隊等を派遣するとともに、物資の輸送等を行うこととなっている。県、市、防災関係機関は、「南海トラフ地震における愛知県広域受援計画」に基づき、国が実施する災害応急対策活動に対し、次の広域的な受援活動を実施するものとする。

1 緊急輸送ルートの確保

被害が甚大な地域へ人員・物資・燃料等の輸送活動が迅速かつ円滑に行われるための緊急輸送ルート確保のための活動

2 救助・救急、消火活動

あらかじめ定められた救助活動拠点を開設し、広域応援部隊を迅速かつ円滑に受け入れるための活動

3 災害医療活動

全国から派遣されたDMA T等による被災地内における医療機関への支援・調整を行う活動

4 物資調達

国が被災県からの具体的要請を待たず支援する避難所避難者への支援物資の受入、配分に係る活動

5 燃料・電気・ガスの供給

災害応急活動に必要な燃料や、重要施設の業務継続のための燃料・電気・ガスを確実に確保し、迅速かつ円滑に供給する活動

第5節 支援物資の円滑な受援供給体制の整備

1 災害時の円滑な物流に向けた体制の検討

市は、円滑に国等からの支援物資の受入・供給を行うため、広域物資輸送拠点や地域内輸送拠点等（以下、「物資拠点」という。）の見直しを始め、物資拠点における作業体制等において検討を行うとともに、関係機関との情報の共有に努めるものとする。

また、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送事業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努めるものとする。この際、市は、災害時に物資拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるようあらかじめ、適切な物資拠点を選定しておくよう努めるものとする。

2 訓練・検証等

市は、災害時に支援物資を円滑に搬送するため、連携して物資拠点等における訓練を行うとともに、訓練検証結果や国、県、市町村、その他防災関係機関等の体制変更、施設、資機材等の整備の進捗に応じて随時、計画等の必要な見直しを行うものとする。

(資料)

- ・資料2－市 瀬戸市締結の災害応援等に関する協定・覚書
 - 災害応援に関する協定書
 - 愛知県内広域消防相互応援協定
 - 隣接市町との消防相互応援協定締結状況
 - 愛知県における航空機を用いた市町村等の消防支援協定
 - 東海環状自動車道沿線都市災害時相互応援に関する協定書
 - 災害応急対策活動の相互応援に関する協定
- ・資料5－3 防災活動拠点

第 1 4 章 中山間地帯における孤立対策

第 1 節 基本方針

脆弱な地質構造の山間部においては、降雨により土砂災害が発生し、それに伴う交通の寸断や情報通信の途絶により、孤立する集落の発生が想定される。孤立するおそれのある集落の実態を把握し、通信の確保、救助活動体制の整備などの事前対策を推進するとともに、集落における孤立時の自立性・持続性の強化を図る。

第 2 節 実施内容

1 孤立危険地域の把握

市は、中山間地域の集落のうち、道路交通による外部からのアクセスが困難になり、住民生活が困難又は不可能となるおそれのある孤立危険地域を、あらかじめ把握しておくこととする。

2 孤立への備え

(1) 孤立集落と外部との通信の確保

ア 市は、通信機器のための非常用電源の確保及び停電時の確実な切り替え、保守点検、非常用電源の燃料の確保に努めるものとする。また、防災訓練等を通じ、通信機器や非常用電源の使用方法の習熟を図ることに努めるものとする。

イ 市は、集落と市の通信途絶を防止するため、衛星携帯電話、防災行政無線等地域の実情に応じて適切な通信手段の確保に努めるものとする。

ウ 市は、対策本部機能や通信機能を維持するために、対策本部や避難所等の防災関連施設における耐震性を確保することとする。

(2) 物資供給、救助活動体制の整備

ア 市は、集落が長期間孤立した場合には医薬品等の不足も懸念されることから、孤立時に供給すべき医薬品等をあらかじめリストアップし、供給体制について検討することとする。

イ 市は、ヘリコプター離着陸適地をヘリコプターの大小も考慮して、選定・確保するとともに地域防災計画において明示できるよう努める。また生地着陸の可能な場所もリストアップしておくよう努めるものとする。

ウ 市は、孤立するおそれのある集落へのヘリポートやヘリコプターの夜間離着陸設備の整備のほか、バイク等地域の実情に応じた物資供給等に係る手段の確保に努めることとする。

(3) 孤立に強い集落づくり

ア 市は、孤立の可能性に応じて、水、食品等の生活物資、負傷者発生に備えた医薬品、救出用具、簡易トイレ等の備蓄に努めることとする。この際、公的な備蓄のみならず、自主防災組織及び個々の世帯レベルでの備蓄の促進を図ることとする。

イ 市は、集落の人口に応じて避難施設を確保・整備するよう努めることとする。また、必要に応じて、土砂災害対策や基礎地盤の補強を実施することとする。

(4) 孤立危険地域等の広報・啓発

市は、住民に対して、孤立可能性、孤立時の対応及び安否情報の発信等、災害が発生した場合の対応について、防災マップやパンフレット作成などにより、平常時からの広報・啓発に努めることとする。

第15章 防災に関する調査研究の推進

第1節 基本方針

災害は広範な分野にわたる複雑な現象で、かつその実態は地域的特性を有するので、防災に関する研究は、広範多岐にわたる研究部門相互の緊密な連携を図るとともに、各地域の特性に応じた総合的かつ一体的研究体制を確立し、その効率的推進を図る。

第2節 重点をおくべき調査研究事項

1 危険地域の把握

法により災害危険地域の指定を受けた地域の現況調査を行うとともに、これだけにとどまらず、水害危険地域、地すべり危険地域、火災危険地域について、広範囲にあらゆる角度から調査し、その実態を把握する。

2 危険区域の被害想定

災害時において迅速的確な災害対策ができるように社会的要請が強く、かつ調査の促進が必要とされている上記の危険地域について関係機関、学識経験者等と共同して実態調査を行い、この調査結果並びに過去に受けた災害状況等から被害を想定する。

第3節 調査研究成果の活用

1 調査研究成果の活用

調査研究の成果を将来の具体的防災施策樹立の参考に資するよう計画するとともに、教訓となるべき要素を収録して広く関係者に配布し、一般防災意識の高揚を図る。

2 防災アセスメントの実施及び防災カルテ等の整備

市においては、地域の水害・土砂災害リスクや災害時にとるべき行動について普及啓発するとともに、危険地域の把握、危険地区の被害想定等各種の調査研究による成果を活用し、災害危険性を地域の実情に即して的確に把握するための、防災アセスメントを積極的に実施する。また、コミュニティレベル（集落単位、自治会単位、学校区単位、自主防災組織単位等）でのきめ細かな地区別防災カルテ、防災マップの作成を積極的に推進する。

更に、災害危険区域及び避難場所、避難路等を具体的に示したハザードマップの作成及び公表に努める。

3 地籍調査

市は、防災事業の推進や円滑な災害復旧に資するため、土地の最も基礎的な情報である面積や境界等を世界測地系による数値情報により正確に把握し、記録する地籍調査の推進を図る。

第3編 災害応急対策計画

第1章 活動態勢

第1節 基本方針

- 1 市長は、災害対策基本法第23条の2に基づき、応急対策の推進を図る中心的な組織として災害対策本部を速やかに設置し、その活動態勢を確立する。また、各防災関係機関は災害の発生を防御し、又は、応急的救助を行う等災害の拡大を防止するための活動態勢を整備する。
- 2 一定規模以上の災害が発生した際における災害救助事務について、県又は救助実施市（令和元年12月2日名古屋市指定）が救助の主体となり災害救助を実施する。
- 3 各防災関係機関は、災害の発生を防御し、応急的救助を行う等災害の拡大を防止するための活動態勢を整備する。
- 4 各防災関係機関は、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、備えるものとする。
- 5 要員（資機材も含む。）の配置等については、複合災害の発生も念頭において行う。
- 6 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、県民の生命・健康を守ることを最優先とする。具体的には、避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。

第2節 瀬戸市災害対策本部（以下、「本部」という。）

市は、市域において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、第一次的な防災上の責務を有する団体として、災害対策基本法第23条の2、県地域防災計画及び市地域防災計画の定めるところにより、県、その他の市町村をはじめ関係機関、住民等の協力を得て、本部を設置し、その有する全機能を発揮し、災害応急対策を行う。

1 本部の組織及び業務

本部の組織及び運営は、災害対策基本法並びに瀬戸市災害対策本部条例及び瀬戸市災害対策本部運営要綱に定めるところの本部組織及び本部業務分担によることとし、対策本部の各部分は、救難、救助等災害の発生を防御又は拡大の防止のための各種措置を実施する。

また、必要に応じて、瀬戸警察署、自衛隊、西日本電信電話株式会社、中部電力パワーグリッド株式会社、東邦瓦斯株式会社その他関係機関から連絡要員の派遣を受け入れる。

2 本部の設置及び廃止

本部は、瀬戸市災害対策本部運営要綱に定める非常配備基準に基づき設置し、災害発生のおそれが解消し、又は、災害応急対策が概ね完了したと本部長が認めたときに廃止する。

また、市長は、災害地に現地災害対策本部を置くことができる。

なお、本部を設置又は廃止した時は、直ちにその旨を尾張方面本部（愛知県尾張県民事務所）を通じて愛知県（防災安全局）へ報告するとともに、警察署等の関係機関に通報する。

3 本部の非常配備基準

非常配備に伴う職員の動員体制については、別表の非常配備基準に定めるところによるものとし、本部の活動体制の確立を図る。

4 休日等の動員

休日その他勤務を要しない日又は勤務時間外における動員その他の連絡は、電話等を利用して行う。なお、各部長は各部員に対して、第1非常配備から第3非常配備における担当職員を定め、電話等による連絡網を事前に確立しておくものとする。

5 災害救助法が適用された場合

市長は、災害救助法が適用された場合は、知事の委任を受けて、災害救助法に基づく救助事務を執行するものとする。

(1) 救助の実施

市長は、市域内に災害救助法が適用され、知事の委任を受けた場合、災害救助法に基づく救助を行う。

(2) 県が行う救助の補助

市長は、知事から委任を受けた救助以外に県が行う救助の補助を行う。

(3) 日本赤十字社愛知県支部における措置（災害救助法第15、16条）

日本赤十字愛知県支部は、その使命に鑑み、救助に協力するとともに、知事の委託を受けて、医療及び助産を行う。

第3節 大規模災害時における支援体制

1 県は、大規模災害時（原則、第3非常配備体制時）に市町村支援体制強化のため、次の先遣・情報収集チーム及び支援チームを各市町村に派遣する。

種別	派遣時期	派遣の端緒	指揮命令者	業務の内容	行動形態	派遣職員	派遣期間
支援班 (先遣・情報収集チーム)	大規模災害時	方面本部長の指示	方面本部長	<ul style="list-style-type: none"> 市の被害状況、災害対策状況の県への報告及び県との連絡調整 現地における災害情報収集並びに市及び県への報告（必要な場合出動） 	原則、市災害対策本部に常駐 原則として3名を基本単位として編成	方面本部管内地方機関職員のうち登録者 （勤務時間外に震度5強以上の地震が発生したため第3非常配備が指令された場合には、登録者が派遣されるまでの措置として、別途指名される一時代行者が市に直接参集し、支援業務に従事する。）	方面本部長が必要と認める期間
支援班 (支援チ	大規模災害時	市災害対策本	市災害対策本	市町村が実施する災害応急活動支	市災害対策本部又は各業務	方面本部管内地方機関職員のうち登録者	方面本部長が

一ム)		部長の 指示	部長	援・避難所運営・緊急物資配分・災害廃棄物処理など (専門分野は、別途支援)	の現場 原則として2名を基本単位として編成	必要と認める期間
-----	--	-----------	----	--	--------------------------	----------

- 2 県は、被災市町村に職員を派遣する場合、地域や災害の特性などを考慮した職員の選定に努めるものとする。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、派遣職員の健康管理等を徹底するものとする。
- 3 市は、派遣された県職員の使用する携行機器について、保管しておくとともに、市が実施する防災訓練等にも積極的に参加を促すなど日頃から連携の強化に努める。

第4節 各防災関係機関の活動

各防災関係機関は、市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、防災業務計画に基づき防災組織を整備して自ら活動を実施するとともに、市が実施する応急対策が円滑に実施できる要素の業務について協力し、又は指導助言その他適切な措置をとるものとする。

第5節 関係機関等の相互協力

1 職員の派遣

市長は、災害応急対策又は災害復旧を実施するに当たり、当該機関の職員のみでは不足する場合には、指定地方行政機関の長に対して職員の派遣を要請する。また、必要に応じて、県知事に対して地方自治法による職員派遣及び指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣について、あつせんを求める。

2 応援の要請等

- (1) 市長は、応急措置を実施するために必要があると認めたときは、相互応援協定等に基づき、他の市町村長に対して応援を要請する。
- (2) 市長は、応急措置を実施するために必要があると認めたときは、知事に対し応援を求め、又は応急措置の実施を要求する。
- (3) 市長は、相互応援協定により、県及び他の市町村から応援要請を受けたときは、業務に重大な支障がない限り要請を受諾するものとする。

(資料)

- ・資料1-1 瀬戸市防災会議条例
- ・資料1-2 瀬戸市防災会議運営要綱
- ・資料1-3 瀬戸市防災会議委員等名簿
- ・資料1-5 瀬戸市災害対策本部条例
- ・資料1-6 瀬戸市災害対策本部運営要綱
- ・資料2-市 瀬戸市締結の災害応援等に関する協定・覚書
災害応援に関する協定書
愛知県内広域消防相互応援協定

隣接市町との消防相互応援協定締結状況
災害発生時における相互協力に関する協定
東海環状自動車沿線都市災害時相互応援に関する協定書
災害応急対策活動の相互支援に関する協定

第2章 通信運用計画

第1節 基本方針

災害時における各機関相互の通信連絡は、迅速かつ円滑に行う必要があるため、通信窓口及び連絡系統を明確にするとともに、非常の際の通信連絡の確保を図る方法等について定めるものとする。

第2節 実施内容

1 通信連絡系統の整備

各機関は、通信連絡が迅速かつ円滑に実施できるよう有線及び無線を通じた通信連絡系統を整備しておくものとする。

2 電話及び電報施設の優先利用

各機関は、災害時の警報の伝達、必要な通知又は警告等を迅速に行うため、電話若しくは電報施設を優先利用し、又は他機関の専用電話を使用することができる。

(1) 一般電話及び電報

ア 災害時優先電話の登録

各防災関係機関は、災害時における非常通話等の迅速、円滑化を図り、かつ、ふくそうを避けるため災害時優先電話をあらかじめ西日本電信電話株式会社東海支店に申請し承認を受ける。

イ 非常扱いの電報

天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする電報については、非常扱いの電報として、すべての電報に優先して取り扱われる。

ただし、気象業務法に基づく警報の次順位となる。

電報発信に当たって電話により非常扱いの電報を発信する場合は、市外局番なしの「115番」にダイヤルして次の事項をオペレーターに告げる。

(※22時以降一翌朝8時まで、0120-000115で受付)

- (ア) 非常扱いの電報の申し込みであること
- (イ) 発信電話番号と機関名
- (ウ) 電報の宛先の住所と機関名などの名称
- (エ) 通信文と発信人名

ウ 緊急扱いの電報

非常扱いの電報で発信できるものを除き、公共の利益のため通報することを要する次に掲げる事項を内容とする電報については、緊急扱いの電報とし、非常扱いの電報の次順位として取扱われる。

電報発信に当たって電話により緊急扱いの電報を発信する場合は、市外局番なしの「115番」にダイヤルして次の事項をオペレーターに告げる。

(※22時以降～翌朝8時までは、0120-000115で受付)

- (ア) 緊急扱いの電報の申し込みであること
- (イ) 発信電話番号と機関名
- (ウ) 電報の宛先の住所と機関名などの名称
- (エ) 通信文と発信人名

また、電報発信紙による場合は、「緊急」と朱書きし、最寄りの電報サービス取扱所へ差し出す。

エ 専用電話

災害時の通信連絡を行うに当たり、緊急を要するときは、各機関の所有する専用電話を利用して行う。利用できる施設としては、警察電話、消防電話、鉄軌道電話、電気事業電話があり、その利用方法としては、一般電話に準じて行う。

オ 携帯電話

携帯電話の機能を活用し、有効な利用を図る。

3 専用通信の使用

防災関係機関は、情報連絡手段として、無線又は有線を利用した専用通信を使用することとする。県への災害情報の伝達は、県防災行政無線を中核施設として利用する。また、市内の緊急を要する通信連絡は、市消防用無線及び市防災行政無線を最大限に活用し、通信連絡の確保を図る。

なお、通常はその設備を他人の通信のために使用してはならないこととなっているが、災害時の通信連絡を行うに当たり緊急を要する場合は、所定の手続を経てこれを他人にも利用させることとする。

4 防災相互通信無線局の使用

防災関係機関は、防災対策に関する通信を相互に行うために設置した防災相互通信無線局を活用して、災害現場等での円滑な情報の受伝達を行うこととする。

5 非常通信

無線局は、免許状に記載された目的又は通信の相手方若しくは通信事項の範囲を超えて運用してはならないことになっている。ただし、災害時等において、有線通信を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるときに、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信（以下「非常通信」という。）については、当該無線局の目的以外にも使用することができる。

(1) 非常通信の通信内容

- ア 人命の救助に関するもの
- イ 災害の予警報(主要河川の水位を含む。)及び災害状況に関するもの
- ウ 緊急を要する気象、火山等の観測資料に関するもの
- エ 秩序維持のために必要な緊急措置に関するもの
- オ 遭難者救護に関するもの。(日本赤十字社の本社及び支部相互間に発受するものを含む。)

- カ 電信電話回線の復旧のため緊急を要するもの
- キ 鉄道の復旧、道路の修理、被災者の輸送、救援物資の緊急輸送等のために必要なもの
- ク 中央防災会議、緊急災害対策本部、非常災害対策本部、特定災害対策本部、県・市町村の防災会議及び災害対策本部相互間に発受する災害救援、その他緊急措置に要する労務、施設、設備、物資、資金の調達、配分、輸送等に関するもの
- ケ 電力設備の修理復旧に関するもの
- コ 知事が医療、土木、建築、工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの

(2) 非常通信の発受

非常通信は、無線局の免許人が自ら発受するほか、災害対策関係機関からの依頼に応じて発受する。また、無線局の免許人は、災害対策関係機関以外の者から人命の救助に関する通報及び急迫の危険又は緊急措置に関する通報の依頼を受けた場合は、非常通信を実施すべきか否かを判断のうえ発信する。

(3) 非常通信の依頼

非常通信は、最寄りの無線局に依頼する。なお、依頼する無線局の選定に当たっては、非常無線通信協議会構成員の無線局を選定することが望ましい。

◆非常通信協議会の構成◆

警察庁、防衛省、国土交通省、海上保安庁、気象庁、消防庁、西日本電信電話株式会社、KDDI株式会社、日本放送協会、各電力会社、都道府県、市町村その他主要な無線局の免許人等、非常通信に関係の深い者により構成されている。

6 衛星通信施設の使用

県、市町村及び防災関係機関は、地上系の防災行政無線網に障害、輻輳や混信が発生した場合には、地域衛星通信ネットワークを活用した衛星通信施設により、映像を含む情報の受伝達に努める。

7 移動系無線局の使用

各防災関係機関は、移動系無線局を防災拠点や被災地域等に重点配備するとともに、有効な運用を図り、地域の円滑な情報の受伝達を行う。

8 放送の依頼

市長は緊急を要する場合で、かつ特別の事情があるときは、あらかじめ緊急放送等の協定を締結している放送事業者に災害に関する通知、要請、伝達、警告及び予警報等の放送を依頼する。（市長は、知事を通して依頼する。）

放送事業者との連絡にあつては円滑な放送を確保できるよう手段の確保に努める。

9 県防災情報システムの整備及び使用

各防災関係機関は、被害状況等の報告及び把握、応援等の要請などを迅速かつ的確に行うため、県防災情報システムの効果的な使用を行う。

また、県及び市は被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。

10 郵便業務の応急措置

日本郵便株式会社の措置

(1) 郵便物の送達の確保

ア 被災地における郵便物の運送及び集配の確保又は早期回復を図るため、災害の態様及び規模に応じて、運送又は集配の経路若しくは方法の変更、郵便物の区分方法の変更、臨時運送便又は臨時集配便の開設等機宜の応急措置を講ずるものとする。

イ 災害時において、重要な郵便物の送達の確保又は交通の途絶のため、やむを得ないと認められる場合は、災害の規模及び郵便事業施設の被災状況に応じ、地域及び期間を限って郵便物の運送若しくは集配便を減便し、又は運送業務若しくは集配業務を休止するものとする。

(2) 郵便局の窓口業務の維持

災害時において、被災地における郵便局の窓口業務の維持を図るため、被災により業務継続が不能となった店舗について仮店舗による窓口業務の迅速な再開、臨時窓口の開設、窓口取扱時間又は取扱日の変更等の措置を講ずるものとする。

なお、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便業務に係る災害特別事務取扱いを実施するものとする。

ア 被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付するものとする。

イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施するものとする。

ウ 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施するものとする。

(資料)

- ・資料 6－8 防災用機器

第3章 災害情報の収集及び伝達計画

第1節 基本方針

- 1 発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握するとともに、正確な情報収集に努める。
- 2 市長は、災害に関する情報の収集及び伝達が迅速かつ正確になされるよう、活動体制を整備する。特に、休日・夜間における体制及び通常伝達系統の障害時における体制に留意するものとする。
- 3 市及び県は、災害情報を一元的に把握するとともに、関係機関を含めて災害に関する情報を共有することができる体制のもと、相互に連携して適切な災害応急対策が実施できるよう努める。
- 4 市は、重要通信の疎通を確保するとともに、効果的な通信の運用を図るため、有線・無線の通常の通信手段を利用するほか、携帯電話や衛星通信施設、電報施設の優先利用、放送事業者への放送の依頼等を行う。

第2節 被害状況等の収集及び伝達

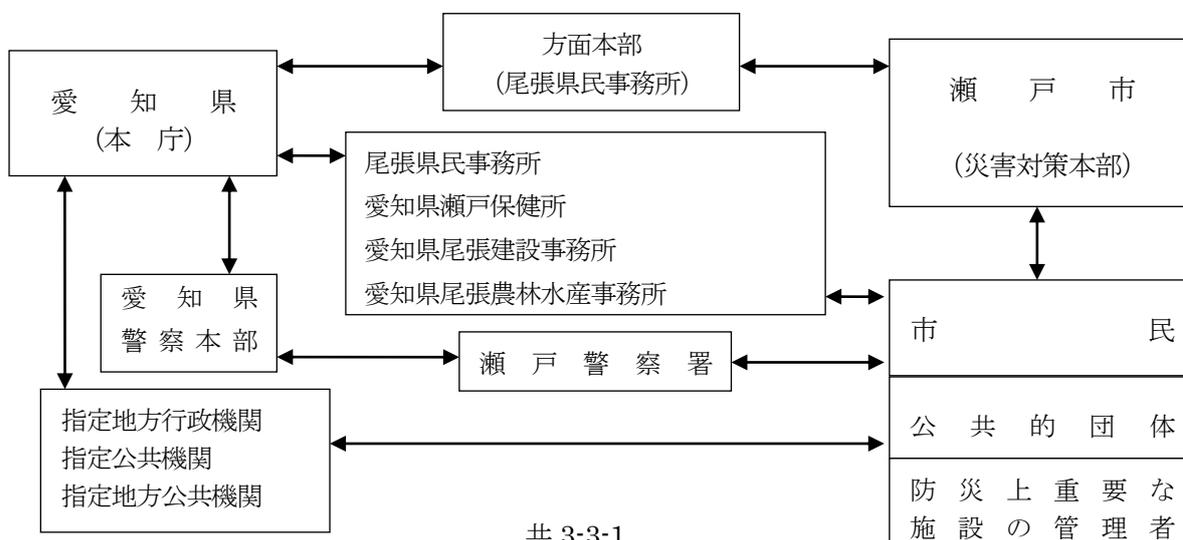
1 情報の一般的収集、伝達系統

市及び各機関は、自己の所掌する事務又は業務に関して、積極的に自らの職員を動員し、又は関係機関の協力を得て災害応急対策活動を実施するため必要な情報（画像情報を含む）及び被害状況を収集するとともに、速やかに関係機関に伝達を行う。ただし、気象条件等を踏まえ、巡視等に当たる職員等の安全を最優先として情報収集に当たるものとする。

情報の収集伝達については、「第2章通信運用計画」に記載した各種の方法を有効に活用するものとし、防災行政無線及び一般電話（FAXを含む。）の他、あらかじめ災害時優先電話を登録した上での非常通話や緊急通話の取り扱い、あるいは、携帯電話を利用する。同時多発的に災害が発生した場合は、電話がふくそうするので直接電話、災害時優先電話により防災関係機関相互の回線を確保する。

なお、通信連絡用機器の設置に当たっては、非常用電源を備えるとともに、災害時に途絶しないように設置箇所等に留意する。

情報の一般的収集伝達系統図



2 発見者の通報義務

災害が発生し、又は拡大のおそれがある若しくは災害の発生が予想される異常な現象（以下「異常現象」という。）を発見した者は、直ちに市長又は警察官に通報するものとする。
なお、警察官が通報を受けた場合は、その旨を速やかに市町村長に通報するものとする。
また、異常現象を承知した市長は、直ちにその他関係機関に通報するものとする。

3 被害情報の収集・報告等

(1) 被害情報の収集

市長は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物の被害、火災、津波、土砂災害の発生状況等の情報を収集する。

特に災害発生直後においては、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関にいる負傷者の状況等、被害の規模を推定するための関連情報の収集にあたる。

なお、収集に当たっては 119 番通報に係る状況等の情報を積極的に収集するとともに、必要に応じ、画像情報の利用による被害規模の把握を行う。

また、調査にあたっては別表 1 に掲げる被害判定基準に基づき行い、被害調査機関等より依頼があったときは調査に必要な協力をするものとする。

(2) 災害の状況及び応急対策活動情報の県への報告

市長は、災害の状況（被害規模に関する概括的情報を含む）及び応急対策活動情報（応急対策の活動状況、対策本部設置状況、応援の必要性等）について、把握できた範囲から直ちに県へ報告する。

報告にあたり、市長は、県防災情報システムを有効に活用するものとする。

(3) 安否不明者・行方不明者の情報収集

捜索・救助体制の検討等に活用するため、住民登録の有無にかかわらず、市内で安否不明・行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。また、安否不明者・行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は、都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ国を通じて大使館等）に連絡するものとする。

(4) 火災・災害等即報要領に基づく報告

ア 市は、火災・災害等即報要領（昭和 59 年 10 月 15 日消防災第 267 号。以下「即報要領」という。）にて定める即報基準に該当する火災、災害を覚知したときは、原則として、30 分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、第 1 号様式より、その第一報を県に報告するものとし、以後、判明した事項のうちから逐次報告する。（第一報に際し、県に連絡が取れない場合は、直接内閣総理大臣（消防庁経由）に報告し、連絡が取れ次第、県にも報告を行う。）

イ 一定規模以上の災害（即報要領「第 3 直接即報基準」に該当する火災・災害等）を覚知したときは、第一報を直接消防庁に対しても報告する。

報告は、原則 30 分以内で可能な限り早く、わかる範囲のものを報告するとともに、消防庁長官から要請があった場合には、第一報後の報告についても引き続き行う。

また、消防機関への 119 番通報が殺到した場合については、即報要領様式にかかわ

らず、最も迅速な方法により県及び国（消防庁）に報告する。

ウ 確定報告にあつては、災害応急対策完了後15日以内に文書により県に報告する。

(5) 報告要領

ア 災害発生状況等は、第1号様式から第2号様式による。

イ 人的被害は、第3号様式による。

ウ 避難状況及び医療救護所開設状況は、第4号様式による。

エ 公共施設被害は、第5号様式による。

(6) 被災者台帳の作成

被災した住民に公平な支援を効率的に行い、支援漏れや、同種の支援・各種手続きの重複を避けるため、個々の被災者の被害の状況や支援の実施状況、支援における配慮事項等を一元的に集約した被災者台帳を整備し、その情報について関係部署間で共有・活用するよう努める。

4 関係機関の処置

(1) 県における災害応急対策活動実施のための情報収集

県は、市において通信手段の途絶等が発生し、被害情報等の報告が十分になされていないと判断される場合等、必要に応じ市に職員を派遣し、被災状況等の情報収集に努め、派遣された職員は、逐次、県へ連絡するものとする。

(2) 関係機関は、自己の所管する事項について、当該災害の状況及びこれに対して執られた措置の概要を、逐次、電話等により県又は国（内閣総理大臣）に対して速やかに伝達を行う。

また、非常災害であると認められるときは、災害規模の把握のために必要な情報の収集に特に留意する。

(3) 県、市は、被災した住民の生死や所在等、いわゆる安否情報について、その身を案ずる近親者、当該住民を雇用する企業、在籍する学校等からの照会に対応するため、安否情報の収集に努める。

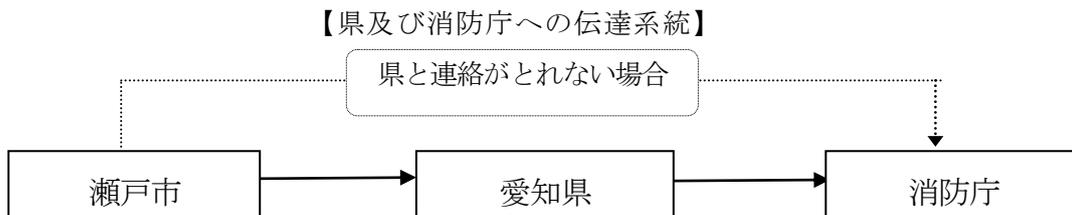
ただし、安否情報の提供については、応急救助や施設の応急復旧等災害による被害拡大防止に直結する他の重要業務に支障を与えない範囲で行うとともに、実際の安否情報の提供にあたっては、被災住民及び第三者の権利権益を不当に侵害することのないよう配慮する。

(4) 孤立集落に係る情報

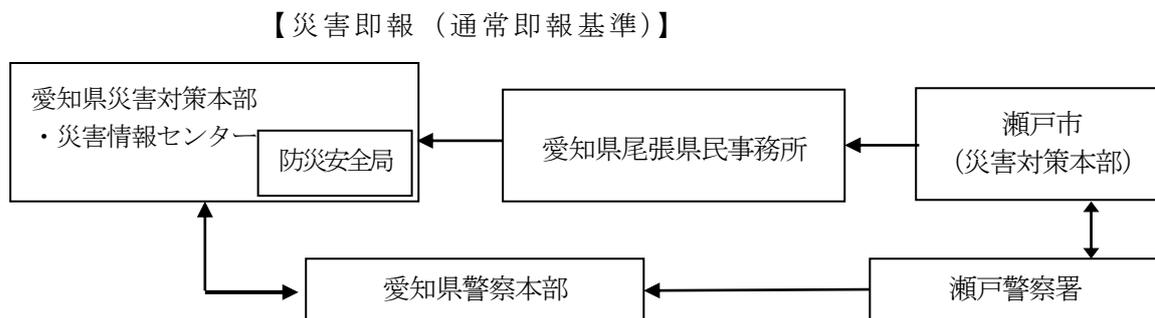
道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、国、指定公共機関、県、市は、それぞれの所管する道路のほか、通信、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、県、市に連絡するものとする。また、県、市は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努めるものとする。

5 伝達系統

(1) 重要な災害情報の収集伝達



(2) 災害発生状況、人的被害、住家被害、避難状況、救護所開設状況等の伝達



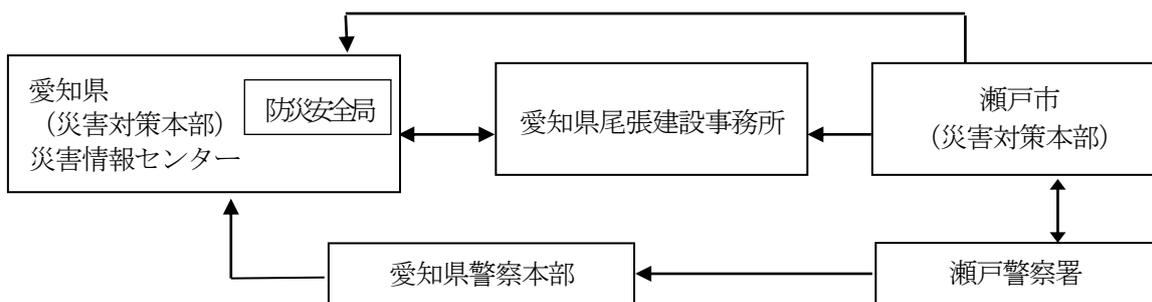
(3) 県（尾張県民事務所含む。）及び消防庁への連絡先は、別表2による。

(4) 公共施設被害の伝達

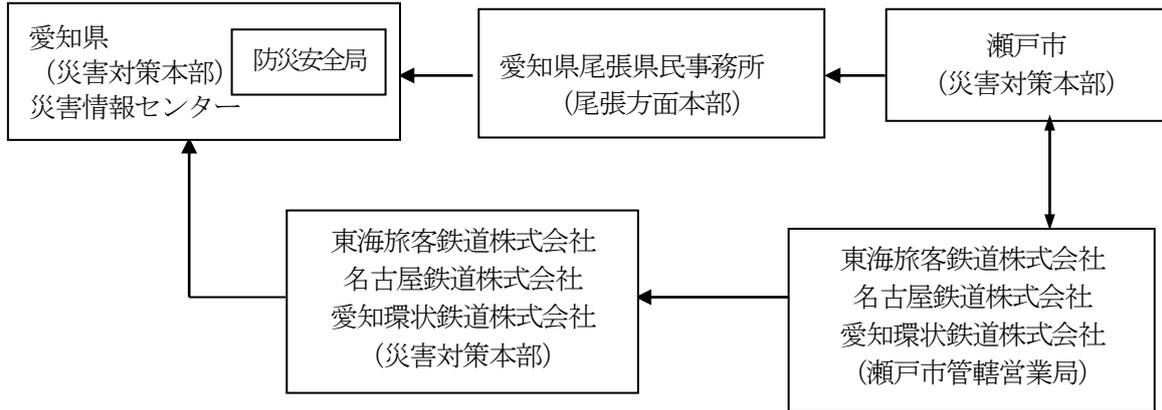
ア 河川被害



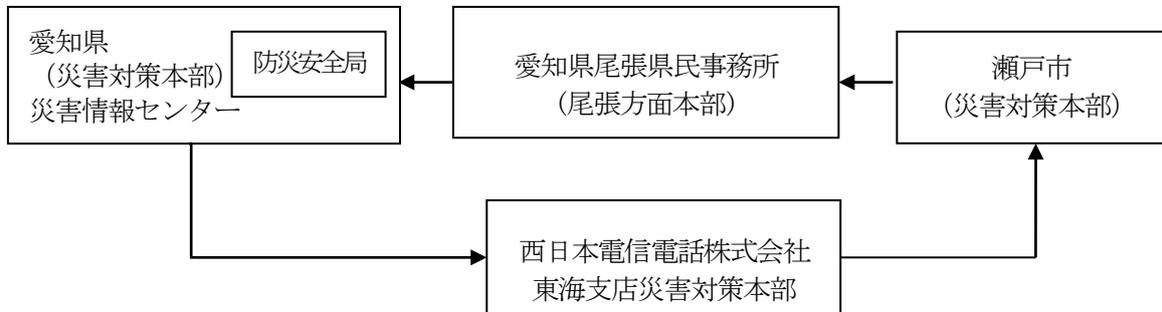
イ 道路被害



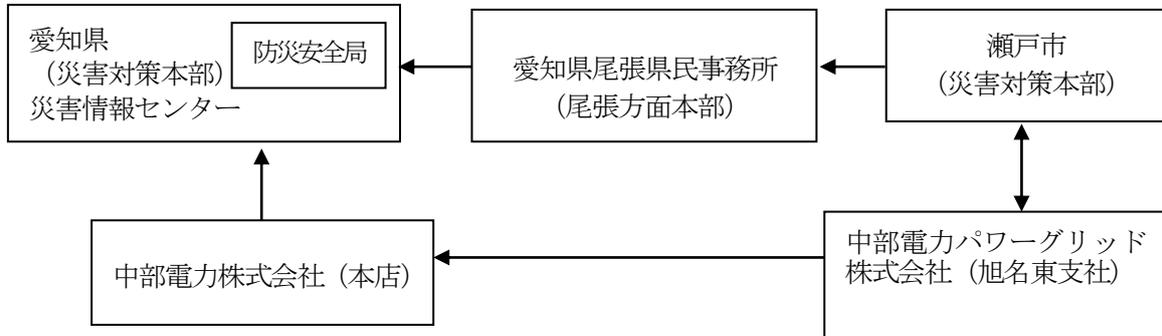
ウ 鉄道施設被害



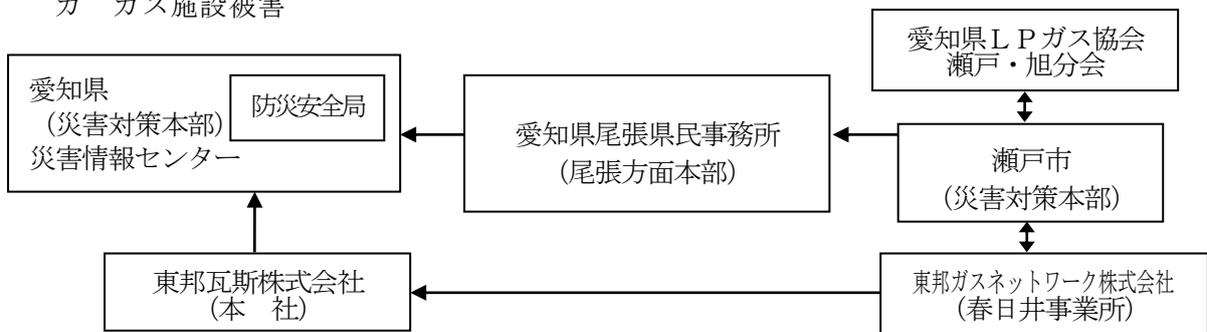
エ 電信電話施設被害



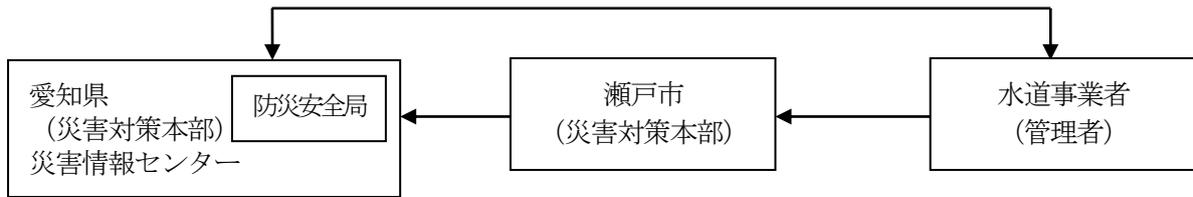
オ 電力施設被害



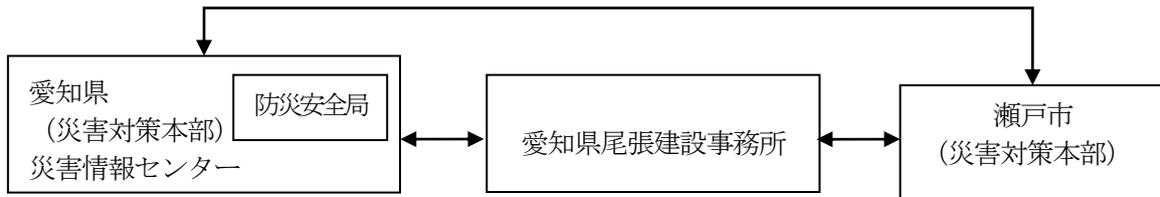
カ ガス施設被害



キ 水道施設被害



ク 公共土木施設被害



(資料)

- ・資料 2 - 市 瀬戸市締結の災害応援等に関する協定・覚書

災害時における情報及び救助作業等応急措置用資機材の提供並びに燃料油類の供給に関する協定

- ・資料 8 - 1 特別警報・警報・注意報の細分区域及び発表基準
- ・資料 8 - 2 東海地方に影響のあった主な台風
- ・資料 8 - 3 台風の大きさと強さの分類

別表 1

被害判定基準

被害区分		判定基準
人の被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが死亡したことが確実な者。
	災害関連死者	当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者。
	負傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者。 （重傷） 1 か月以上の治療を要する見込みのもの。 （軽傷） 1 か月未満で治療できる見込みのもの。
住家の被害	（住家）	現実に居住のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	（棟）	一つの建築物をいう。 主屋より延べ面積の小さい建築物（同じ宅地内にあるもので、非住家として計上するに至らない小さな物置、便所、風呂場、炊事場）が付着している場合は同一棟とみなす。 また、渡り廊下のように、二つ以上の主屋に付着しているものは折半して、それぞれ主屋の付属建物とみなす。
	（世帯）	生計を一にしている実際の生活単位をいう。（同一家屋内の親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば当然 2 世帯となるわけである。また、主として学生等を宿泊させている寄宿舎、下宿、その他これらに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者については、原則としてその寄宿舎等を 1 世帯として取り扱う。）
	住家全壊 （全焼・全流失）	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修をしなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の 70% 以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素（ここでいう「構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50% 以上に達した程度のもとする。
	住家半壊 （半焼）	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 20% 以上 70% 未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20% 以上 50% 未満のもとする。
一部損壊	全壊及び半壊にいたらぬ程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のもとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。	

被害区分		判定基準
住家の被害	床上浸水	住家の床より上に浸水したものと及び全壊、半壊には該当しないが、土砂、竹木等のたい積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
非住家の被害	(非住家)	住家以外の建物でこの報告中、他の被害か所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。なお、この被害は、全壊、半壊を受けたもののみ記入する。
	公共建物	市役所庁舎、公民館、公立保育園等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
その他の被害	田の流失・埋没	田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	畑の流失、埋没、畑の冠水	田の例に準じて取り扱うものとする。
	学校	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、特別支援学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
	道路	道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 2 条第 1 項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
	損壊	道路の全部又は一部の損壊により通行不能あるいは通行規制になったもの及び応急修理が必要なものとする。
	冠水	崩土、土砂の流入又は道路が水をかぶり通行不能となったもの及び通行規制が必要なものとする。
	(通行不能)	道路の損壊、崩土及び冠水等により通行が不能になったものとする。
	橋りょう	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋で、全部又は一部が流失したもの及び損壊により応急修理が必要なものとする。
	河川	河川法（昭和 39 年法律第 167 号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水制、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
破堤	堤防等の決壊により水が堤内にあふれ出たものとする。	
越水	堤防等は破堤していないが、水が堤防等を乗り越えて堤内へ流れ込む状態のものとする。	
その他	破堤や越水はしていないが、堤防法面が損壊する等応急修理が必要なものとする。	

被害区分		判定基準
その他の	砂防	砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 1 条に規定する砂防施設、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第 3 条の 2 の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	崖くずれ	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 2 条に規定する急傾斜地崩壊防止施設及び急傾斜地の崩壊（いわゆる崖くずれを含む。）による災害で、人命、人家、公共的建物に被害のあったものとする。
	地すべり	地すべりによる災害で、地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）第 2 条に規定する地すべり防止施設及び人命、人家、公共的建物に被害のあったものとする。
	土石流	土石流による災害で、人命、人家、公共的建物に被害のあったものとする。
	水道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち、最も多く断水した時点における戸数とする。
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
	電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	電気	災害により停電した戸数のうち、最も多く停電した時点における戸数とする。
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち、最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブロック塀等	崩壊したブロック塀又は石塀のか所数とする。
火災発生	（火災）	地震又は火山噴火の場合のみとすること。
	建物	土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの、観覧のための工作物又は地下若しくは高架の工作物に設けた事務所、店舗、倉庫その他これらに類する施設をいい、貯蔵槽その他これに類する施設を除く。
	危険物	消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 11 条に起因する市長が許可した製造所等
	その他	建物及び危険物以外のもの
り災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。	
り災者	り災世帯の構成員とする。	
公共文教施設	公立の文教施設をいう。	

被害区分	判定基準	
農業水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象とする施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設及び共同利用施設とする。	
公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、砂防施設、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、下水道及び公園とする。	
その他の公共施設	公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば、庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。	
災害中間年報及び災害年報の公立文教施設、農業水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については、査定済額を記入し、未査定額（被害見込額）は、カッコ書きするものとする。		
公共施設被害市町村数	公共文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。	
その他	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えば、ビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば、立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば、家畜、畜舎等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば、工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

（参考）被害の程度及び応急対策状況（経過）、要請事項等の記載の主たるものを例示すると、次のとおりである。

- ・ 人、住家の被害状況及びこれに対する災害救助活動状況
- ・ 避難の状況
- ・ 主要河川、ため池、砂防設備等の被害状況及びこれに対する応急対策活動状況、復旧見込み
- ・ 主要道路、交通機関の被害状況及びこれに対する応急対策活動状況、復旧見込み
- ・ 学校、病院、庁舎等重要公共施設の被害状況及びこれに対する応急対策活動状況
- ・ 電力、ガス、水道、通信施設等公益事業施設の被害状況及びこれに対する応急対策活動状況、復旧見込み
- ・ 農林水産業施設、農林水産物の被害状況及びこれに対する応急対策活動状況、復旧見込み
- ・ 応援要請又は職員派遣の状況

ただし、尾張方面本部（尾張県民事務所）に連絡が取れない場合は、県庁災害対策本部（災害対策課）とする。

		第1非常配備	第2非常配備 (準備体制)	第2非常配備 (準備強化体制)	第2非常配備 (警戒体制)	第3非常配備
		尾張県民事務所防災安全課		災害対策センター (※)		
尾張方面本部 尾張県民事務所	N T T	電話	052-961-1474 (防災安全課) 052-961-1464 (消防) 052-961-1519 (保安) 052-961-7211 (代表) 内線 2432、2436、2437 (防災) 内線 2435、2438 (消防) 内線 2433、2435 (保安)	052-961-7211 内線 2901、2428 直通 052-973-4595		
		F A X	052-951-9106 (総務県民課)	052-973-4596		
	防災行政無線	電話	602-2436、2437、1101、2432 (防 災) 602-2435、2438 (消防)	602-1101、1102、1106 (統括班) 602-1105、2271、2313 (緊急物資チーム) 602-1107、2211、2296 (支援班)		
		F A X	602-1152	602-1150		
e-mail		owari@pref.aichi.lg.jp				

※庁舎内の電話から、N T T回線は0発信、無線発信番号で多重回線は8発信、衛星回線は9発信で行う。

※尾張方面本部は、第2非常配備（準備強化体制）でも尾張県民事務所防災安全課内に開設される場合があります。

【県及び消防庁への連絡先】

< 県への連絡先 >

		平常時	第1非常配備	第2非常配備 (準備体制)	第2非常配備 (準備強化体制)	第2非常配備 (警戒体制)	第3非常配備
		本庁舎2階 防災安全局内			自治センター6階 災害情報センター		
勤務 時間 内	NTT	052-951-3800 (災害対策課) 052-951-1382 (消防保安課) 052-961-2111 (代表) 内線 2512 (災害) 内線 2512 (特殊災害) 内線 2522 (火災) 内線 2522 (危険物) 内線 2539 (救急・救助) (直通 052-954-6193 (災害、特殊災害) 052-954-6141 (救急・救助) 052-954-6144 (火災、危険物)			052-971-7104 (広報部広報班) 052-971-7105 (総括部総括班) 052-961-2111 (代表) 内線 5302~5304 (総括部総括班) 内線 5306~5307 (総括部渉外班) 内線 5314~5316 (総括部復旧班) 内線 5308~5310 (広報部広報班) 内線 5311~5312 (情報部整理班) 内線 5313、5320~5322 (情報部局・公共機関班) 内線 5317~5319 (情報部方面班) 内線 5325~5327 (情報部調査班) 内線 5345~5346 (運用部庶務班、財務会議班) 内線 5323~5324 (運用部運用班)		
	NTTFAX	052-954-6912 (2階災害対策課内(災害・特殊災害)) 052-954-6922 (6階災害対策課通信グループ) 052-954-6913 (2階消防保安課内(救急・救助)) 052-954-6994 (1階消防保安課内(火災・危険物))			052-971-7106 052-971-7103 052-973-4107		
	防災行政無線	600-2512 (2階災害対策課内) 600-2512 (災害) 600-2512 (特殊災害) 600-2522 (火災) 600-2522 (危険物) 600-2539 (救急・救助)			600-1360~1362 (総括部総括班) 600-1363 (総括部渉外班) 600-1367 (総括部復旧班) 600-1364 (広報部広報班) 600-1365 (情報部局・公共機関班) 600-1366 (情報部方面班) 600-1322 (県警連絡員) 600-1324 (自衛隊連絡員)		
	無線(FAX)	600-1510			600-1514		
勤務 時間 外	NTT	052-954-6844 (宿日直室)			上記勤務時間内の欄に同じ		
	NTTFAX	052-954-6995 (宿日直室)			同上		
	防災行政無線	600-5250、5251、5252、5253 (宿日直室)			同上		
	無線(FAX)	600-4695 (宿日直室)			同上		
e-mail		saigaitaisaku@pref.aichi.lg.jp					
		sginfo@pref.aichi.lg.jp			aichi-saitaihonbu21@lion.ocn.ne.jp		
防災webメール	kensaitai@bousai.pref.aichi.jp (高度情報通信ネットワークメニュー「防災webメール」参照)						

<消防庁への連絡先>

通常時（平日（祝日、年末・年始除く）9:00～17:00）（消防庁防災課応急対策室）

(NTT回線)	(消防防災無線)	(地域衛星通信ネットワーク)
03-5253-7527	9#-92-xxx（無線専用電話のみ）	9-048-500-90-43xx (43xxxの下3桁は衛星電話番号簿を参照)
03-5253-7537(FAX)	9#-92-9049033(無線専用FAXのみ)	9-048-500-90-49033 (FAX)

夜間・休日時（消防庁宿直室）

(NTT回線)	(消防防災無線)	(地域衛星通信ネットワーク)
03-5253-7777	9#-92-90-102（無線専用電話のみ）	9-048-500-90-49102
03-5253-7553(FAX)	9#-92-90-49036(無線専用FAXのみ)	9-048-500-90-49036 (FAX)

第4章 広報計画

第1節 基本方針

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、的確かつ分かりやすい情報を速やかに公表・伝達するとともに、相談窓口の設置等により、住民等からの問い合わせに対応する。

また、各防災関係機関は、広聴活動を通じて災害地域住民の動向と要望事項の把握に努める。

第2節 実施内容

1 防災関係実施機関の措置

- (1) 市及び各防災関係機関は、広報活動を行うに当たっては、関係機関及び報道機関等との連携をできる限り密に行うものとする。
- (2) 関係機関が行う災害広報、報道機関が行う災害報道のための取材活動等における機関相互の協力応援を積極的に行うものとする。

2 各機関の措置

- (1) 市及び各防災関係機関は、報道機関から災害報道のための取材活動を実施するに当たり情報の提供等について依頼を受けた場合、積極的に協力する。
- (2) 市及び各防災関係機関は、次の広報手段を有効に組み合わせて、市民への災害広報を実施する。

ア 報道機関（テレビ・ラジオ放送局、通信社、新聞社）への情報提供

特に避難情報については、災害情報システム（Lアラート）を活用して迅速かつ的確に情報発信を行う。

イ Webサイト掲載及びツイッターなどのソーシャルメディアによる情報提供

ウ 安全安心情報メール、緊急速報メール等によるメール配信

エ 防災行政無線

オ ケーブルテレビやコミュニティFM放送

カ 広報紙等の配布

キ 広報車の巡回

ク 掲示板への貼紙

ケ その他広報手段

3 広報内容

(1) 事前情報の広報

ア 気象に関する情報

イ 河川の水位の情報

ウ 公共交通機関の情報

エ その他の情報

(2) 災害発生直後の広報

ア 災害の発生状況

イ 地域住民のとるべき措置

- ウ 避難に関する情報（避難場所、避難情報）
 - エ 救護所の開設状況
 - オ 道路情報
 - カ その他必要事項
- (3) 応急復旧時の広報
- ア 公共交通機関の状況
 - イ 地域住民のとるべき措置
 - ウ ライフライン施設の状況
 - エ 食品、水、その他生活必需品等の供給状況
 - オ 公共土木施設等の状況
 - カ ボランティアに関する状況
 - キ 義援金、救援物資の受入れに関する情報
 - ク 被災者相談窓口の開設状況
 - ケ その他必要事項

4 広報活動の実施方法

(1) 報道機関への発表

- ア 市及び各防災関係機関は、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関に対し、情報及び必要な資料を速やかに提供し、広報活動を要望する。
- イ 外国人等情報伝達について特に配慮を要する者に対する対応として、可能な限り多言語による情報提供等も合わせて行う。

(2) 広報車、航空機等

市及び各防災関係機関は、他の防災関係機関、報道機関等の車両・航空機等による広報について協力を要請する。

(3) 多様な情報手段の活用

市及び各防災関係機関は、臨時広報紙等の配布、掲示板や緊急速報メール機能、Webサイト、ソーシャルメディアの利用等あらゆる媒体を有効に活用して広報活動を行う。特に、停電や通信障害発生時は、被災者が情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの貼り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供を行う。

5 広聴活動

混乱が終息したときは、各防災関係機関は、できる限り相談窓口等を開設し、被災住民からの相談、要望、苦情等を聴取の上必要な応急対策の推進に当たるものとする。

(資料)

- ・資料 2 - 市 瀬戸市締結の災害応援等に関する協定・覚書
災害時等における放送要請に関する協定
防災・緊急情報放送に関する協定
- ・資料 6 - 6 スピーカー搭載車
- ・資料 6 - 8 防災用機器

第5章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策

第1節 基本方針

災害により危険が急迫し、市民の生命、身体の保護が必要と認められるときは、市長は、災害対策基本法等に基づき必要に応じて避難のための可能な限りの措置をとることにより、生命及び身体の安全の確保に努めるものとする。

帰宅困難者対策は、帰宅困難者等の発生による混乱を防止することが重要であり、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」という基本原則の徹底を図るものとする。

第2節 実施責任者及び実施内容

1 避難情報の発令に関する実施責任者

実施責任者	災害の種類	根拠法
市長（指示）	災害全般	災害対策基本法第60条
警察官（措置、指示）	災害全般	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条
水防管理者（指示）	洪水	水防法第22条
知事又は知事の命を受けた職員（指示）	洪水、地すべり	水防法第22条 地すべり等防止法第25条
自衛隊（指示）	災害全般	自衛隊法第94条

2 避難情報の伝達

(1) 伝達の方法

ア 広報車による伝達

市の広報車により、関係地区を巡回して伝達する。

イ 戸別巡回による伝達

避難を指示した時点が夜間及び停電時で風雨が激しいような場合においては、市職員、消防吏員、警察官等により、関係地区を巡回し、携帯スピーカー等を利用して、戸別口頭伝達を行う。

ウ その他

必要に応じ、自主防災組織・自治会・町内会等を通じた電話連絡などによるほか、ケーブルテレビ、コミュニティFMの放送、Webサイトへの掲載や安全安心情報メールの配信、また、テレビ・ラジオ放送局等に情報を提供し、協力を求める。

(2) 避難情報の内容及び報告

速やかに立退き避難を促す情報は、[警戒レベル4] 避難指示とし、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、発令するものとする。洪水等及び高潮に対しては、ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できるか等を確認したうえで、居住者等が自らの判断で「屋内安全確保」の措置をとることも可能である。また、既に災害が発生又は切迫してい

る状況（警戒レベル5）において、未だ避難が完了していない場合には、現在地よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等を開始する必要があることにも留意すること。

ア [警戒レベル5] 緊急安全確保

災害が発生又は切迫している状況において、未だ危険な場所にいる居住者等に対し、立退き避難を中心とした避難行動から、緊急安全確保を中心とした避難行動への変容を特に促したい場合に発令する。ただし、災害が発生・切迫している状況で、その状況を必ず把握することができるとは限らないことなどから、本情報は必ず発令されるものではない。

イ [警戒レベル4] 避難指示

気象警報や土砂災害警戒情報等の発令、河川の水位や雨量等あらかじめ定めた避難指示等の発令基準に基づき、速やかに的確な[警戒レベル4]避難指示を発令するものとする。

その他、河川管理者や水防団等と連携して警戒活動を行った結果、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、特にその必要があると認められるときは、避難のための立退きを指示する。

避難指示の発令の際には、避難所を開設していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示を発令するものとする。

その他地震等に伴う災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、特にその必要があると認められるときは、避難のための立退きを指示する。

また、夜間、早朝に避難指示を発令するような状況が想定される場合には、その前の夕刻時点において避難指示を発令する。

ウ [警戒レベル3] 高齢者等避難

避難行動要支援者等に早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の人にも避難準備や自主的な避難を呼びかける。

また、必要に応じ、[警戒レベル3] 高齢者等避難の発令等とあわせて避難場所を開設する。

なお、夜間、早朝に高齢者等避難を発令するような状況が想定される場合には、その前の夕刻時点において[警戒レベル3] 高齢者等避難を発令する。

エ 対象地域の設定

避難情報を発令するにあたっては、対象地域の適切な設定等に留意する。

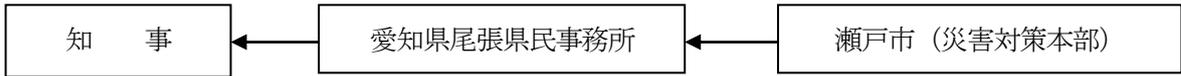
オ 事前の情報提供

避難情報の発令に至る前から、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、それぞれの地域における時間雨量、今後の降雨予測等、気象状況に関する具体的な情報を提供し、市民への注意を促す。特に、台風や線状降水帯等による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害の恐れがなくなるまで、住民に対してわかりやすく適切に状況を伝達することに努めることとする。

カ 知事への報告

避難の措置を行ったときは、以下のとおり速やかに知事に報告する。

(法第60条第3項)



(3) 知事等への助言の要求

市長は、避難のための立退きを指示し、又は「緊急安全確保」の安全確保措置を指示しようとする場合において必要があると認めるときは、中部地方整備局、名古屋地方気象台又は知事に対し助言を求めることができる。さらに、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断するものとする。

(4) 避難情報の発令時期（風水害等災害対策の場合）

避難情報は、危険が切迫する前に十分な余裕をもって行うものとし、市民が自主的に家屋被害に対する対策、衣類や食品の準備等、最低限の措置を講じて避難所へ向かうことができるように努める。

(5) 避難情報の周知徹底

避難情報は、災害の状況及び地域の実情に応じ、防災行政無線を始めとした伝達手段を複合的に利用し、対象地域の住民に迅速・的確に伝達する。避難情報を発令するにあたっては、危険の切迫性に応じて5段階の警戒レベルを付記するとともに避難情報の伝達文を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとに取るべき行動が分かるように伝達することなどにより、市民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

伝達手段は、防災行政無線、広報車の巡回、警鐘あるいは自主防災組織・自治会・町内会を通じた電話連絡や携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）などによる個別伝達による。

このほか、災害情報共有システム（Lアラート）に情報を提供することにより、テレビ・ラジオや携帯電話、インターネット等の多様で身近なメディアを通じて住民等が情報を入手できるよう努める。

(6) 広域一時滞在に係る協議

災害が発生し、被災した住民の当該市町村の区域又は県域を越えての避難が必要となる場合は、市は同一都道府県内の他の市町村への受入れについて、避難先市町村と直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、避難先都道府県との協議を県に要求する。

3 住民等の避難誘導等

避難は、原則として地域住民が自主的に行うものとするが、状況によっては、市職員、消防吏員、瀬戸警察署等が避難の誘導を行う。

市職員、消防吏員、警察官その他の避難措置の実施者は、次の事項に留意し、住民が安全かつ迅速に避難できるよう避難先への誘導に努めるものとする。

- (1) 避難場所や避難路、災害危険箇所等（浸水区域、土砂災害警戒区域等の存在等）の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。
- (2) できるだけ自主防災組織・自治会・町内会ごとの集団避難を行う。
- (3) 高齢者・障害者・傷病者・乳幼児・外国人等の避難行動要支援者の避難を優先して行う。

- (4) 避難行動要支援者の安否確認、避難誘導の実施にあたっては、社会福祉施設等を含め、民生委員・児童委員や地域住民と連携して行うものとする。
- (5) 市は、指定緊急避難場所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れるものとする。

4 避難所の開設

- (1) 市は、災害のため避難した居住者や滞在者等や被災した市民等を、一時的に滞在させるための施設として、避難所を必要に応じて開設するものとする。また、避難所を開設する場合は、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。ただし、ライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

また、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告し、県は、その情報を国に共有するよう努めるものとする。
- (2) 要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努めるものとする
- (3) 市は、自ら避難所の開設が困難な場合、他市町村又は県へ避難所の開設につき応援を要求する。

5 避難所の運営

市は、避難所の混乱を防止し、安全かつ適切な管理を図るために、避難所に市職員等を配置するとともに、避難所の運営に当たっては、できる限り自主防災組織等の協力を得て管理を行い、次の点に留意する。

(1) 避難所運営マニュアルに基づく避難所運営

市は、市の「避難所開設・運営マニュアル」に基づき、避難所の円滑な運営を図る。

(2) 避難者の把握

必要な物資などの数量を確実に把握するため、避難所に世帯単位での登録を求め、避難所ごとに避難している人員の把握に努めること。なお、収容能力から見て支障があると判断したときは、速やかに適切な措置を講ずること。

また、避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れるものとする。

(3) 避難者への情報提供

常に、市災害対策本部と情報連絡を行い、正しい情報を避難者に知らせて不安の解消に努めること。

特に、自宅での生活への復帰を避難者へ促す目安となるよう、ライフラインの復旧状況等、日常生活に関わる情報を避難所にも提供するよう努めること。

また、目の見えない人や耳の聞こえない人、外国人等へ情報提供方法について、「愛知県避難所運営マニュアル」の「避難所利用者の事情に配慮した広報の例」を参考に配慮すること。

(4) 避難所のニーズ把握と生活環境、プライバシーへの配慮

避難のニーズを早急に把握し、避難所における生活環境に注意を払い、良好な生活の確保に努めるとともに、避難者のプライバシーに配慮すること。

(5) 避難所運営における女性の参画等

避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。

(6) 避難所が危険となった場合の対応

避難所が万一危険となった場合再避難等についての対策を把握し、混乱のないよう適切な措置を講ずること。

(7) 要配慮者への支援

避難所に要配慮者がいることが認められた場合は、民生委員・児童委員、自主防災組織、ボランティアなどの協力を得て、速やかに適切な措置を講ずること。

(8) 物資の配給等避難者への生活支援

給食、給水、その他当面必要とされる物資の配給等、避難者への生活支援については、公平に行うことを原則とし、適切迅速な措置を講ずること。

なお、食物アレルギーや宗教上の理由等により食べられないものがある者について、「愛知県避難所運営マニュアル」を参考に配慮すること。

(9) 避難所以外の場所に滞在する被災者への対応

避難所のハード面での問題や他の避難者との関係から、在宅や車中、テントなどでの生活を余儀なくされる要配慮者や、健常者であっても災害が収まった後に家屋の被害や電気、水道、ガス等のライフラインの機能低下により生活が困難になった被災者に対して、その避難生活の環境整備に必要な措置を講ずること。

(10) 避難者、自主防災組織、ボランティア等の協力による運営

避難所における情報の伝達、生活物資の配給、清掃等について、避難者、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPOやボランティア等の協力が得られるよう努めること。

(11) ペットの取扱い

必要に応じて、ペットの飼育場所の確保に努めるものとし、避難者が避難所へペットを連れてきた場合は、飼育場所や飼育ルールを飼育者又は避難者へ周知・徹底を図ること。また、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

(12) 公衆衛生の向上のための事業者団体への要請

市は、災害発生後、一定期間が経過し、避難所の被災者に対する理容及び美容の提供、被災者に対する入浴の提供並びに避難所等で被災者が使用する自治体所有の毛布、シーツ等のクリーニングの提供を必要とする場合は、「生活衛生同業組合との災害時における被災者支援に関する協定」に基づき、県を通じ生活衛生同業組合へ要請する。避難所の衛生的な環境の確保が困難となった場合は、「災害時における避難所等の清掃業務の支援に関する協定」に基づき、県を通じ一般社団法人愛知ビルメンテナンス協会へ業務の提供を要請するなど避難所の公衆衛生の向上に努めるものとする。

(13) 感染症対策

市は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部と保健福祉担当部が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。

6 要配慮者支援対策

(1) 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導

地域住民、自主防災組織、民生委員等の避難支援者の協力を得つつ、避難行動要支援者へ情報伝達を行うとともに、安否確認・避難誘導を実施する。

(2) 避難行動要支援者の避難支援

ア 避難のための情報伝達

避難行動要支援者に対しては、防災無線や広報車、携帯端末の緊急速報メールなど複数の手段を組み合わせるとともに、障害者等にあってはその障害区分等に配慮した多様な手段を用いて情報伝達を行う。

イ 避難行動要支援者の避難支援

平常時から名簿情報及び個別避難計画情報を提供することに同意した避難行動要支援者については、名簿情報及び個別避難計画情報に基づいて避難支援を行う。その際、避難支援等関係者の安全の確保、名簿情報及び個別避難計画情報の提供を受けた者に係る守秘義務等の措置を講ずる。

また、平常時から名簿情報及び個別避難計画情報を提供することに不同意であった者についても、可能な範囲で避難支援を行うよう、避難支援等関係者その他の者に協力を求めるものとする。

ウ 避難行動要支援者の安否確認

避難行動要支援者の安否確認を行う際には、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を有効に活用する。

エ 避難後における避難行動要支援者への対応地域の実情や特性を踏まえつつ、名簿情報及び個別避難計画情報について避難場所等の責任者に引継ぐとともに、必要に応じて避難支援等関係者ととも避難場所から避難所への移送を行うこと。

(3) 避難所・在宅等における福祉ニーズの把握と福祉人材の確保

市は被災した要配慮者の生活状況と福祉ニーズを把握し、必要な専門的人材を確保し、ニーズに応じたサービスを提供する。

(4) 福祉避難所の設置等

自宅や福祉施設が被災した要配慮者について、福祉避難所への移送や、被災を免れた社会福祉施設等への緊急入所等、適切な支援を実施する。

(5) 福祉サービスの継続支援

福祉サービス提供者等と連携を図り、福祉サービスが継続されるよう支援する。

(6) 県に対する広域的な応援要請

保健・医療・福祉等専門的人材の確保等において、広域的な応援が必要な場合は、県へ要請する。

(7) 外国人に対する情報提供と支援ニーズの把握

次の方法により災害情報や支援情報等の提供を行うとともに、必要な支援ニーズを収集

する。

ア 瀬戸市国際センターや各種ボランティア団体との連携

イ 愛知県災害多言語支援センター（大規模災害時に設置）が発信する多言語情報の活用

ウ 通訳ボランティア等の避難所等への派遣

7 応援協力関係

- (1) 市は、自ら避難者の誘導及び移送の実施が困難な場合は、他市町村又は県へ避難者の誘導及び移送の実施又はこれに要する要員及び資機材につき応援を要求する。
- (2) 市は、自ら避難所の開設が困難な場合、他市町村又は県へ避難所の開設につき、応援を要求する。

8 広域避難

市は、災害が発生するおそれがある場合において、避難指示の発令による避難先を当該市町村内の指定緊急避難場所その他の避難場所とすることが困難であり、かつ、居住者等の生命又は身体を災害から保護するため当該居住者等を一定期間他の市町村に滞在させる必要があると認められるときは、当該居住者等の受入れについては、避難先市町村と直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、避難先都道府県との協議を県に要求する。なお、他の都道府県の市町村への受入れについては、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、他の都道府県の市町村に直接協議することができる。

9 その他

災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となるが、当該事務については市長への委任を想定しているため、当該市が実施することとなる。ただし、災害派遣福祉チーム（DCAT）の編成・派遣については、県が実施する。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については災害救助法施行細則による。

第3節 帰宅困難者対策

1 市の措置

- (1) 「むやみに移動（帰宅）を開始しない」旨の広報及び一時滞在施設（滞在場所）の確保等
市は、公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」旨の広報等により、一斉帰宅を抑制し、帰宅困難者の集中による混乱の抑制を図る。

また、必要に応じて、一時滞在施設（滞在場所）の確保等の支援を行うものとする。

- (2) 災害情報、徒歩帰宅支援ステーションの情報提供

市は、安全な帰宅のための災害情報を提供するほか、企業、放送事業者、防災関係機関等との連携により、徒歩帰宅者に対して支援ルートやコンビニエンスストアなどの徒歩帰宅支援ステーションの情報提供に努める。

- (3) その他帰宅困難者への広報

市は、各種の手段により、徒歩帰宅に必要な装備等、家族との連絡手段の確保、徒歩帰宅経路の確認、事業者の責務等、必要な広報に努める。

(4) 帰宅途中で救援が必要となった人等の対策

市は、帰宅途中で救援が必要になった人、避難所での受入れが必要になった人への救助対策、避難所等対策を図る。

2 事業者や学校における措置

事業者や学校などは、発災時には組織の責任において、安否確認や交通情報等の収集を行い、災害の状況を十分に見極めた上で、従業員、学生、顧客等への対応を検討し、帰宅する者の安全確保の観点に留意して、対策をとるものとする。

(資 料)

- ・資料 5 - 1 (1) 指定緊急避難場所
- (2) 指定避難所（地震）
- (3) 指定避難所（風水害）

(参 考)

- ・第 9 号様式 避難所収容台帳
- ・第 10 号様式 避難所用物品受払簿
- ・第 11 号様式 避難所設置及び収容状況

第6章 救出計画

第1節 基本方針

災害により生命、身体が危険となった者を早急に救出し、負傷者については医療機関に搬送する必要があるため、その方法について定めるものとする。

救出にあたっては、要配慮者を優先する。

第2節 実施内容

1 救出

市、警察及び防災関係機関は、緊密な連携のもとに救出活動を行い、負傷者については、医療機関（救護所を含む。）に搬送する。

2 応援協力関係

市は、自ら救出の実施が困難な場合、他市町村又は県へ救出の実施又はこれに要する要員及び資機材につき応援を要求する。

なお、広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、市は、近隣市町村との「消防相互応援協定」、「愛知県内広域消防相互応援協定」、「愛知県消防広域応援基本計画」、「東海環状自動車道における消防相互応援協定」等の定めるところにより、相互応援を行うものとする。

また、それでも十分な対応がとれないときは、緊急消防援助隊の要請を行うなど、全国的な応援体制の充実を図る。

3 愛知県防災ヘリコプターの要請

市長は、防災ヘリコプターの応援要請をするときは、あらかじめ名古屋市消防航空隊に電話等により次の事項について速報を行ってから緊急出動要請書を提出する。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害の発生場所
- (3) 災害発生現場の気象状況
- (4) 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (5) 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び連絡手段
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数
- (7) その他必要な事項

4 その他

災害救助法が適用された場合、「1 救出」、「2 応援協力関係」は県及び救助実施市が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については災害救助法施行細則による。

(資 料)

- ・資料 2 - 市 瀬戸市締結の災害応援等に関する協定・覚書
愛知県内広域消防相互応援協定
隣接市町との消防相互応援協定締結状況
愛知県下高速道路における消防相互応援協定
災害応急対策活動の相互応援に関する協定

(参 考)

- ・第 1 2 号様式 被災者救出記録簿
- ・第 1 3 号様式 被災者救出用機械器具燃料受払簿
- ・第 1 4 号様式 被災者救出用機械器具修繕簿

第7章 食品の供給

第1節 基本方針

災害時において、食品の円滑な供給は、民生の安定に重要な役割を持っている。

被害状況の把握とともに、必要食品の確保に努め、被災者に速やかに米穀等主食の応急供給、副食品の調達、あっせん等の措置を講ずる必要があるので、その方法について定めるものとする。この際、被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、円滑な供給に十分配慮するものとする。

第2節 実施内容

1 主食等の備蓄

アルファ米を主食として、食品備蓄を行っているが、今後も実情に即しつつ一層拡充強化に努める。

2 炊き出しその他による食品の供給

(1) 市は、概ね次のとおり食品を供給できるよう努めるものとする。

ア 備蓄物資、自ら調達した食品、応援要求等により県及び他の地方公共団体、国等によって調達され引渡された食品を状況に応じて被災者に供給する。

イ 熱源の使用不可能時には、調理が不要な食品及び飲料水(ペットボトル等)を供給する。

ウ 熱源が使用可能時には、簡単な調理を前提とした食品を供給する。

エ 高齢者や乳幼児等に配慮した食品を供給する。

また、食物アレルギー等にも配慮し、食品を供給する。

オ 在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努める。

(2) 他市町村又は県へ応援要求

備蓄物資や自ら調達した食品では、被災者への食品の供給の実施が困難な場合は、他市町村又は県へ応援要求するものとする。

なお、事態に照らし緊急を要する場合は、応援要請を行う前に国や県による物資輸送が開始される場合があることに留意する。

(3) 米穀の原料調達

ア 市は、炊き出しを実施する場合の米穀の原料(玄米)調達にあたっては、「愛知県応急用米穀取扱要領」に基づき実施する。

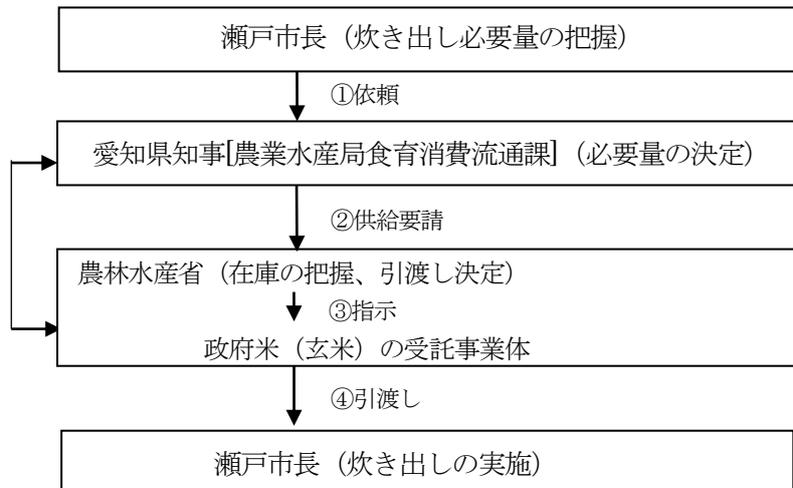
イ 市所有量を超える応急用供給は、県と緊密な連絡を図り、「愛知県応急用米穀取扱要領」及び「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領(第4章第11の2に基づく災害救助用米穀の供給に係る手続き)」により、調達を図る。

ウ 市長は、緊急に必要とする場合は電話等により県知事に依頼するほか、通信途絶等の場合には、農林水産省(農政局長)に要請を行う。ただしいずれの場合も、事後速やかに知事に報告するものとする。

エ 市は、活用可能な精米施設を確保する。この際、長期停電により県内に稼働施設がな

い場合は、他県施設の活用を申し入れる。

炊き出し用として米穀を確保する手順図



4 その他

災害救助法が適用された場合、県及び救助実施市が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については災害救助法施行細則による。

(資料)

- ・資料 2 - 市 瀬戸市締結の災害応援等に関する協定・覚書
災害時における食品・食糧・生活必需品等の確保に関する協定
名古屋市近隣市町村と生活協同組合コープあいちとの災害時応急生活物資供給等の協力に関する協定
- ・資料 6 - 1 災害対策用備蓄資機材等
- ・資料 6 - 2 防災備蓄用倉庫等設置状況

(参考)

- ・第 15 号様式 炊き出し給与簿
- ・第 16 号様式 炊き出しその他による食品給与物品受払簿
- ・第 17 号様式 炊き出し用品借用簿

第 8 章 給水計画

第 1 節 基本方針

災害が発生した場合、老朽化した管の設置地域、液状化現象が発生する地域等では断水が予想される。その結果、飲料水、水洗トイレ、洗濯等の日常生活を始め、消火用水にも支障をきたすとともに、社会活動、防災活動、復旧作業など広範囲にわたり影響を及ぼすこととなる。

このため、給水の目標水量を目安にし、必要な措置を講ずる。

また、応急給水は、公平に行うものであるが、医療施設や避難所等を優先的に行うよう配慮する。

この際、被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、飲料水の円滑な供給に十分配慮する。

第 2 節 実施内容

1 市における措置

- (1) 被災者等へ飲料水、生活用水等を供給する。
- (2) 断水が生じた場合、目標水量を目安にし、必要な措置を講じる。
- (3) 応急給水は、公平に行うものであるが、医療施設や避難所等を優先的に行うよう配慮する。

2 非常用水源の確保

災害時における応急給水の水源については、平常時からあらかじめ選定しておく必要があるが、非常用水源の確保につき留意しておかなければならない事項は、次のとおりである。

(1) 給水対象及び給水量

非常用水源の規模決定に当たっては、給水の対象人口とその単位給水量をつかんでおかなければならない。給水の対象は、災害により飲料水が枯渇し、又は汚染されて、飲料水が得られない被災者を対象とする。

また、応急給水量は、必要最小限の飲料水として 1 人 1 日約 3 L を目安とし、当面の供給目標としては、20 L 程度とする。

給水の期間は、災害発生の日から 7 日以内を目標とする。

応急給水量は、次表に示すとおり被災後の経過日数ごとに目標水量、運搬距離を定め、確保するよう努める。

災害発生からの日数	目標水量 (ℓ/人・日)	住民の水の運搬距離	主な給水方法
発生～3日	3	概ね 1 km 以内	・飲料水兼用耐震性貯水槽 ・給水タンク車
4日～10日	20	概ね 250m 以内	配水幹線等からの 仮設給水栓
11日～21日	100	概ね 100m 以内	同上
22日～28日	被災前給水量 (約 250)	概ね 10m 以内	仮配管からの 各戸給水共用栓

(2) 水源の確保

非常用水源としてあらかじめ次のようなものについて選定しておき、平素から維持管理をしておく必要がある。

ア 最寄りの利用可能水源の利用

最寄りの水道水源あるいは最寄りの水道施設から路上配管等により応急給水する。

イ 水道貯留施設の利用

配水池、調整池を利用して応急給水を行う。

ウ 受水槽の利用

公共施設、ビル等の受水槽を利用して応急給水を行う。

エ 井戸の利用

井戸は、地震による崩壊、水脈変化による水質、水量の変化、大雨による汚水の流入等の心配があるので、使用に当たっては特に水質に充分留意してから使用すること。

オ 飲料水兼用耐震性貯水槽の利用

市内にある飲料水兼用の耐震性貯水槽を利用し、自主防災組織等域住民による応急給水活動を行う。

3 応急給水体制の確立

(1) 応急給水体制

市は、給水体制の組織についてあらかじめ編成を考慮して、それぞれの分担を明確化しておくこと。

市町村相互の応援体制については、「水道災害相互応援に関する覚書」に定める内容を基本として給水活動を実施すること。

(2) 応急給水用資機材の整備等

給水車、給水タンク、仮設タンク（避難所用）、ポリ容器、水袋、消毒用塩素剤（次亜塩素酸ソーダ、塩素等）、水質検査用器具（残塩計、PH計）等の資機材を平素から整備し、点検補修しておくものとする。

また、借り上げ可能な資機材については、その調達先、在庫数を平素から調査しておくものとする。

(3) 給水の方法

給水の方法は、非常用水源からの「拠点給水」あるいは給水車、非常用携行缶等で輸送する「運搬給水」を原則とし、その選択は災害の程度、内容等により臨機に対応する。

また、給水は、公平に行うものであるが、医療施設や避難所等を優先的に行うよう配慮する。

4 その他

災害救助法が適用された場合、県及び救助実施市が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については災害救助法施行細則による。

(資 料)

- ・資料 2－市 瀬戸市締結の災害応援等に関する協定・覚書
水道災害相互応援に関する覚書
災害時における井水（飲料水）の供給に関する協定書
- ・資料 5－6 応急給水拠点・応急給水配水池
- ・資料 6－1 災害対策用備蓄資機材等

(参 考)

- ・第 18号様式 飲料水供給簿
- ・第 19号様式 給水用機械器具、燃料及び浄水用薬品資材受払簿
- ・第 20号様式 給水用機械器具修繕簿

第9章 生活必需品等の供給計画

第1節 基本方針

災害により、日常生活に欠くことのできない被服、寝具、その他の生活必需品（以下、「生活必需品」という。）を喪失又は棄損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して、これらの生活必需品を給与又は貸与する必要があるので、その方法について定めるものとする。この際、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては孤立状態の解消に努めるとともに、円滑な供給に十分配慮するものとする。

被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達・供給に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するものとする。

第2節 実施内容

1 生活必需品の供与又は貸与

市は、被災者に対して生活必需品の供給を行うこととする。生活必需品は、備蓄物資、自ら調達した物資、応援要求等により、県、他の地方公共団体、国等によって調達され引渡された物資から、状況に応じて被災者に供給する。

2 応援協力

市は、自ら生活必需品の供給を行うことが困難な場合は、他市町村又は県に対して必要な応援を要請する。

なお、事態に照らし緊急を要する場合は、応援要請を行う前に、国や県による物資輸送が開始される場合があることに留意する。

3 その他

災害救助法が適用された場合、県及び救助実施市が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については災害救助法施行細則による。

(資料)

- ・資料6-1 災害対策用備蓄資機材等

第 10 章 医療救護計画

第 1 節 基本方針

災害時には医療・助産施設自体も被害を受けて診療機能が混乱・低下する一方で、医療施設等に多数の受傷者が殺到して緊急の医療等が必要になるほか、避難者に対する広範な医療支援等が求められる。

このため、一般社団法人瀬戸旭医師会、瀬戸歯科医師会、瀬戸旭長久手薬剤師会等の医療機関との協力体制を確立して、災害時における医療救護活動が迅速かつ円滑に機能するように努めるものとする。

第 2 節 実施内容

1 医療の方法

- (1) 災害発生初期においては、一般社団法人瀬戸旭医師会及び災害拠点病院となっている公立陶生病院が連携し、医療活動に努める。
- (2) 市は、災害の状況に応じて一般社団法人瀬戸旭医師会、瀬戸歯科医師会及び瀬戸旭長久手薬剤師会に医療救護班、歯科医療救護班の派遣を要請し、地域の医療体制確保に努めるとともに、管内の避難所等における医療ニーズの把握に努める。
- (3) 市から派遣要請を受けた一般社団法人瀬戸旭医師会、瀬戸歯科医師会及び瀬戸旭長久手薬剤師会は、それぞれ「災害時の医療救護に関する協定」及び「災害時における医療救護に関する協定実施細目」並びに「災害時における歯科医療救護に関する協定」及び「災害時における歯科医療救護に関する協定実施細目」に基づき医療救護班又は歯科医療救護班を編成し活動する。
- (4) 前項の活動の拠点は瀬戸市立休日急病診療所に置く。
- (5) 一般社団法人瀬戸旭医師会及び公立陶生病院は、県が 2 次医療圏等の区域ごとに設置する保健医療調整会議に参画して、情報の共有を図る。
- (6) 災害拠点病院である公立陶生病院は、一般社団法人瀬戸旭医師会等の医療活動を支援するとともに、被災地からの重傷患者等の受入拠点及び広域搬送の拠点となる。
- (7) 医療救護班において応急手当後、医療機関への収容を必要とする者については、的確な情報に基づき最適な医療機関へ搬送する。
- (8) 市は、保健医療調整会議に参画して、管内の医療ニーズや医療救護活動を報告するとともに、関係機関との情報の共有を図り、また、必要に応じて医療チーム等の派遣や、医薬品供給等の支援を要請する。

2 医療の範囲

- (1) 医療救護
 - ア 傷病者に対する診療（トリアージを含む）及び応急措置
 - イ 傷病者の医療機関への搬送要否の判断
 - ウ 死亡の確認等
 - エ 助産
 - オ 看護

カ その他医療救護に必要な事項

(2) 歯科医療救護

- ア 歯科診療を必要とする被災者に対する応急措置
- イ トリアージによる口腔領域等の被災者の早期の対応
- ウ 歯科保健活動
- エ 歯科診療記録等に応じた身元確認の協力
- オ その他状況に応じた必要な措置

3 救急搬送の実施

患者の搬送は、原則として地元及び応援消防機関による。

ただし、消防の救急車両が手配できない場合は、県、市及び災害拠点病院で確保した車両により搬送を実施する。なお、道路や交通機関の不通時等又は遠隔地へ重症患者を搬送する場合には、県、県警察、自衛隊、第四管区海上保安本部等ヘリコプター等を要請して行う。

なお、重症患者の緊急空輸については、消防本部から、愛知医科大学病院へドクターヘリを要請して行う。

4 医薬品その他衛生材料の確保

(1) 医療救護活動に必要な医薬品等は、「災害時の医療救護に関する協定」に基づき瀬戸旭長久手薬剤師会の会員及び最寄りの医薬品等販売業者等から調達することを原則とし、災害の状況等により不足する場合は、市は2次医療圏等の区域ごとに設置される保健医療調整会議に調達の要請をする。

(2) 保健医療調整会議は、災害発生後、圏内の医薬品等販売業者の被害状況を速やかに把握するとともに、市から医薬品等について調達の要請を受けた場合は、圏内の医薬品等販売業者に対し供給を要請する。

圏内の調達が不可能な場合は、県保健医療調整本部（医薬安全課）に調達を要請する。

(3) 県保健医療調整本部（医薬安全課）は、災害発生後、医薬品等販売業者の被害状況を速やかに把握し、災害薬事コーディネーターとともに、愛知県医薬品卸協同組合、中部衛生材料協同組合、愛知県医療機器販売業協会、一般社団法人日本産業・医療ガス協会東海地域本部及び東海歯科用品商協同組合愛知県支部に、医薬品等の供給を要請する。

(4) 県薬剤師会は、県又は市の要請に基づき医薬品などの供給及び支援薬剤師の派遣に協力する。

(5) 県薬剤師会は、県、市、県医師会及び県歯科医師会と協力して避難所等において被災者に対する医薬品等の服薬、指導及び医薬品等に関する相談を行う。

5 臨時予防接種

県は、まん延予防上緊急の必要があると認めるとき、又は国から予防接種を行うよう指示を受けた場合には、臨時に予防接種を行い、又は市に行うよう指示する。

6 応援協定

(1) 市は、県の実施する臨時予防接種について対象者の把握、対象者への連絡等必要な協力をする。

- (2) 市は、自ら防疫・保健活動の実施が困難な場合、他市町村又は県へ防疫・保健活動の実施又はこれに要する要員及び資機材について応援を要求する。
- (3) 市は、保健活動により、心のケア対応が必要と認める場合は、県に対して愛知D P A Tの派遣要請を行う。

7 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県及び救助実施市が同法に基づく救助の実施機関となる。ただし、当該災害が局地災害の場合は、県が実施機関となる当該事務については市長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。また、当該災害が広域災害の場合は、日本赤十字社愛知県支部への救助事務の委託を想定している。

なお救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

(資 料)

- ・資料 2－市 瀬戸市締結の災害応援等に関する協定・覚書
 - 災害時の医療救護に関する協定 (社)瀬戸旭医師会)
 - 災害時の医療救護に関する協定実施細目 (社)瀬戸旭医師会)
 - 災害時の歯科医療救護に関する協定 (瀬戸歯科医師会)
 - 災害時の歯科医療救護に関する協定実施細目 (瀬戸歯科医師会)
 - 災害時の医療救護に関する協定 (瀬戸旭長久手薬剤師会)
 - 災害時の医療救護に関する協定実施細目 (瀬戸旭長久手薬剤師会)
- 瀬戸市立休日急病診療所を災害時の医療救護所に指定することに関する協定書
- ・資料 7－8 医療関係者名簿
- ・資料 7－9 (一社)瀬戸旭医師会集団災害時連絡表
- ・資料 7－10 歯科関係者名簿
- ・資料 7－11 歯科医師会災害時(緊急)連絡網
- ・資料 7－12 薬剤関係者名簿
- ・資料 7－13 瀬戸旭長久手薬剤師会集団災害時連絡表

(参 考)

- ・第 2 1 号様式 医療救護班診療記録
- ・第 2 2 号様式 医療救護班医薬品衛生材料使用簿
- ・第 2 3 号様式 医療救護班の編成及び活動記録
- ・第 2 4 号様式 医薬品衛生材料受払簿
- ・第 2 5 号様式 病院診療所医療実施状況
- ・第 2 6 号様式 助産台帳

第 1 1 章 遺体の搜索、遺体の処理及び遺体の埋火葬

第 1 節 基本方針

周囲の状況から判断して、災害により死亡したと思われる者は、速やかに遺体を搜索・収容し、所要の処理をした後、埋葬又は火葬（以下「埋火葬」という。）する。

遺体の取扱いに当たっては、礼意を失わないように注意するとともに、遺族等の心身の状況、その置かれている環境等について適切な配慮を行う。

第 2 節 実施内容

1 遺体の搜索

市は警察と緊密な連絡をとりながら搜索を実施する。

2 検視（調査）

遺体を発見したときは、その現場で警察官の検視（調査※）を得る。

現場での検視（調査）を得ることができない場合は、発見の日時、場所、発見者、発見時の遺体の状況、所持品等を明確にする。

※「警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律」に基づき、警察等が死因及び身元を明らかにするために行う調査（外表の調査、遺体の発見された場所の調査、関係者に対する質問等）

3 遺体の処理

(1) 遺体の収容及び一時保存

遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時日に埋火葬ができない場合等においては、遺体安置所（寺院などの施設の利用、又は寺院、学校等の敷地に仮設）を確保するとともに、棺、ドライアイス等を調達し、埋火葬等の措置をするまで遺体を一時保存する。

なお、遺体安置所は、十分な広さがあり、遺体安置に適した施設をあらかじめ選定しておくよう努めるものとする。

(2) 遺体の検視（調査）及び検案

警察官の遺体の検視（調査）を得るとともに、医師による遺体（医師の診療中に死亡した者を除く）の検案（死亡の確認、死因、DNA鑑定に必要な検体採取及びその他の医学的検査）を受ける。また、必要に応じて歯科医師（会）に協力を要請する。

(3) 遺体の洗浄等

検視（調査）及び検案を終了した遺体について、遺体の識別のため又は遺族への引き渡しまで相当の期間を要する場合の措置として、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。

(4) 遺体の身元確認及び引き渡し

身元不明の遺体については、警察その他関係機関に連絡し、その調査に当たる。身元が判明し、引取人があるときは、速やかに遺族等へ引き渡す。

なお、被災地域以外に漂着した遺体のうち身元が判明しない者は、行旅死亡人としての取扱いとする。

4 遺体の埋火葬

(1) 死亡届書の受理、火葬（埋葬）許可証の交付

死亡診断書又は死体検案書が添付された死亡届書を受理するとともに、火葬（埋葬）許可証を交付する。

(2) 遺体の搬送

遺体安置所又は火葬場までの遺体の搬送を行う。

(3) 埋火葬

火葬（埋葬）許可証を確認し、遺体を埋火葬する。

(4) 棺、骨つぼ等の支給

棺、骨つぼ等を現物で遺族に支給する。

(5) 埋火葬相談窓口の設置

速やかな埋火葬を要望する遺族のため、必要に応じ、埋火葬相談窓口を設置し、火葬場、遺体の搬送体制等に関する適切な情報を提供することにより、円滑な埋火葬の実施を支援する。

5 応援協力関係

市は、自ら遺体の捜索、処理、埋火葬の実施が困難な場合、他市町村又は県に対して、遺体の捜索、処理、埋火葬の実施、又はこれに要する要員及び資機材につき応援を要請する。

遺体の埋火葬においては、「災害発生時における火葬場の相互応援協力に関する協定」によるものとする。さらに、必要に応じて県へ応援を要求する。

6 その他

災害救助法が適用された場合、県及び救助実施市が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

(資 料)

- ・資料 2 - 市 瀬戸市締結の災害応援等に関する協定・覚書
災害発生時における火葬場の相互応援協力に関する協定

(参 考)

- ・第 27 号様式 遺体捜索状況記録簿
- ・第 28 号様式 遺体捜索用機械、器具、燃料受払簿
- ・第 29 号様式 遺体処理台帳
- ・第 30 号様式 埋葬台帳

第 1 2 章 防疫及び保健衛生計画

第 1 節 基本方針

災害発生時における防疫措置は、生活環境の悪化、罹災者の病原体に対する抵抗力低下等の悪条件下に行われるものであるため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症新法」という。）に従い迅速に実施し、感染症流行の未然防止に万全を期するものとする。また、被災環境下では、身心両面の様々な問題が生じやすくなるため、市は、被災地域の状況を的確に把握し、必要な保健衛生施策を先行的に推進するものとする。

第 2 節 実施内容

1 防疫活動等のための組織

市災害対策本部の中に防疫及び保健衛生のための活動を効率かつ効果的に実施できる組織を設け、必要な活動を行う。

2 防疫活動

- (1) 道路、溝渠、公園等公共の場所を中心に消毒を実施し、清掃を行う。
- (2) 被災の直後に、家屋、その他の消毒を実施する。
- (3) 県の指示及び指導に基づき、感染症の病原体に感染された場所の消毒の実施、ねずみ族や昆虫等の駆除を実施する。
- (4) 避難所の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるように努める。
- (5) 予防接種法第 6 条の規定による厚生労働大臣が定める疾病の予防接種を県の指示に基づき行う。
- (6) 県及び報道機関等の協力を得て、被災した地域住民に対し、感染予防のための指導及び広報活動に努める。

3 生活衛生

災害時には不衛生な食品が流通して各種の疾病が発生するおそれがあり、これらの事故を未然に防ぐため、生活衛生活動を実施する。

- (1) 感染症法による生活の用に供する水の供給を実施する。
- (2) 避難所の生活衛生を確保するため、飲料水等の衛生指導を行う。

4 栄養指導等

- (1) 県及び市は、避難所等における炊き出しの実施に際し、栄養指導を行うとともに、避難所等における被災者の食生活支援・相談を行う。また、避難所等における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。

- (2) 市町村は、避難所等における被災者に対する健康対策のうち、巡回栄養相談等を必要とする場合は、「災害時における栄養・食生活支援活動に関する協定」に基づき、県を通じ公益社団法人愛知県栄養士会へ支援の活動を要請するなど、避難所等における適切な食事の確保及び提供について、専門性を有した支援の協力が得られるよう努める。

5 健康管理

- (1) 県及び市は、必要に応じ避難所等に保健師、歯科衛生士等を配置し、被災者等の健康相談や口腔ケアを行うとともに保健師、歯科衛生士、歯科医療救護班等による巡回健康診断等を行う。
- (2) 要配慮者の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ、医療を確保するとともに、福祉施設等での受入れや介護職員の派遣等、保健・医療・福祉・介護関係者と協力し、健康維持に必要な支援を行う。

6 健康支援と心のケア

- (1) 被災状況の把握と避難所・地域の保健活動
- ア 市は、地域の被災状況を把握し、避難所等の保健活動方針と方法を決定して避難所及び地域での巡回健康相談並びに家庭訪問を実施するなど、住民の健康状態把握と対応を行う。
- イ 県は、保健活動に必要な情報を収集し、市に情報提供と支援を行う。
- (2) 長期避難者等への健康支援
- ア 避難生活が長期にわたるとストレスが蓄積し、心身ともに様々な問題が生じやすいため、健康増進への支援、心の問題等を含むストレス解消などの健康相談体制の充実、自治活動の支援等を行う。
- イ ストレス症状の長期化・悪化あるいはPTSD・うつ病・アルコール依存症の人を適切に専門機関への橋渡しを行うなど、住民ニーズに沿った精神保健福祉相談体制を充実させる。
- (3) 子どもへの健康支援
- ア 学校において健康診断を実施するとともに、スクールカウンセラーによる学校内でのカウンセリングや家庭訪問等で心のケアを行う。
- イ 児童相談センターでも相談窓口を設置する。
- (4) 職員等支援活動従事者の健康管理
- 支援活動従事者が過重勤務等から心身のバランスを崩すことを未然に防ぐため、定期的なミーティング等により心身の健康状態を把握し、適切な勤務体制を整える。

7 応援協力関係

市は、自らの防疫・保健衛生活動の実施が困難な場合、他市町村又は県へ防疫・保健衛生活動の実施又はこれに要する要員及び資機材について応援を要請する。また、県又は他市町村から応援要請があった場合はこれに積極的に協力する。

第 13 章 住宅対策

第 1 節 基本方針

災害により家屋に被害を受け、自らの資力では住宅を確保できない被災者のため、応急仮設住宅の設置や被災住宅の応急修理、障害物の除去を実施し、住生活の安定に努める。

応急仮設住宅の設置については、民間賃貸住宅等の空き家、空室の可能な場合には、民間賃貸住宅等の借り上げによる方法を積極的に活用する。

第 2 節 実施内容

1 罹災証明書の発行体制の整備

- (1) 市は、瀬戸市罹災証明書等交付要綱に基づき、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。
- (2) 市は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該事務を支援するシステムの活用について検討するものとする。

2 被災住宅等の調査

市は災害のため住家に被害が生じた場合、罹災証明書の交付、公共賃貸住宅等への入居、応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理、障害物の除去及び被災者生活再建支援金の給付等に必要な次の調査を実施する。

- (1) 住家の被害状況
- (2) 被災地における住民の動向
- (3) 応急仮設住宅建設現地活動上の支障事項等
- (4) その他住宅の応急対策実施上の必要な事項

3 公共賃貸住宅等への一時入居

- (1) 家屋に被害を受けた被災者のために、短期間の一時的な住まいとして公共賃貸住宅の空家を提供し、市民の生活基盤確保を図る。
 - 市は平常時から、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。また、災害時には適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。
- (2) 実施要領
 - 入居可能な市営住宅の把握をするとともに、県、地方住宅供給公社、都市再生機構等へ一時入居用住宅の提供を要請する。また、民間の空き家住宅の借上げを要請する。
- (3) 一時入居住宅の提供
 - ア 提供する住宅の選定・確保
 - 提供する住宅の選定に当たっては、地域の被災状況をできるだけ考慮し、利用可能な

空家を確保する。

イ 相談窓口の開設

入居相談窓口は被災地域の状況により適宜開設する。

ウ 一時入居の終了

この被災者対策は、応急措置として被災者の一時的な居住場所を提供するものである
ので、一定期間をもって終了とする。

なお、終了に際しては被災者個々の状況を考慮して適宜対応するものであること。

エ 使用料等の軽減措置

被災者が被災による多額の経費負担を伴うことを考慮し、一時入居する住宅の使用料
等については、できる限り軽減措置を図るものとする。

4 応急仮設住宅の設置及び管理運営

応急仮設住宅の設置は、建設又は賃貸住宅の借り上げによるものとし、災害の特性等に
応じて供与方法を選択する。

市は、住宅の被災状況等から応急仮設住宅の設置が必要な場合は、県に対して、設置を要
請する。

(1) 建設の方針

応急仮設住宅の建設及び入居者の選定等に関する基本的事項は、次のとおりとする。

ア 建設用地の確保

(ア) 市は、応急仮設住宅の建設用地を、災害時の状況により、原則として市が予定し
た建設用地の中から、①公有地、②国有地、③企業等の民有地の順に選定し、報告
する。

なお、企業等の民有地については、公租公課等の免除を前提とし、原則として無
償で提供を受けられる土地とする。また、二次災害に充分配慮する。

(イ) 応急仮設住宅を迅速に供与するため、市は、あらかじめ住宅建設に適する建設用
地を選定・確保し、応急仮設住宅建設候補地台帳を作成しておく。

なお、用地の選定に当たっては応急仮設住宅の用地に関し、災害に対する安全性
や洪水、土砂災害の危険性に配慮する。

イ 建設戸数

災害程度、避難所への避難者を対象にした調査を基に建設必要戸数を推計し、県に要
望する。

ウ 建物の規模及び費用

1戸当たりの建物面積及び費用は、災害救助法施行細則（昭和40年愛知県規則第60
号）に定める基準とする。

ただし、世帯の構成員及び資材の調達状況等により、基準運用が困難な場合は、市
が基準内において調整し、その規模及び費用の追加ができるものとする。

エ 建設の時期

災害が発生した日から原則として20日以内に着工するものとする。

ただし、大災害等の事由により期間内に着工できない場合は、事前に内閣総理大臣の
承認を受けて、必要最小限度の期間を延長するものとする。

(2) 被災者の入居及び管理運営

市は、応急仮設住宅への入居対象者の選定とその管理運営を次のとおり行う。

ア 入居対象者

災害により被災し、原則として次のいずれにも該当する者とする。

- (ア) 住家が全壊、全焼又は流失した者であること。
- (イ) 居住する住家がない者であること。
- (ウ) 自らの資力をもってしては、住宅を確保することができない者であること。

イ 入居者の選定

応急仮設住宅の入居者の選定については、市は県が行う救助の補助として県から受託してこれを行う。

なお、入居者の選定に当たっては要配慮者に十分配慮する。

ウ 管理運営

(ア) 応急仮設住宅の管理運営については、市は県が行う救助の補助として県から受託してこれを行う。

- (イ) 応急仮設住宅は、被災者に対しての一時的居住の場所を与えるための仮設建設であることを考慮し、使用目的に反しないよう適切に管理する。その際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入れに配慮するものとする。

エ 供与の期間

入居者に供する期間は、応急仮設住宅の完成の日から2年以内とする。なお、供用期間終了後は、県及び救助実施市が譲渡又は解体撤去の処分を速やかに行う（救助実施市は、県の連絡調整の下でこれを行うものとする。）。

(3) 災害救助法の適用

ア 災害救助法が適用された場合に県及び救助実施市が行う救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

イ 災害救助法が適用されない場合の応急仮設住宅の設置及び管理運営は、市が行う。

5 住宅の応急修理

災害救助法が適用された場合の応急修理は県が行う。また、同法が適用されない場合の応急修理は市が行う。応急修理は、「住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理」及び「日常生活に必要な最小限度の部分の修理」をするものであり、次のとおり実施する。

(1) 応急修理の実施

ア 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理

(ア) 応急修理を受ける者の範囲

住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者

(イ) 修理の範囲

雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある屋根、外壁、建具等の必要な部分

(ウ) 修理の費用

応急修理に要する費用は、災害救助法施行細則に定める範囲内とする。

(エ) 修理の期間

災害が発生してから10日以内に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に修理ができない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長するものとする。

(オ) 修理の方法

住宅の応急修理は、現物給付をもって実施する。

イ 日常生活に必要な最小限度の部分の修理

(ア) 応急修理を受ける者の範囲

- a 住宅が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者
- b 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者

(イ) 修理の範囲

居室、炊事場、トイレなど当面の日常生活に欠くことのできない部分とする。

(ロ) 修理の費用

応急修理に要する費用は、災害救助法施行細則に定める範囲内とする。

(ハ) 修理の期間

災害が発生してから3月以内（災害対策基本法に規定する災害対策本部が設置された場合は、6か月以内）に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に修理ができない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長するものとする。

(ニ) 修理の方法

住宅の応急修理は、現物給付をもって実施する。

(2) 県が応急修理を行う場合の市が行う措置

住宅の応急修理に係る申請の受付、修理業者の指定と斡旋等の業務、請求書のとりまとめ並びに県への各種情報提供等を行う。

(3) 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県及び救助実施市が同法に基づく救助の実施機関となる。ただし、当該災害が局地災害の場合は、県が実施機関となる当該事務については市長への委任を想定しているため、当該市が実施することとなる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

6 障害物の除去

(1) 障害物の除去の実施

被災住宅の障害物の除去は、日常生活に欠くことのできない部分等に運び込まれた土石、竹木等の除去を行うものとする。

ア 障害物除去の対象住家

土石、竹木等が居室、炊事場、トイレなど当面の日常生活に欠くことのできない部分又は玄関等に運び込まれているため、居住者が現実に当面の日常生活を営むことができない状態にある住家とする。

イ 除去の範囲

居室、炊事場、トイレなど当面の日常生活に欠くことのできない部分とする。

ウ 除去の費用

障害物の除去に要する費用は、災害救助法施行細則に定める範囲内とする。

エ 除去の期間

災害が発生してから 10 日以内に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に除去ができない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長するものとする。

オ 除去の方法

障害物の除去は、直接又は建築業者、土木業者に請負わせて実施する。

カ 給付対象者の範囲

住宅に土石、竹木等が運び込まれる被害を受けた者で、自らの資力では障害物の除去を行うことができない者とする。

(2) 応援協力関係

市は、自ら応急仮設住宅の設置、住宅の応急修理及び障害物の除去をすることが困難な場合、他市町村又は県へ応急仮設住宅の設置、住宅の応急修理及び障害物の除去の実施又はこれに要する要員及び建築資機材につき応援を要求する。

(3) 災害救助法の適用

ア 災害救助法が適用された場合、県が実施機関となるが、市長への委任を想定しているため、直接の事務は、市が実施する。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

イ 災害救助法が適用されない場合の住宅の応急修理は、市が行う。

(参 考)

- ・第 3 1 号様式 応急仮設住宅台帳
- ・第 3 2 号様式 応急仮設住宅用敷地使用貸借契約書
- ・第 3 3 号様式 応急仮設住宅使用申込書
- ・第 3 4 号様式 応急仮設住宅入居決定通知書
- ・第 3 5 号様式 応急仮設住宅使用貸借契約書
- ・第 3 6 号様式 障害物除去の状況

第 1 4 章 環境汚染防止及び廃棄物処理対策

第 1 節 災害廃棄物処理実行計画の策定

市は、災害廃棄物対策指針（平成 30 年 3 月改定：環境省）に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力等について、市災害廃棄物処理計画として具体的に示すものとする。

災害時においては、被災状況を調査し、発生した災害廃棄物の種類、性状等を勘案し、その発生量を推定した上で、災害廃棄物処理実行計画を策定して、迅速かつ適正な処理を進める。

第 2 節 災害廃棄物の迅速かつ適正な処理

- 1 災害廃棄物の処理を円滑に推進するため、収集運搬機材、仮置場及び中間処理施設及び最終処分場を確保するとともに、県及び周辺市町村と密接な連絡の下に処理体制を確立し、災害廃棄物の計画的な収集・運搬・処分を行う。
- 2 災害廃棄物処理に当たっては、作業現場においてできる限り分別を実施し、仮置場及びリサイクル施設への分別搬入を行い、仮置き場等でも選別を行うことにより、可能な限り再生利用と減量化を図りつつ、適正な処理を行う。また、フロン使用機器の廃棄処理にあたっては、適切なフロン回収を行う。
- 3 環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずる。
- 4 ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。

第 3 節 し尿・ごみの収集・運搬、処分

し尿・ごみの収集・運搬は、被災地の状況を考慮し、避難所や緊急を要する地域から実施する。収集・運搬したし尿は、し尿処理施設等に投入し処分する。また、収集・運搬したごみは、焼却処分を原則とするが、不燃性又は焼却できないものについては、破砕処理や埋立処分等を行う。なお、これらの収集・運搬、処分については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令に定める基準に従って行い、フロン使用機器の廃棄処理にあたっては、適切なフロン回収を行う。

第 4 節 広域連携、民間連携の促進

中部地方環境事務所、県（環境局）及び市は、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努めるものとする。

また、市は、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時に整備する廃棄物処理施設の処理能力について災害廃棄物への対応として計画的に一定程度の余裕を持たせることや処理施設の能力の維持を図る。

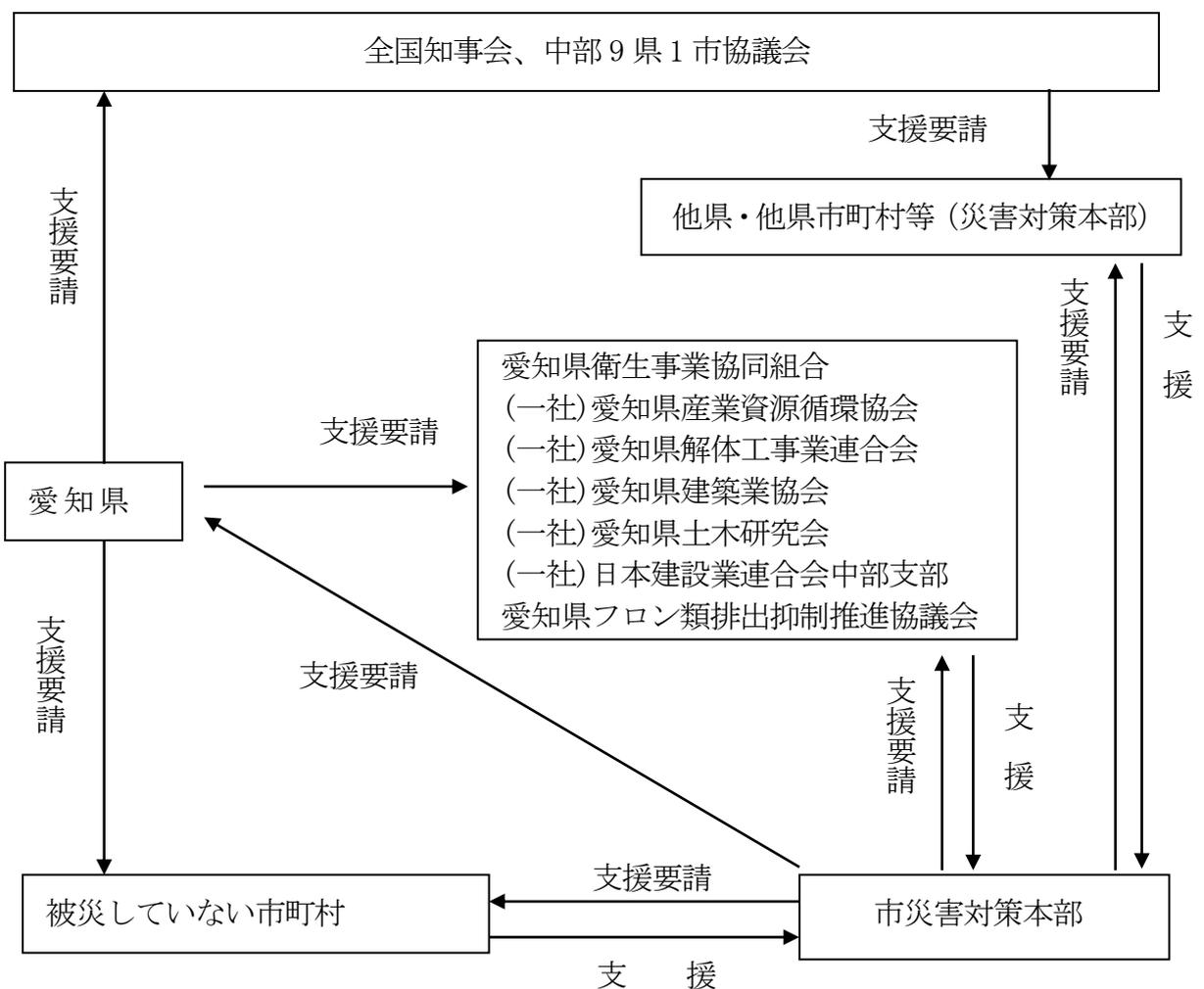
なお、市は、大規模災害時に備えて、下記の協定を締結しており、自らによる処理が困難で応援等が必要な場合は、以下の協定に従い応援要請を行う。

また、災害廃棄物の撤去等を円滑に進めるため、市の廃棄物担当部局、災害ボランティアセ

ンターを運営する社会福祉協議会及びNPO・ボランティア関係団体等が平常時から連携を図り、災害時に緊密に連携して災害廃棄物の撤去等に対応するものとする。

- 1 災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定（愛知県、県内市町村及び一部事務組合、愛知県流域下水道管理者、県内公共下水道管理者・平成26年1月1日締結）
- 2 災害時における廃棄物の処理等に関する協定（一般社団法人 愛知県産業資源循環協会・平成27年7月24日締結）

【災害時の支援体制】



(資料)

- ・資料2-市 瀬戸市締結の災害応援等に関する協定・覚書
 - 災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定書
 - 災害時における廃棄物の処理等に関する協定
 - 災害時における下水・し尿及び浄化槽汚泥の処理等に関する協定
- ・資料7-4 し尿収集・運搬業者一覧

第15章 文教災害対策

第1節 基本方針

災害のため児童生徒に対して、平常の学校教育を実施することが困難となった場合は、教育施設及び教職員の確保については、県教育委員会、市教育委員会、私立学校設置者等が、教科書・学用品等の供与については、市長（災害救助法が適用された場合は、知事及び知事から委任された市長）が、応急措置を講じ、応急教育を実施するものとする。

第2節 実施内容

1 対策の伝達及び臨時休業等の措置（風水害等災害対策）

(1) 気象警報等の把握・伝達

市立学校への災害等に関する情報は、「風水害等災害対策計画 第3編 第1章 情報の伝達計画」に基づき市に対して伝達されるので、市教育委員会が、各学校に対して伝達する。

(2) 臨時休業等の措置（市立学校）

授業を継続実施することにより、児童生徒等の安全の確保が困難であると思われる場合又はあらかじめ災害の発生が予想される場合には、各学校長が臨時休業等の措置をとる。休校措置を実施した場合は、速やかに市教育委員会に報告する。

(3) 避難等

学校において災害が発生し、又はそのおそれがある場合には、事態に即応して各学校であらかじめ定めた計画により避難する。

市から、避難所等の開設の要請を受けた学校にあっては、市と緊密な連絡をとるとともに、これに積極的に協力する。

2 教育施設の確保

市教育委員会は、教育施設の被災若しくは校舎、体育館及び運動場が集団避難施設となることにより授業が長時間にわたり中断することを避けるため、次の措置を講ずる。

(1) 応急的な教育施設の確保と授業等の実施

ア 校舎等の被害が軽微な場合

速やかに応急修理を行い、授業等を実施する。

イ 被害が相当に大きい、校舎等の一部が使用可能な場合

使用可能な校舎において安全を確保し、授業等を再開する。

なお、一斉に授業ができない場合は、二部授業又は地域の公共施設利用による分散授業を実施する等の措置を講ずる。

ウ 校舎等の使用が被災により全面的に使用困難な場合

市内の公民館等公共施設あるいは近隣の学校の校舎を借用し、授業等を実施する。

エ 校舎等が避難施設となる場合

授業実施のための校舎等の確保は、イ及びウの場合に準ずるものとする。また、校舎等での避難生活が長期にわたる場合は、応急教育活動と避難活動との調整を図り、授業の早期再開を図る。

なお、利用できる施設の確保が困難な場合は、応急的な仮校舎の設置の措置を講じる。

(2) 応急な教育活動についての広報

応急な教育活動の開始に当たっては、開始時期及び方法等について児童生徒等及び家庭等への周知を図る。

3 教職員の確保

市教育委員会は、校舎が全面的な被害を受け、復旧に長時間を要するため、児童、生徒を集団的に避難させた場合は、原則として当該校の教職員がそれに付き添って行くものとする。

ただし、教職員の人的被害が大きく、応急の教育の実施に支障があるときは、他の教育機関の了承を得て、他校の教職員の援助を求めて、又はこれに必要な教職員を臨時に採用する等、必要教職員の確保に万全を図る。

4 教科書・学用品等の給与

市は、災害により教科書・学用品等を喪失又はき損し、就学上支障を来した市立学校の児童・生徒に対して教科書・学用品等を給与する。

ただし、教科書については、給与するために必要な冊数等を「事故発生等の報告について(平成22年3月26日21教総第947号)」別紙様式6により、速やかに(7日以内)県教育委員会に報告するものとする。

5 応援要請

(1) 市教育委員会における措置

市教育委員会は、自ら学校教育の実施が困難な場合、他市町村教育委員会又は県教育委員会へ教育施設及び教職員の確保につき、応援を求める。

(2) 市における措置

市は、自ら教科書・学用品等の給与の実施が困難な場合、他市町村又は県へ教科書・学用品等の給与の実施調達につき、応援を求める。

6 その他

災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

(参 考)

- ・第37号様式 学用品購入(配分)計画表
- ・第38号様式 学用品の給与状況

第16章 緊急輸送手段の確保

第1節 基本方針

市及び関係機関は、災害時における応急対策の実施に当たり必要な人員、物資等を迅速に輸送するため、各々が保有する車両等を動員するとともに、輸送関係業者等の保有する車両の調達等、緊急輸送体制を確保する必要があるため、それに伴う措置を中心に定めるものとする。

第2節 実施内容

1 緊急輸送の対象

緊急輸送の対象となる人員、物資の範囲は次のとおりとする。

- (1) 応急（復旧）対策作業に従事する者
- (2) 医療、通信、調達等で応急（復旧）対策に必要とされる者
- (3) 食品、飲料水等、その他生活必需物資
- (4) 医薬品、衛生機材等
- (5) 応急（復旧）対策用資機材
- (6) その他必要な人員及び資機材
- (7) 被災者（滞留者、要配慮者、傷病者等）及びボランティア

2 車両の確保

市は、あらかじめ定める災害時における輸送車両等の運用計画又は調達計画により、車両等の調達先及び予定数を明確にし、人員及び物資等の輸送手段を確保する。

市が、運用又は調達する業者からの輸送車両等で不足が生じた場合は、次の事項を明示して、他市町村又は県に調達の調整を要請する。

- (1) 輸送区間及び借上げ期間
- (2) 輸送人員又は輸送量
- (3) 車両等の種類及び台数
- (4) 集結場所及び日時
- (5) その他必要事項

3 緊急通行車両の運行確保

(1) 事前申請

市及び指定行政機関等の車両で、緊急通行を行う計画のある車両は、公安委員会に緊急通行車両の確認届出を行うこととする。

(2) 届出済証の交付等

交付の範囲は、災害対策基本法に定める応急対策を遂行するために必要とされているもので、前記「緊急輸送の対象となる人員、物資の範囲」とする。

公安委員会は、申請に係る車両が緊急通行車両に該当するかどうかの審査を行い、該当すると認められるものについては、緊急通行車両等事前届出済証を申出者に交付する。

(3) 確認の申請手続

交付を受けている届出済証により、警察本部、警察署、交通検問所において緊急通行車

両であるとの確認を行った場合は、別記第45号様式の「緊急通行車両確認証明書」を作成し、第46号様式の「緊急通行車両確認標章」とともに申出者に交付する。

4 緊急輸送道路等の機能確保

市長は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、災害対策基本法に基づき、道路管理者として、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転手がない場合等においては、自ら車両の移動等を行うものとする。

(資 料)

- ・資料6-5 所管別車両表

(参 考)

- ・第40号様式 輸送記録簿
- ・第41号様式 燃料及び消耗品受払簿

第 17 章 一般通信施設計画

第 1 節 基本方針

電気通信施設等に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該施設を災害から防御し、一般通信サービスを確保するための電気通信施設等の災害応急対策を定める。

第 2 節 実施内容

1 通信事業者（西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社）

- (1) 緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。また、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況や見通し、代替的に利用可能な通信手段等について、関係機関及び市民に対してわかりやすく情報提供（ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等）する。

ア 西日本電信電話株式会社

- (ア) 可搬型無線機及び応急用ケーブル等を使用し、回線の応急復旧を図る。なお、可搬型無線機の使用については、電波干渉を考慮し、総合的判断により設置する。
- (イ) 交換機被災ビルには、非常用可搬型デジタル交換機等を使用し、復旧を図る。
- (ウ) 電力設備被災ビルには、移動電源車あるいは大容量可搬型電源装置を使用し、復旧を図る。
- (エ) 幹線伝送路の被災については、マイクロ波可搬無線装置による復旧を図る。

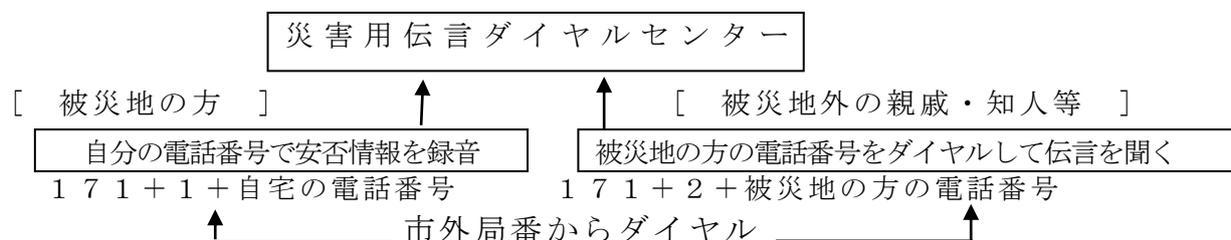
イ エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社

- (ア) 応急用ケーブル等を使用し、回線の応急復旧を図る
- (イ) 電力設備被災ビルには、移動電源車を使用し、復旧を図る。

(2) 災害用伝言ダイヤル及び災害用伝言板の運用

震度 6 弱以上の地震が発生した場合は、電話の輻輳を緩和するため、直ちに災害用伝言ダイヤルを提供するとともに、報道機関への連絡等を行う。また、インターネットを利用して安否確認を行う災害用伝言板を、災害用伝言ダイヤルの提供に準じて運用する。

【災害用伝言ダイヤルのシステム】



項 目	内 容
伝言の録音、再生が可能な電話番号（キー）	被災地を中心とした生活圏のNTTの一般電話番号（市外局番を含む。また、災害発生時にNTTが県単位に指定する。

利用可能電話	NTTの一般電話（プッシュ式、ダイヤル式） 公衆電話、INSネット64、INSネット1500、ひかり電話、メンバーズネット（オフセット通話利用時）携帯電話、PHS（一部事業者を除く）
伝言備蓄数 伝言録音期間	1電話番号当たり1～10伝言 1伝言30秒以内
伝言の保存時間	登録後2日間（48時間）
伝言の消去	保存期間経過時に自動消去
利用料金	発信地～被災地電話番号間の通話料（登録、再生とも必要）
暗証番号付き伝言	4桁の暗証番号 （録音：171+3+暗証番号。再生：171+4+暗証番号）

2 移動通信事業者（KDDI株式会社、株式会社NTTドコモ、ソフトバンク株式会社及び楽天モバイル株式会社）

(1) 緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。また、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況等を関係機関に共有する。

(2) 災害用伝言板の運用

震度6弱程度以上の地震が発生した場合には、被災地域への通信の疎通確保対策として、災害用伝言板を運用する。

【ドコモiモード災害用伝言板サービスのシステム】

項目	内容
運用条件	震度6以上の地震などの災害が発生した場合
メッセージ登録可能エリア メッセージ登録可能件数	災害が発生した地域を管轄している営業エリア全域及びその周辺1携帯電話番号あたり10件
メッセージ登録内容	<ul style="list-style-type: none"> ・状態(日本語版・英語版それぞれ下記の4つの中から選択) 日本語版：「無事です」「被害があります」「自宅にいます」「避難所にいます」 英語版：「I'm okay」「Need Help」「Safe at home」「At evacuation area」 ・コメント(全角100(半角200)文字以内)
メッセージ確認可能エリア	全国のiモードサービス利用可能エリア
メッセージ登録方法	<ul style="list-style-type: none"> ①iMenuのトップに表示される「災害用伝言板」を選択 ②「災害用伝言板」の中の「登録」を選択 ③現在の状態について「無事です」等4つの中から選択し、任意で100文字以内のコメントを入れる ④「登録」を押す

メッセージ確認方法	①iMenu のトップに表示される「災害用伝言板」を選択 ②「災害用伝言板」の中の「登録」を選択 ③安否確認したい人の携帯電話番号を入力し、「検索」を押す。 ④メッセージを選択し、登録されている状態を確認する。
そ の 他	docomo 携帯電話番号以外からは「au 災害用伝言板」「ソフトバンク 災害用伝言板」「ワイモバイル災害用伝言板」のリンクを表示する。

【KDD I 災害用伝言板サービスのシステム】

機 能		内 容	
伝 言 板	基 本	安否情報の登録・削除・確認、その他(サービス概要、お問い合わせなど)	
	安否情報の確認	登録方法	Ezweb→トップメニュー→災害用伝言板→登録
		被災状況	「無事です。」「被害があります。」「自宅にいます。」「避難所に居ます。」「コメントを見て。」の中から選択(英語版の利用も可能)
		コメント入力	全角100文字まで
		保存期間	最大72時間
		登録可能件数	10件/1電話番号
安否情報登録利用地域	被災地域に担当し手居る営業エリア及びその周辺(登録可能エリアについては「災害用伝言板」で確認できます。		
お知らせメール	伝言板に安否情報を登録した際に、あらかじめ設定しておいた相手に安否情報が登録されたことをEメール自動送信でお知らせする機能		
	設定宛先件数	5件	
	送信者アドレス	安否情報を登録した携帯電話のメールアドレス	
	メール内容	安否情報を登録した携帯電話の電話番号 安否情報が登録された旨をお知らせする内容 伝言板へアクセスするためのリンク	
安否情報確認	地域制限なく、au 携帯電話番号で検索可能 Ezweb→トップメニュー→災害用伝言板→登録→安否情報を確認したい相手の携帯電話Gのウを入力し「検索」を押す。 au 携帯電話番号以外からは「i モード災害用伝言板」「ソフトバンク 災害用伝言板」「ワイモバイル災害用伝言板」のリンクを表示		

3 通信事業者は、災害により音信不通区間を生じたとき又は応急復旧したときは、市災害対策本部に情報伝達するとともに、必要に応じて連絡要員を派遣する。

第 18 章 ボランティア団体等の受入れに関する計画

第 1 節 基本方針

市域に大きな災害が発生した場合、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、市及び防災関係機関等だけでは、十分に対応できないことが予想される。

このため、市及び防災関係機関等は、災害応急対策を実施する上で必要なボランティアグループなどの受入れをはじめ、災害時に全国各地から集まるボランティアについての窓口を設置し、奉仕団体や各種ボランティア団体等の活動が円滑に行なわれるよう努めるものとする。

また、各方面から被災者に対して寄託される義援金等の募集、受付、配分等について適切な対応を行うものとする。

第 2 節 実施内容

1 ボランティア等の受入れ

- (1) 市は、奉仕団体又は各種ボランティア団体等からの協力申入れ等に対して、災害応急対策の実施のための労務の協力を受ける。
- (2) 市は、「瀬戸市地域ボランティア支援本部の開設及び運営等に関する協定」に基づき、瀬戸市社会福祉協議会と連携して「災害ボランティアセンター」を速やかに設置し、ボランティアコーディネーター（以下「コーディネーター」という。）の派遣及び運営等を協力団体に要請する。併せて、机、椅子及び電話等必要な資機材を確保する。
- (3) 災害ボランティアセンターに配置された市職員は、瀬戸市社会福祉協議会と連携して、ボランティアの受入れに関してコーディネーターの自主性を尊重し、市災害対策本部との間の必要な連絡、情報提供、資機材提供等を行うなどの支援を行うものとする。
- (4) 市は、防災に関するボランティアの活動を円滑に実施するため、受入れ体制やコーディネーターの配置等に関する実施要綱等を定めるものとする。

2 ボランティア団体等の活動

ボランティア団体等に依頼する活動内容は、主として次のとおりとする。活動内容の選定に当たっては、ボランティア団体等の意見を尊重して決定する。

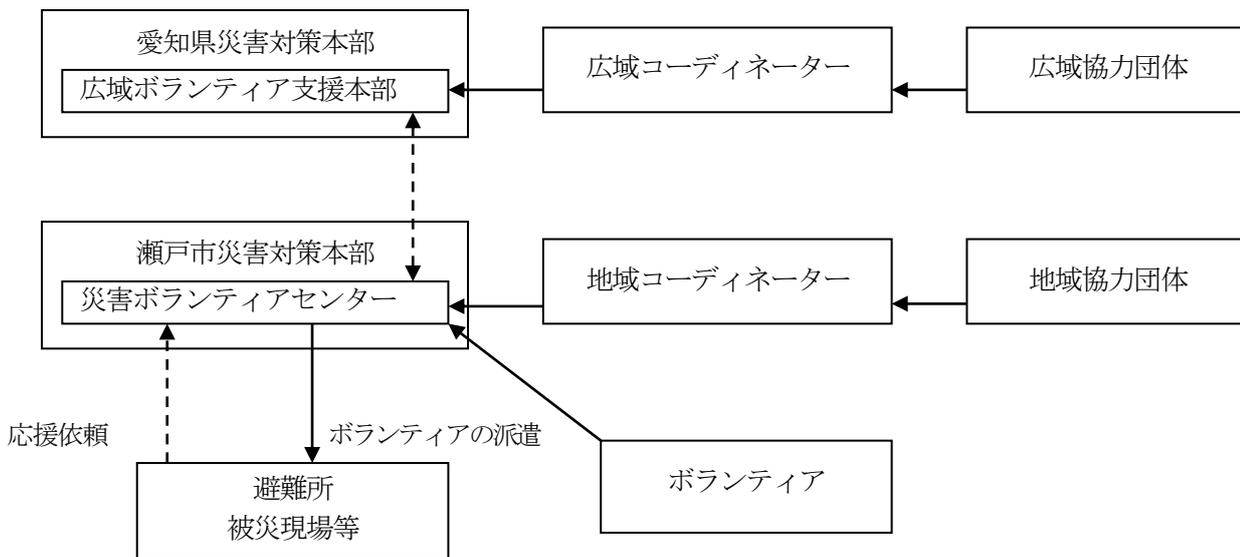
- (1) 災害、安否、生活情報の収集及び伝達
- (2) 炊き出し、その他の災害救助活動
- (3) 老人・障害者等要配慮者の介助、介護、看護補助
- (4) 清掃及び防疫
- (5) 災害応急対策物資、資材の輸送及び配分
- (6) 応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
- (7) 災害応急対策事務の補助
- (8) その他上記活動に類した作業

3 コーディネーターの役割

- (1) 災害ボランティアセンターに派遣されたコーディネーターはボランティアの受入れに

必要な物資等の調整やボランティアへの支援要請の内容把握等を行う。

- (2) ボランティア団体等と連携して、コーディネーターの交替要員の確保・斡旋を行う。
- (3) ボランティア団体等と連携して、必要なボランティアの確保・斡旋を行う。
- (4) 必要に応じ、情報広報班を通じてボランティアの受入れに関する情報を報道機関へ提供する。
- (5) コーディネーターは、行政機関、協力団体、NPO・ボランティア関係団体等と相互に連携し、ライフラインの復旧や仮設住宅への入居等の状況を踏まえ、適当な時期以降、被災地の自立をより一層進めるために、ボランティア活動から地元の自主的な相互扶助等への円滑な移行ができるよう努めるものとする。
- (6) ボランティア受け入れの流れ



4 NPO・ボランティア関係団体等との連携

県及び市は、社会福祉協議会、県内及び県外から被災地入りしているNPO・ボランティア関係団体等と、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有し、連携のとれた支援活動を展開するよう努める。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取り組みにより、連携の取れた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの活動環境について配慮するものとする。

5 協力が予想されるNPO・ボランティア関係団体等

- (1) 県と「ボランティアの受入れ体制の整備とネットワーク化の推進等に関する協定」を締結している団体

日本赤十字社愛知県支部、社会福祉法人愛知県社会福祉協議会、一般社団法人日本ボーイスカウト愛知連盟、一般社団法人ガールスカウト愛知連盟、愛知県青年団協議会、公益財団法人愛知県国際交流協会、認定特定非営利活動法人レスキューストックヤード、公益財団法人名古屋YWCA、一般社団法人日本アマチュア無線連盟愛知県支部、トヨ

タボランティアセンター、認定特定非営利活動法人愛知ネット、社会福祉法人愛知県共同募金会、公益社団法人日本青年会議所東海地区愛知ブロック協議会、日本労働組合総連合会愛知県連合会

(2) その他のボランティア団体等

愛知県防災ボランティアグループ、赤十字奉仕団、青年団、婦人会、高等学校、大学、高等技術専門校、各種団体、県外からのボランティア

6 義援金等の募集、受付及び配分

(1) 募集及び受付

ア 日赤県支部、報道機関、各種団体等は、災害の状況により募集期間を定めて、市の赤十字奉仕団、新聞、ラジオ、テレビ又は街頭募金等により募集することがある。

イ 市は、義援金等の受付窓口を開設して、寄託される義援金等を受け付ける。

また、義援金等を提供する場合は、被災地のニーズに応じた物資とするとともに、品名を明示する等梱包に際して被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送に十分配慮した方法とするよう努める。

(2) 配分

ア 日赤県支部で募集した義援金等及び県、日赤支部に寄託された義援金等は、市が寄託を受け被災者に配分する。

イ 報道機関、各種団体等は、募集した義援金等を被災者に配分し、又は必要に応じて県、市、日赤県支部に寄託する。

(資 料)

- ・資料 2 - 市 瀬戸市締結の災害応援等に関する協定・覚書
瀬戸市地域ボランティア支援本部の開設及び運営等に関する協定
- ・資料 3 - 3 瀬戸市防災ボランティア受入体制等に関する実施要綱

(参 考)

- ・第 39 号様式 奉仕団等受入れ記録簿

第 19 章 応援協力・応援要請

第 1 節 基本方針

大規模な災害時においては、単一の防災関係機関や市単独での、応急対策活動等に当たって支障をきたすことが予測される。防災関係機関は平素からそれぞれの関係機関と十分協議し、災害時に当たっては相互に協力し、応急対策活動を円滑に実施するものとする。

第 2 節 実施内容

1 応援協力

(1) 知事に対する等（災害対策基本法第 68 条）

市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該市町村の災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、知事に対して応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。

(2) 他の市町村長に対する応援要求（災害対策基本法第 67 条）

市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該市の災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長に対して応援を求めることができる。

なお、市長は、あらかじめ災害時の応援に関する協定を締結し、その協定に基づき応援を求めるものとする。

また、協定に基づく応援で不足する場合には、協定外の市町村に対して応援を要求する。この場合、応援を求められた市町村長は、県が行う市町村間の調整に留意するとともに必要な応援をするものとする。

(3) 「被災市町村広域応援の実施に関する協定」に基づく応援

市長は、当協定に基づき行われる応援について、県、県市長会、県町村会及び他の市町村と調整・連携した上で実施するものとする。

(4) 市町村における対応

さらに、県と一体となった応援が効果的であると認められるときは、県市長会及び県町村会の協力を得て、県及び他の市町村が連携した応援の実施について調整を行う。

(5) 経費の負担

国から県又は市に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法並びに他県、他市町村から市に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は所定の方法による。

（災害対策基本法施行令第 18 条）

2 救援隊等による協力

(1) 市長は、大規模な災害等が発生した場合は、愛知県内広域消防相互応援協定に基づく援助要請及び緊急消防援助隊の要請を行うものとする。

(2) 市長は、応援活動部隊の野営施設又は宿泊施設及び車両等の保管場所等の活動拠点を確保する。

(3) 市長は、消防本部庁舎において緊急消防援助隊指揮支援本部の設置・運営に協力する。

(4) 防災関係機関が災害応急対策を実施するにあたり、県外から必要な応援要員を導入した

場合、市長は、これらの要員のための宿泊施設等について、各機関の要請に応じて、可能な限り準備する。

3 防災活動拠点の確保等

(1) 県（防災安全課）及び市における措置

ア 県、市町村は、大規模な災害が発生し県内外からの広域的な応援を受ける場合に、自衛隊・警察・消防を始めとする応援部隊等の展開及び宿営の拠点、資機材・物資の終結・集積に必要な拠点について、関係機関との調整の上、確保を図るものとする。

イ 当該拠点は、市町村又は県が応援活動を行う場合の活動拠点としての活用も図るものとする。

ウ 物資の輸送拠点について、県及び市町村は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。

(2) 防災活動拠点の確保

市は、受援及び応援のための集結・集積活動拠点として、地区防災活動拠点の確保を図るものとする。

4 災害緊急事態

内閣総理大臣が災害緊急事態の布告を発し、市内が関係地域の全部又は一部となった場合、市及び防災関係機関は、政府が定める対処基本方針に基づき、応急対策を推進し、県の経済秩序を維持し、その他当該災害に係る重要な課題に適切に対応する。

(資料)

- ・資料 2－市 瀬戸市締結の災害応援等に関する協定・覚書
 - 災害応援に関する協定書
 - 愛知県内広域消防相互応援協定
 - 隣接市町との消防相互応援協定締結状況
 - 水道災害相互応援に関する覚書
 - 災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定書
 - 災害発生時における火葬場の相互応援協力に関する協定

第20章 自衛隊災害派遣要請

第1節 基本方針

市長は、災害の発生により、人命又は財産保護のための応急対策を実施するために必要と認められる場合は、災害対策基本法第68条の2の規定に基づき、知事に対し自衛隊の災害派遣要請の要求をする。

第2節 災害派遣

1 自衛隊における措置者

陸上自衛隊第10師団長及び航空自衛隊第1輸送航空隊司令（小牧基地司令）（以下「自衛隊の災害派遣命令者」という。）は、大規模な災害が発生した場合には、速やかに災害情報の収集に努めるとともに、人命救助を第一義務とする緊急援助活動を行う。

連絡先	課業時間内	課業時間外
陸上自衛隊 第10師団長 ※ 派遣担当部隊	052-791-2191 内線：4236(防衛班)	052-791-2191 内線：4301(当直室)
航空自衛隊第1輸送航空隊 司令（小牧基地司令）	0568-76-2191 内線：4032（防衛部）	0568-76-2191 内線：4017（当直室）

※ 愛知県西部派遣担当部隊：第35普通科連隊、電話：052-791-2191
課業時間内：内線 4831(第3科)、課業時間外 内線 4509(宿直室)

2 災害派遣の活動範囲

項目	内容
(1) 被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。
(2) 避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときには、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
(3) 遭難者等の捜索・救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合には、通常、他の救援活動に優先して捜索救助を行う。
(4) 水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。
(5) 消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具をもって、消防機関に協力して消火にあたる。消火薬剤等は、通常、市等の提供するものを使用するものとする。
(6) 道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開、除去にあたる。

(7) 応急医療・救護及び防疫	被害者に対し応急医療・救護及び防疫等を行うが、薬品等は通常、市等の提供するものを使用するものとする。
(8) 人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについてのみ行うものとする。
(9) 給食及び給水	被災者に対し、給食及び給水を実施する。
(10) 入浴支援	被災者に対し、入浴支援を実施する。
(11) 物資の無償貸与又は譲与	『防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令』（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。
(12) 危険物の保安及び除去	自衛隊の能力の範囲内における火薬類、爆発物危険物の保安措置及び除去を行う。
(13) その他	その他、臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、要請によって所要の措置をとる。

第3節 災害派遣の要請

1 市から県への災害派遣要請の要求

市長は、自衛隊の災害派遣を必要と認めるときは、速やかに知事に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼し、知事から関係自衛隊に災害派遣要請をする。

この場合において、市長は、その旨及び市の地域に係る災害の状況を関係自衛隊の長に対して必要に応じ通知する。

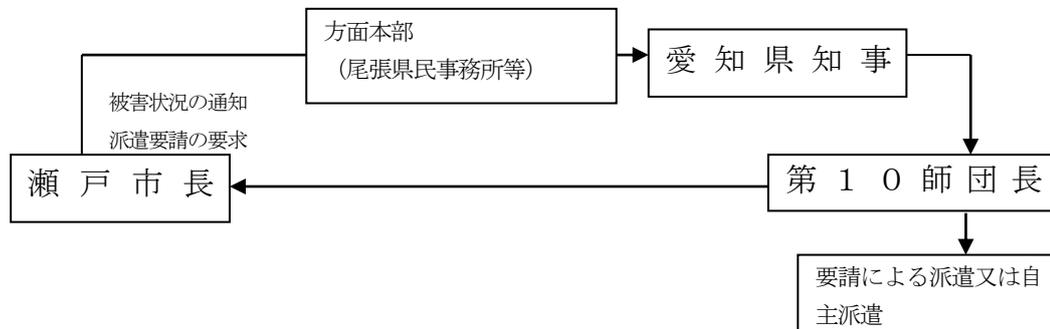
2 緊急を要する場合及び県知事との連絡が取れない場合の措置

- (1) 市長は、緊急を要する場合その他やむを得ない理由により文書によることができない場合は、口頭又は電信若しくは電話により連絡し、事後速やかに文書を提出する。
- (2) 市長は、知事との連絡がとれず自衛隊の災害派遣要請の要求ができない場合は、陸上自衛隊第10師団長に市の地域に係る災害の状況を通知する。通知を受けた第10師団長は、その事態に照らし特に緊急を要し、知事からの要請を待ついとまがないとき認めるときは、人命又は財産保護のため、知事の要請を待たないで、部隊等を派遣することができる。
- (3) 市長は、災害対策基本法第68条の2第1項及び第2項の規定により災害の状況等を自衛隊に通知をしたときは、速やかに、その旨を知事に通知しなければならない。

3 連絡要員の派遣

自衛隊は、災害派遣要請を受けたとき、又は災害派遣要請を受けることが予想されるときは、必要に応じて、市災害対策本部に連絡要員を派遣する。

【災害派遣要請手続の系統】



(注) 時間にいとまがない場合等、やむを得ない場合は、直接知事（防災安全局）に派遣要請を依頼する。この場合も、できるだけ速やかに、方面本部（尾張県民事務所）へも連絡する。

(参 考)

- ・ 第43号様式 災害派遣要請依頼書
- ・ 第44号様式 災害派遣撤収要請依頼書

第4節 災害派遣部隊の受入れ

1 災害派遣部隊受入れにあたっての留意事項

- (1) 職員の中から派遣部隊との連絡責任者を指名し、派遣部隊との連絡を密接にする。
- (2) 応援を求める内容、所要人員及び資機材等の確保について計画を立て、部隊到着後は速やかに作業が開始できるようあらかじめ準備しておく。
- (3) 部隊が到着した場合は、部隊を目的地に誘導するとともに部隊指揮官と協議して、作業が他の機関の活動と競合重複することがないように最も効率的に作業ができるよう配慮する。
- (4) 自衛隊の宿泊施設又は野営施設及び車両等の保管場所を確保する。

2 ヘリコプターによる災害派遣受入れの場合の準備事項

(1) 事前準備

- ア ヘリポート用地として、別図に示す基準を満たす用地を確保する。その際、土地所有者又は管理者との調整を確実に実施しておく。
- イ ヘリポートの位置確認のため、ヘリポート及びその周辺地域を含む地図(縮尺1万分の1程度のもの)を提供する。
- ウ 夜間等の派遣活動に備え、ヘリコプターの誘導のための照明器具等を配備するとともに、緯度・経度によりヘリポート位置を明らかにする。
- エ 自衛隊があらかじめ行う各ヘリポートへの離着陸訓練に対して協力する。

(2) 受入時の準備

- ア 離着陸地点には、別図に示す基準の **(H)** 記号を風向きと並行方向に向けて表示する

- とともに、ヘリポート近くに上空から風向き、風速の判定ができる吹き流しを掲揚する。
- イ ヘリポート内の風圧に巻き上げられるものは、あらかじめ撤去する。
 - ウ 砂塵の舞い上がる時は散水、積雪時は除雪又はてん圧を実施する。
 - エ ヘリポート付近の住民に対して、ヘリコプターの離着陸等について広報を実施する。
 - オ 物資を搭載する場合は、その形状と重量を把握し、事前に自衛隊と調整を行う。
 - カ 離着陸時のヘリポートには、関係者以外立ち入らせない。

第5節 撤収要請依頼

市長は、自衛隊の災害派遣の目的を達成したとき又は必要がなくなつたと認めるときは、速やかに愛知県知事に対して撤収要請を依頼する。

第6節 自衛隊の派遣活動に伴う経費の負担区分

- 1 自衛隊が救助活動に要した経費は、原則として派遣を受けた市が負担するものとし、次を基準とする。
 - (1) 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
 - (2) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費（自衛隊の装備品を稼働させるため通常必要とする燃料を除く。）、汚物処理、電話等通信費（電話設備費含む。）及び入浴料
 - (3) 派遣部隊の救援活動に必要な自衛隊装備以外の資材、器材の調達、借上、運搬、修理等のための費用
- 2 負担区分について疑義が生じた場合、あるいはその他必要経費が生じた場合は、その都度、相互に協議して決めるものとする。

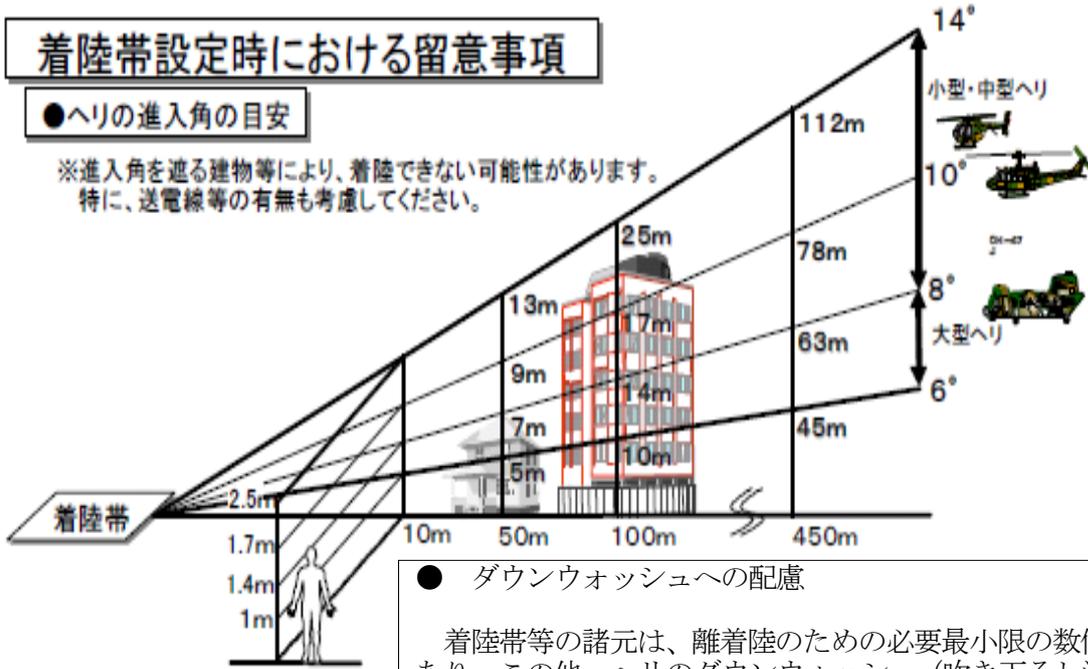
(資料)

- ・資料6-9 ヘリコプターの保有機関
- ・資料6-10 ヘリポート可能箇所

着陸帯設定時における留意事項

●ヘリの進入角の目安

※進入角を遮る建物等により、着陸できない可能性があります。
特に、送電線等の有無も考慮してください。



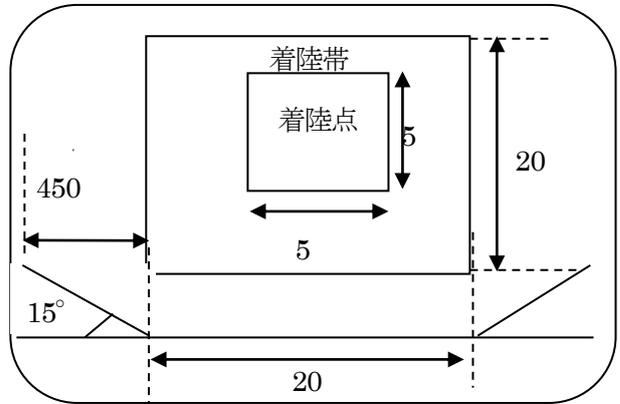
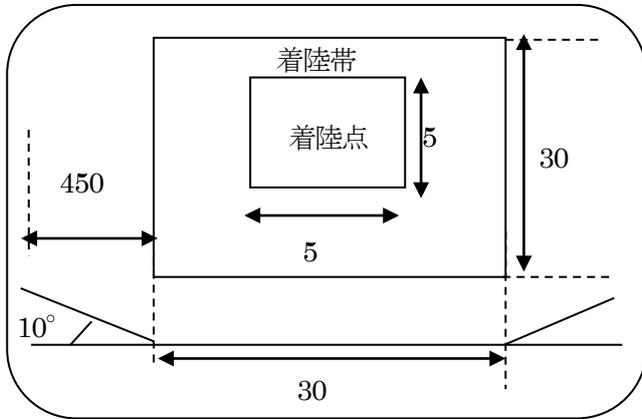
●ダウンウォッシュへの配慮

着陸帯等の諸元は、離着陸のための必要最小限の数値であり、この他、ヘリのダウンウォッシュ（吹き下ろし流）に注意する必要がある。

- ① 着陸帯の状況：砂塵・小石の巻き上げ
- ② 着陸帯の周辺の状況（離着陸経路を含む。）：風により飛散・破壊する物の有無

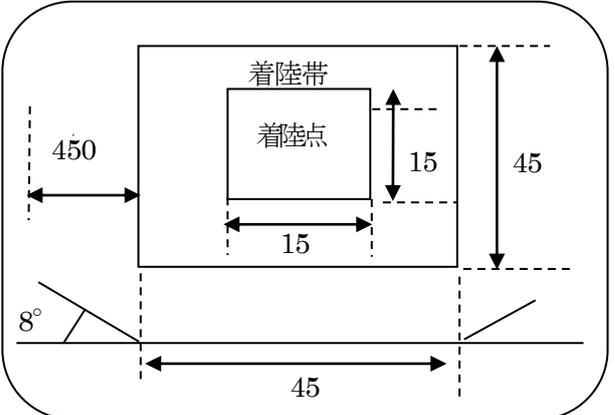
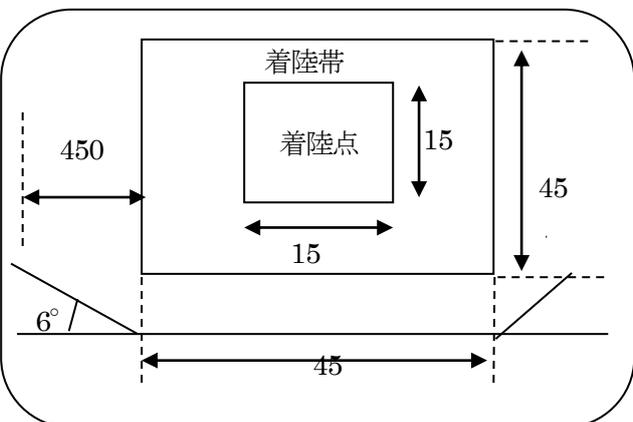
(a-1) 小型機 (OH-6) の場合《標準》

(a-2) 小型機 (OH-6) の場合《応急》

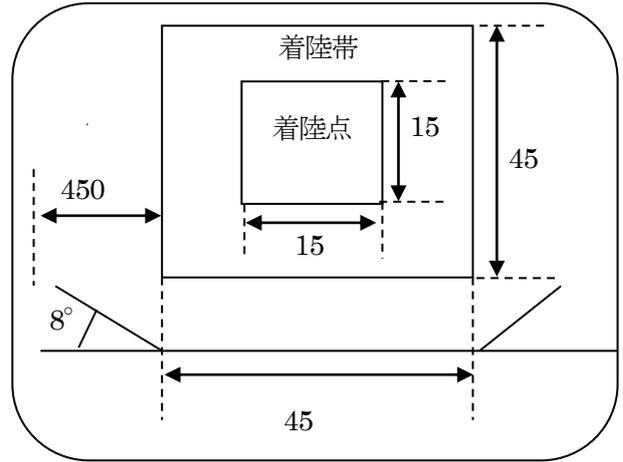
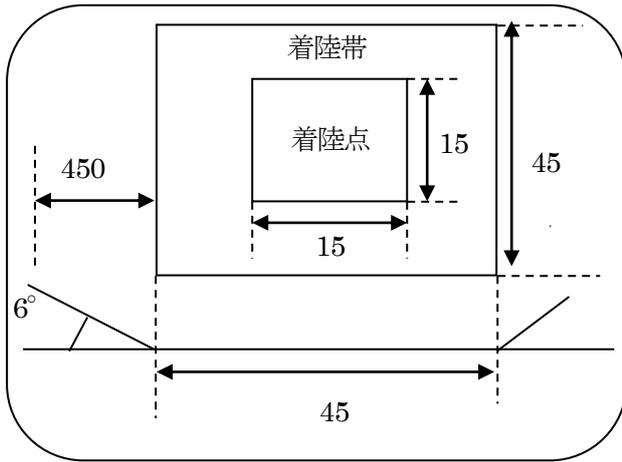


(b-1) 小型機 (UH-1) の場合《標準》

(b-2) 小型機 (UH-1) の場合《応急》



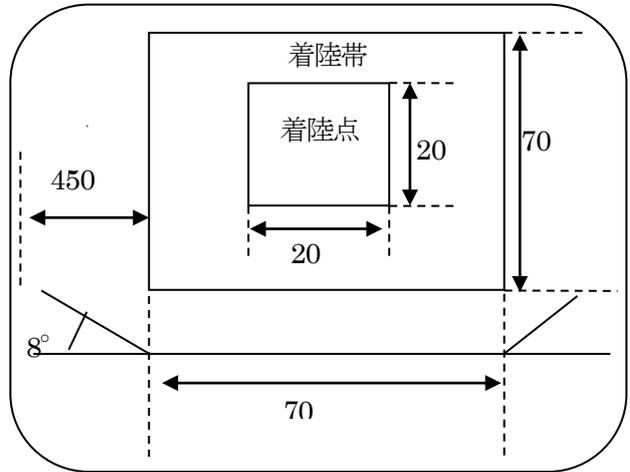
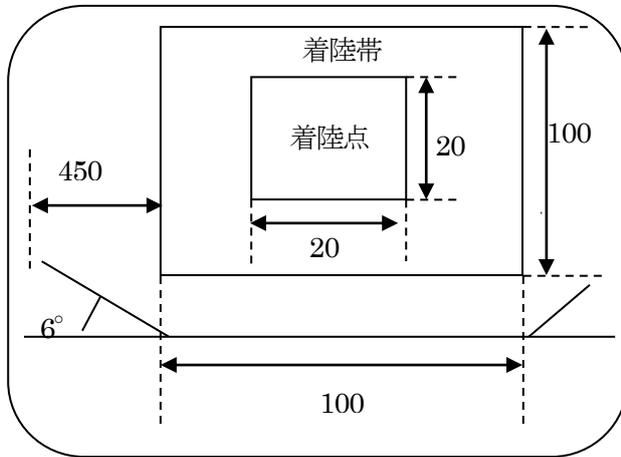
(c-1) 大型機(V-107及びUH-60J)の場合《標準》 (c-2) 大型機(V-107及びUH-60J)の場合《応急》



(単位：m)

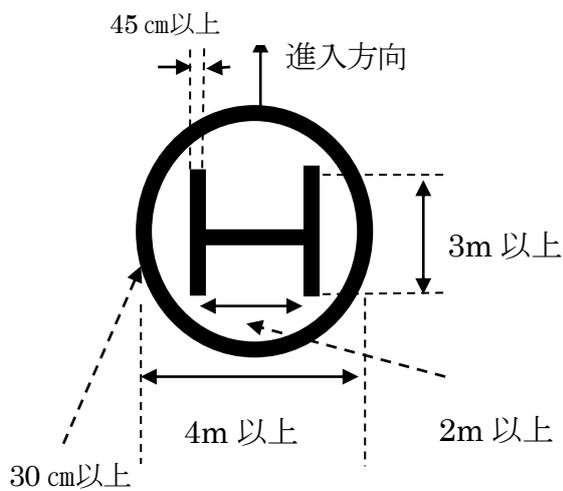
(d-1) 大型機(CH-47)の場合《標準》

(d-2) 大型機(CH-47)の場合《応急》



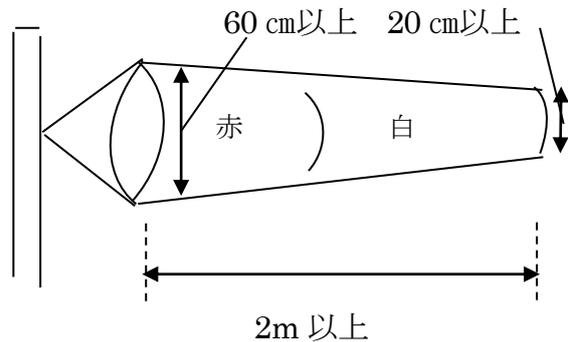
(単位：m)

標示記号 **H** の基準



- 石灰で標示、積雪時は墨汁、絵の具等で明瞭に表示。

吹き流しの基準



- 吹き流しの生地は繊維、形は円錐帯。
吹き流しが無い場合は、同様の大きさの旗を掲げる。

第 2 1 章 防災ヘリコプターの活用

第 1 節 基本方針

発災直後に上空からの災害応急対策活動、火災防御・救助・救急活動等が必要な場合には、県に防災ヘリコプターの出動を要請し、広域的かつ機動的な応急活動を実施するものとする。

第 2 節 実施内容

1 要請の基準

市長（委任された消防長）は、次のいずれかに該当する場合には、知事に防災ヘリコプターの出動を要請する。

- (1) 災害が隣接する市町村等に拡大し、又はその恐れのある場合
- (2) 市の消防力では、防御が著しく困難な場合
- (3) その他救急救助活動等において、防災ヘリコプターによる活動が最も有効な場合

2 要請方法

市長（委任された消防長）は、防災ヘリコプターの応援要請をする場合は、県防災安全局消防保安課防災航空グループに電話等により次の事項について速報を行ったうえで、防災航空隊緊急出動要請書を知事に提出する。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害の発生場所
- (3) 災害発生現場の気象状態
- (4) 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (5) 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び連絡手段
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (7) その他必要な事項

3 受入れ体制

消防長は、防災ヘリコプターの出動を要請した場合は、県防災安全局消防保安課防災航空グループと緊密な連携を図るとともに、必要に応じて次の受入れ体制をとる。

- (1) 離着陸場所の確保及び安全対策
- (2) 傷病者等の搬送先の離着陸場所及び病院等への搬送手配
- (3) 空中消火基地の確保
- (4) その他必要な事項

4 緊急時応援要請連絡先

愛知県防災安全局消防保安課防災航空グループ

（電話 0568-29-3121 FAX 0568-29-3123）

第4編 災害復旧対策計画

第1章 復興体制

第1節 基本方針

大規模災害からの円滑かつ迅速な復興を図るため、復興体制を整備する。被災した地域の再建を可及的速やかに実施するため、復興計画を作成し、計画的に復興を進める。

災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国や他の地方公共団体等に対し職員の派遣等の協力を求める。被災地の復旧・復興に当たっては、復旧・復興のあらゆる場・組織に、障害者や高齢者、女性等の参画を促進する。

第2節 復興計画等の策定

特定大規模災害によって土地利用の状況が相当程度変化した地域や多数の住民が避難等を余儀なくされた地域など、復興法に定める要件に該当する地域をその区域とする市町村は、国の復興基本方針及び県復興方針に則して、市町村復興計画を策定し、これを着実に実施することにより、被災地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

第3節 職員の派遣要請

1 国の職員の派遣要請（復興法第53条）

市町村長は、特定大規模災害からの復興のために必要な場合、指定地方行政機関の長に対して、職員の派遣を要請することができる。

2 他の普通地方公共団体の職員の派遣要請（地方自治法第252条の17）

市町村長は、市町村の事務処理のため特別の必要があると認める場合、他の普通地方公共団体の長に対して、職員の派遣を要請することができる。

3 職員派遣のあっせん要求（復興法第54条）

市町村長は、知事に対し復興法第53条の規定による指定地方行政機関の職員の派遣について、あっせんを求めることができる。

また、市町村長は、知事に対し地方自治法第252条の17の規定による他の普通地方公共団体職員の派遣について、あっせんを求めることができる。

第2章 被災者等の再建等の支援

第1節 基本方針

- 1 被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講じるよう努める。
また、市は、被災者の早期生活再建を支援するため、住家の被害状況調査の結果に基づき、税の減免、各種手数料・使用料の減免、各種貸付金、融資の支援、保険などの支払いを受けるために必要となる罹災証明書について、その交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど、交付に必要な業務の実施体制の整備に努め、早期に被災者に交付するものとする。
- 2 被災者の住まいの確保については、自力での住宅再建（取得）を基本とし、再建（取得）を支援するとともに、住宅供給公社や民間等による住宅の供給を促進する。また、必要に応じて災害公営住宅を整備する。
- 3 暴力団による義援金等の不正受給、復旧・復興事業等への参入・介入等を防止するため、県警察と連携して暴力団排除に努める。

第2節 対策

1 義援金の受付及び配分

各方面から被災者に対して寄託される義援金を受け付けるとともに、県及び日本赤十字社愛知県支部等から寄託を受けた義援金を被災者に配分する。

2 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付

市は、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、災害により死亡した者の遺族に対し、弔慰のため死亡者が生計維持者の場合は500万円以内、その他は250万円以内の災害弔慰金を、精神又は身体に著しい障害を受けた者が生計維持者の場合は、250万円以内、その他は125万円以内の災害障害見舞金を支給するとともに、被災世帯の世帯主に対して生活の立て直しに資するために、1世帯当たり350万円以内で被害の程度、種類に応じて災害援護資金の貸付けを行う。

実施主体は、「瀬戸市災害弔慰金の支給等に関する条例」（昭和49年条例第13号）等により市が実施するが、その費用負担は弔慰金、障害見舞金にあつては、国2/4、県1/4、市1/4であり、援護資金は、国2/3、県1/3となっている。

3 生活福祉資金の貸付

市社会福祉協議会は、「生活福祉資金貸付制度要綱」により災害を受けた低所得世帯に対し、その経済自立と生活意欲の助長促進を図り、安定した生活が営めるよう1世帯当たり150万円を貸付上限額の目安として災害援護資金の貸付けを行う。

ただし、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく災害援護資金の貸付けの対象となる世帯は、原則としてこの資金の貸付けを行わないものとする。

4 災害見舞金の支給

県は、災害により死亡（行方不明を含む）又は重傷を負った場合並びに家屋が全半壊し、又は床上浸水した場合に、被害の程度に応じて見舞金を贈る。

また、日赤瀬戸市地区は、災害により家屋が全半壊し、又は浸水した世帯の世帯主に対し、被害の程度に応じて見舞金を支給する。

5 被災者生活再建支援金

「被災者生活再建支援法」に基づき、同法の適用となる自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資するため、住宅の被害程度、再建方法に応じて定額の支援金を支給する。

実施主体は県で、県から事務の全部を委託された被災者生活再建支援法人が県により拠出された基金を活用して、支援金の支給を行う。なお、支給する支援金1/2は国の補助となっている。

市は、支給申請書を受け付け、確認し、県へ送付する。

6 市税等の減免等

市は、被災により経済面において従前の生活を回復できず、納税などの義務を一時に果たすことができない被災者に対し、必要に応じ、税についての期限の延長、徴収猶予及び減免、国民健康保険制度等における医療費負担及び保険料の減免等を行う。

7 罹災証明書の交付

市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。

なお、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

また、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。

8 被災者台帳の作成

必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

9 住宅等対策

住宅を失い、又は損壊等により居住することができなくなった世帯のうち、住宅の建設、修理が困難な者に対する住宅対策は、次により行うものとする。

(1) 応急仮設住宅

第3編13章による。

(2) 災害公営住宅の建設

自己の資力では、住宅の再建が困難な者に対する居住の安定を図るため、市は公営住宅法に基づき災害公営住宅を建設するものとする。

なお、被害が甚大で、市において建設が困難な場合においては、県が公営住宅法に基づき建設するものとする。

(3) 相談窓口の設置

相談窓口を設置し、被災した住宅の補修・復旧方法（技術面）、住宅再建に係る支援制度、住宅再建用地の確保、被災した住宅の解体撤去方法、災害公営住宅への入居等についての相談に対応する。

10 震災復興都市計画の決定手続き

市は地震の発生により都市基盤が脆弱な市街地が大規模に被災した場合などに、建築基準法、被災市街地復興特別措置法及び都市計画法に基づく建築制限を行いながら、地域住民と合意形成を図り、計画的な市街地の整備事業を進める。

11 暴力団等への対策

(1) 県警察における措置の概要

被災地における復旧・復興事業に係る参入・介入等の動向を把握し、これらの動向を把握した場合には、排除を徹底する。また、警察署等において市民からの相談を受理し、的確な対応を行う。

(2) 市における措置

ア 復旧・復興事業からの暴力団排除

復旧・復興事業については、暴力団等の参入・介入を防止するために、暴力団排除条項を積極的に活用するなど暴力団排除活動を徹底する。

イ 公の施設からの暴力団排除

被災者支援施策として県及び市が行う公営住宅、公営施設の提供から暴力団員を排除するために、契約書に暴力団排除条項を整備するなど必要な措置を講ずる。

(資料)

- ・資料5-2 応急仮設住宅建設予定地

(参考)

- ・第6号様式の1 罹災証明書交付申請書
- ・第6号様式の2 罹災届出証明書交付申請書
- ・第6号様式の3 罹災証明書
- ・第6号様式の4 罹災届出証明書

第3章 公共施設等災害復旧対策

第1節 公共施設災害復旧事業計画

公共施設の復旧は、単に原形復旧にとどまらず、必要な改良復旧を原則として、更に関連事業を積極的に取り入れて施行するものとする。

したがって、各種施設の災害復旧計画の策定に当たっては、災害の実情に鑑み、その原因となった自然的、社会的、経済的諸要因について、詳細に検討して総合的な見地において策定し、緊急度の高いものから直ちに復旧に当たり、可及的速やかに完了するよう施行の促進を図るものとする。

1 災害復旧事業の種類

主 な 事 業 名	
1	公共土木施設災害復旧事業
	(1) 河川災害復旧事業
	(2) 砂防設備災害復旧事業
	(3) 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業
	(4) 道路災害復旧事業
(5) 下水道災害復旧事業	
2	農林水産施設災害復旧事業
3	都市災害復旧事業
4	水道災害復旧事業
5	住宅災害復旧事業
6	社会福祉施設災害復旧事業
7	公立医療施設、病院等災害復旧事業
8	学校教育施設災害復旧事業
9	社会教育施設災害復旧事業
10	その他の災害復旧事業

2 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成

災害復旧事業費の決定は、知事、市長の報告、資料及び実地調査の結果等に基づいて決定されるものであるが、法律及び予算の範囲内において国が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる災害復旧事業並びに激甚災害に対処するための特別な財政援助等に関する法律に基づき援助される事業は、次のとおりである。

(1) 法律

- ア 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- イ 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- ウ 公営住宅法
- エ 土地区画整理法
- オ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

- カ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- キ 予防接種法
- ク 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- ケ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法
- コ 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律

(2) 要綱等

- ア 公立諸学校建物その他災害復旧費に対し、公立諸学校建物その他災害復旧費補助金交付要綱に基づき予算の範囲内で事業費の2/3又は4/5を国庫補助する。
- イ 都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき予算の範囲内で事業費の2/3又は1/2を国庫補助する。
- ウ 水道施設の災害復旧費に対し、予算の範囲内で災害復旧事業費の1/2を国庫補助する。

3 重要物流道路（代替・補完路を含む。）の指定に伴う災害復旧事業の代行

重要物流道路（代替・補完路を含む。）に指定された道路で、災害復旧に関する工事に高度の技術を要するもの又は高度の機械力を使用して実施することが適当であると認められるものについては、県又は市からの要請により国が代行して実施することができる。

第2節 激甚災害の指定

- 1 大規模な災害が発生した場合において、「激甚災害に対処するための特別財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」という。）に基づく激甚災害の指定を受ける場合の手続き、及び、指定を受けた場合の手続き等は、以下のとおりとする。

(1) 激甚災害に関する調査

市は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について、協力するものとする。

(2) 特別財政援助額の交付手続

市は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県関係各部に提出しなければならない。

- 2 激甚災害に係る財政援助措置

(1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- ア 公共土木施設災害復旧事業
- イ 公共土木施設災害関連事業
- ウ 公立学校施設災害復旧事業
- エ 公営住宅災害復旧事業
- オ 生活保護施設災害復旧事業
- カ 児童福祉施設災害復旧事業

- キ 老人福祉施設災害復旧事業
- ク 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業
- ケ 障害者支援施設等災害復旧事業
- コ 婦人保護施設災害復旧事業
- サ 堆積土砂排除事業（公共的施設区域内、又は公共的施設区域外）
- シ 湛水排除事業

(2) 農林水産業に関する特別の助成

- ア 農地等の災害復旧事業に係る補助の特別措置
- イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- ウ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
- エ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
- オ 森林災害復旧事業に対する補助

(3) 中小企業に関する特別の助成

- ア 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
- イ 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例
- ウ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

(4) その他の財政援助及び助成

- ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- イ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
- ウ 市が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
- エ 母子及び父子並びに寡婦福祉法に関する国の貸付けの特例
- オ 水防資機材費の補助の特例
- カ 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
- キ 公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助
- ク 雇用保険法による求職者給付に関する特例

第3節 商工業の再建支援に対する市の措置

市は、被災中小企業等に対する援助、助成措置等支援制度に関する情報について、広く被災者に広報するとともに、必要に応じて、相談窓口を設置する。

第4節 農林水産業の再建支援に対する市の措置

1 支援情報の提供及び相談窓口の設置

市は、天災融資制度や日本政策金融公庫の融資制度（農林漁業セーフティネット資金等）の支援制度について、被災した農林水産従事者に提供するとともに、必要に応じて、相談窓口を設置する。

2 金融支援等

市は災害により被害を受けた農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体に対し、復

旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」に基づく利子補給等を実施する。

(資 料)

- ・資料 2 - 市 瀬戸市締結の災害応援等に関する協定・覚書
 - 災害時における電気の保安に関する協定
 - 災害時における応急対策の協力に関する基本協定書